平成20年（第４回）山鹿市議会９月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　会　議	委員会
1	9月1日	月	開会・提案理由説明	
2	9月2日	火	休会 （発言通告締切　午後５時まで）	
3	9月3日	水	休会	
4	9月4日	木	質疑・一般質問	
5	9月5日	金	質疑・一般質問・委員会付託	
6	9月6日	（土）	休会	
7	9月7日	（日）		
8	9月8日	月	本会議なし	文教厚生
9	9月9日	火		建設環境 文教厚生
１０	9月10日	水		経済観光
１１	9月11日	木		総務
１２	9月12日	金		議会運営
１３	9月13日	（土）	休会	
１４	9月14日	（日）		
１５	9月15日	（月）	（敬老の日）	
１６	9月16日	火	委員長報告・討論・採決・閉会	

平成20年（第４回）山鹿市議会９月定例会

目　次

第１号（９月１日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 4

３．出席議員 …… 4

４．説明のため出席した者 …… 5

５．事務局職員出席者 …… 6

６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 7

７．日程第２　会期の決定 …… 7

８．日程第３　議案第66号～議案第81号
認定第１号～認定第14号
報告第６号～報告第10号 …… 7

９．提案理由の説明 …… 8

（１）議案第66号（池田総務部長） …… 9

（２）議案第67号（池田総務部長） …… 9

（３）議案第68号（池田総務部長） …… 10

（４）議案第69号（池田総務部長） …… 10

（５）議案第70号（八木田教育部長） …… 11

（６）議案第71号（星子病院事務部長） …… 11

（７）議案第72号（池田総務部長） …… 12

（８）議案第73号（中野市民福祉部長） …… 14

（９）議案第74号（中野市民福祉部長） …… 15

(11) 議案第75号（中野市民福祉部長） …… 15

(12) 議案第76号（星子病院事務部長） …… 16

(13) 議案第77号（池田総務部長） …… 17

(14) 議案第78号（池田総務部長） …… 17

(15) 議案第79号（有働建設部長） …… 18

(16) 議案第80号（有働建設部長） …… 18

(17) 議案第81号（有働建設部長） …… 18

(18) 認定第１号（池田総務部長） …… 18

(19) 認定第２号（富田市民福祉部次長） …… 19

(20) 認定第３号（富田市民福祉部次長） …… 19
(21) 認定第４号（藏原環境部長） …… 20
(22) 認定第５号（栃原市民福祉部次長） …… 20
(23) 認定第６号（栃原市民福祉部次長） …… 21
(24) 認定第７号（宮本水道局長） …… 21
(25) 認定第８号（冨田農林部次長） …… 22
(26) 認定第９号（冨田農林部次長） …… 22
(27) 認定第10号（冨田農林部次長） …… 23
(28) 認定第11号（冨田農林部次長） …… 23
(29) 認定第12号（宮本水道局長） …… 24
(30) 認定第13号（星子病院事務部長） …… 24
(31) 認定第14号（藏原環境部長） …… 25
(32) 報告第６号（有働建設部長） …… 26
(33) 報告第７号（三森総務部次長） …… 27
(34) 報告第８号（松永農林部長） …… 28
(35) 報告第９号（松永農林部長） …… 29
(36) 報告第10号（松永農林部長） …… 29
10. 散　会 …… 30

第２号（９月４日）

１．議事日程 …… 33
２．本日の会議に付した事件 …… 34
３．出席議員 …… 35
４．説明のため出席した者 …… 36
５．事務局職員出席者 …… 36
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 37
（１）太田黒鐵郎議員第１問目一般質問（１回目） …… 37
〇中嶋市長答弁 …… 38
（２）太田黒鐵郎議員第２問目一般質問（１回目） …… 40
〇三森総務部次長答弁 …… 41
（３）太田黒鐵郎議員第３問目一般質問（１回目） …… 41
〇三森総務部次長答弁 …… 43
〇松永農林部長答弁 …… 43
（４）太田黒鐵郎議員第３問目一般質問（２回目） …… 44

（５）森　久雄議員第１回目一般質問 …… 44
○福田商工観光部長答弁 …… 48
（６）森　久雄議員第２回目一般質問 …… 50
○福田商工観光部長答弁 …… 51
（７）森　久雄議員第３回目一般質問 …… 53
（８）原　徹議員第１回目質疑・第１問目一般質問（１回目） …… 53
○三森総務部次長答弁 …… 55
○中野市民福祉部長答弁 …… 56
○中嶋市長答弁 …… 57
（９）原　徹議員第１問目一般質問（２回目） …… 58
○中嶋市長答弁 …… 60
(10) 原　徹議員第２・３・４問目一般質問（１回目） …… 60
○中嶋市長答弁 …… 62
○有働建設部長答弁 …… 63
○中野市民福祉部長答弁 …… 63
(11) 原　徹議員第２・３・４問目一般質問　（２回目） …… 64
○中嶋市長答弁 …… 65
○有働建設部長答弁 …… 66
(12) 原　徹議員第２・３問目一般質問（３回目） …… 66
○有働建設部長答弁 …… 67
(13) 島田節男議員第１問目一般質問（１回目） …… 68
○池田総務部長答弁 …… 69
(14) 島田節男議員第１問目一般質問（２回目） …… 70
○松永農林部長答弁 …… 70
(15) 島田節男議員第２問目一般質問（１回目） …… 71
○八木田教育部長答弁 …… 72
(16) 島田節男議員第２問目一般質問（２回目） …… 73
○八木田教育部長答弁 …… 73
(17) 島田節男議員第２問目一般質問（３回目） …… 74
○中嶋市長答弁 …… 75
(18) 島田節男議員第３問目一般質問（１回目） …… 76
○三森総務部次長答弁 …… 77
(19) 島田節男議員第３問目一般質問（２回目） …… 78
○三森総務部次長答弁 …… 79

(20) 島田節男議員第３問目一般質問（３回目） …… 80
○三森総務部次長答弁 …… 80
(21) 平井邦廣議員第１回目一般質問 …… 81
○松永農林部長答弁 …… 84
(22) 平井邦廣議員第２回目一般質問 …… 86
○松永農林部長答弁 …… 88
(23) 川野　功議員第１問目一般質問（１回目） …… 89
○福田商工観光部長答弁 …… 90
(24) 川野　功議員第１問目一般質問（２回目） …… 91
○池田総務部長答弁 …… 91
(25) 川野　功議員第１問目一般質問（３回目） …… 92
○池田総務部長答弁 …… 92
(26) 川野　功議員第２問目一般質問（１回目） …… 93
○池田総務部長答弁 …… 95
○八木田教育部長答弁 …… 95
(27) 川野　功議員第３問目一般質問（１回目） …… 97
○中嶋市長答弁 …… 97
(28) 平井光臣議員第１回目質疑 …… 98
○星子病院事務部長答弁 …… 99
(29) 平井光臣議員第１問目一般質問（１回目） …… 100
○星子病院事務部長答弁 …… 100
(30) 平井光臣議員第１問目一般質問（２回目） …… 102
○中嶋市長答弁 …… 102
(31) 平井光臣議員第２問目一般質問（１回目） …… 103
○星子病院事務部長答弁 …… 104
(32) 平井光臣議員第２問目一般質問（２回目） …… 105
(33) 古荘克郎議員第１回目一般質問 …… 106
○池田総務部長答弁 …… 106
(34) 古荘克郎議員第２回目一般質問 …… 107
○松永農林部長答弁 …… 108
７．散　会 …… 108

第３号（９月５日）

１．議事日程 …… 111

２．本日の会議に付した事件 …… 112
３．出席議員 …… 112
４．説明のため出席した者 …… 113
５．事務局職員出席者 …… 114
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 115
（１）池田誠一議員第１問目一般質問（１回目） …… 115
〇三森総務部次長答弁 …… 115
（２）池田誠一議員第１問目一般質問（２回目） …… 116
〇八木田教育部長答弁 …… 117
（３）池田誠一議員第１問目一般質問（３回目） …… 117
〇中嶋市長答弁 …… 118
（４）池田誠一議員第２問目一般質問（１回目） …… 119
〇藏原環境部長答弁 …… 119
（５）池田誠一議員第２問目一般質問（２回目） …… 120
〇藏原環境部長答弁 …… 120
（６）池田誠一議員第２問目一般質問（３回目） …… 121
〇藏原環境部長答弁 …… 122
（７）池田誠一議員第３問目一般質問（１回目） …… 122
〇田中教育長答弁 …… 123
〇八木田教育部長答弁 …… 124
（８）池田誠一議員第３問目一般質問（２回目） …… 125
（９）北原昭三議員第１回目一般質問 …… 126
〇八木田教育部長答弁 …… 128
〇池田総務部長答弁 …… 129
〇田中教育長答弁 …… 129
〇藏原環境部長答弁 …… 131
(10) 北原昭三議員第２回目一般質問 …… 132
〇池田総務部長答弁 …… 133
〇藏原環境部長答弁 …… 133
(11) 北原昭三議員第３回目一般質問 …… 135
〇池田総務部長答弁 …… 135
(12) 横手啓介議員第１回目一般質問 …… 136
〇福田商工観光部長答弁…… 137
〇藏原環境部長答弁 …… 138

(13) 横手啓介議員第２回目一般質問 …… 140
〇福田商工観光部長答弁…… 141
〇藏原環境部長答弁 …… 141
(14) 横手啓介議員第３回目一般質問 …… 142
(15) 芹川正美議員第１回目一般質問 …… 142
〇松永農林部長答弁 …… 144
(16) 芹川正美議員第２回目一般質問 …… 145
〇松永農林部長答弁 …… 146
(17) 吉本政幸議員第１回目質疑・一般質問 …… 146
〇松永農林部長答弁 …… 149
〇八木田教育部長答弁 …… 150
(18) 丸山康昭議員第１問目一般質問（１回目） …… 151
〇中嶋市長答弁 …… 153
(19) 丸山康昭議員第２問目一般質問（１回目） …… 153
〇中嶋市長答弁 …… 155
(20) 丸山康昭議員第３問目一般質問（１回目） …… 156
〇田中教育長答弁 …… 157
(21) 永田紘二議員第１回目一般質問 …… 158
〇八木田教育部長答弁 …… 160
(22) 永田紘二議員第２回目一般質問 …… 162
〇八木田教育部長答弁 …… 162
(23) 永田紘二議員第３回目一般質問 …… 164
〇池田総務部長答弁 …… 165
７．日程第２　委員会付託…… 166
８．散　会 …… 166

第４号（９月16日）

１．議事日程 …… 169
２．本日の会議に付した事件 …… 170
３．出席議員 …… 171
４．説明のため出席した者 …… 172
５．事務局職員出席者 …… 173
６．日程第１　議案第66号～議案第81号
認定第１号～認定第14号

陳情第22号 …… 174
７．各常任委員長の報告 …… 175
（１）文教厚生常任委員長報告 …… 175
（２）建設環境常任委員長報告 …… 177
（３）経済観光常任委員長報告 …… 178
（４）総務常任委員長報告 …… 179
８．質　疑 …… 180
９．討　論 …… 180
（１）原　徹議員討論 …… 180
10. 採　決 …… 183
11. 日程第２　議員提出議案第２号 …… 185
12. 提案理由の説明 …… 185
（１）議員提出議案第２号（太田黒鐵郎議員） …… 185
13. 質　疑 …… 186
14. 討　論 …… 186
15. 採　決 …… 186
16. 日程追加　日程第３　意見書案第３号 …… 186
17. 提案理由の説明 …… 187
（１）意見書案第３号（職員朗読） …… 187
18. 質　疑 …… 188
19. 討　論 …… 189
20. 採　決 …… 189
21. 閉　会 …… 189

９月１日（月曜日）

平成20年（第４回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成20年９月１日（月曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第66号　専決処分の承認を求めることについて
（平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））

議案第67号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第68号　山鹿市税条例の一部を改正する条例

議案第69号　山鹿市ふるさと応援基金条例

議案第70号　八千代座等条例の一部を改正する条例

議案第71号　山鹿市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

議案第72号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）

議案第73号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第74号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計補正予算（第２号）

議案第75号　平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第76号　平成20年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）

議案第77号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について

議案第78号　山鹿市土地開発公社定款の一部変更について

議案第79号　市道路線の認定について

議案第80号　市道路線の認定について

議案第81号　市道路線の認定について

認定第１号　平成19年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　平成19年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　平成19年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第６号　平成19年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第７号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成19年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成19年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成19年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成19年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第12号　平成19年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第13号　平成19年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第14号　平成19年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
報告第６号　専決処分の報告について
報告第７号　財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
報告第８号　株式会社小栗郷の経営状況の報告について
報告第９号　株式会社あんずの丘の経営状況の報告について
報告第10号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

１番　平井光臣君
２番　北原昭三君
３番　芹川正美君
４番　藤原　豊君
５番　立山秀木君
６番　立山　隆君
７番　原　徹君
８番　平井邦廣君
９番　吉本政幸君
10番　池田誠一君
11番　堀　茂幸君
12番　永田紘二君
13番　森川昭彦君
14番　川野　功君
15番　古荘克郎君

16番　島田節男君
17番　森　芳顕君
18番　家入憲隆君
19番　横手啓介君
20番　高野誠二君
21番　藤原　弘君
22番　森　久雄君
23番　西牟田　長君
24番　太田黒鐵郎君
25番　丸山寛治君
26番　寺崎勇児君
27番　高口功二郎君
28番　山口晋正君
29番　古田信助君
30番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君
教育長	田中　宏君
総務部長	池田永実君
市民福祉部長	中野　力君
農林部長	松永道郎君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	有働郁夫君
環境部長	藏原榮一君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	栃原昭一君
市民福祉部次長	富田辰郎君
農林部次長	冨田弘海君
商工観光部次長	永田義文君
水道局長	宮本榮次郎君

会計管理者	北井孝範君
財政課長	米加田純正君
農林企画課長	戸次由夫君
商工課長	大森健司君
建設課長	緒方淳一君
病院管理課長	田上信博君
監査事務局長兼選管事務局長	川崎美明君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君
書記	森　英州君

○

午前10時00分　開会

○

○議長（高野誠二君）

ただいまから平成20年（第４回）山鹿市議会９月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（高野誠二君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において森川昭彦議員、川野　功議員を指名いたします。

○

日程第２　会期の決定

○議長（高野誠二君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から９月16日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

○

日程第３　議案第66号～議案第81号
認定第１号～認定第14号
報告第６号～報告第10号

○議長（高野誠二君）

日程第３、議案第66号から報告第10号までの全案件を一括議題といたします。

○

議案第66号　専決処分の承認を求めることについて
（平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））
議案第67号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第68号　山鹿市税条例の一部を改正する条例
議案第69号　山鹿市ふるさと応援基金条例
議案第70号　八千代座等条例の一部を改正する条例
議案第71号　山鹿市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

議案第72号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）
議案第73号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第74号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計補正予算（第２号）
議案第75号　平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第76号　平成20年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）
議案第77号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について
議案第78号　山鹿市土地開発公社定款の一部変更について
議案第79号　市道路線の認定について
議案第80号　市道路線の認定について
議案第81号　市道路線の認定について
認定第１号　平成19年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　平成19年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　平成19年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　平成19年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成19年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成19年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成19年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成19年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第12号　平成19年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第13号　平成19年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第14号　平成19年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
報告第６号　専決処分の報告について
報告第７号　財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
報告第８号　株式会社小栗郷の経営状況の報告について
報告第９号　株式会社あんずの丘の経営状況の報告について
報告第10号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

○議長（高野誠二君）

提案理由の説明を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

おはようございます。

議案第66号　専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、本年６月の集中豪雨により被害を受けました農業用施設及び公共土木施設の災害復旧等に要する経費につきまして、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成20年度山鹿市一般会計補正予算を専決第10号として、平成20年７月８日に専決処分しましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

３ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に2660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を262億990万9000円とするものであります。

10ページをお願いいたします。

３歳出、（款）災害復旧費、（目）現年発生農業用施設災害復旧費の補正額は630万円であります。災害復旧事業120万円は、集中豪雨により被害を受けた農地及び農業用施設に係る災害査定用の測量設計に要する経費であります。

次の災害復旧事業110万円は、小規模等災害の復旧に要する経費であります。応急対策経費400万円は、崩土除去に係る重機等の借上料及び原材料費です。

続きまして、11ページの（目）現年発生林業施設災害復旧費の補正額320万円及び現年発生土木施設災害復旧費の補正額1710万円につきましても、同じく被害を受けております林業施設並びに公共土木施設に係る災害復旧に要する経費です。財源は一般財源です。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げましたが、このたびの被害を受けております施設は、いずれも市民の日常生活に欠くことのできない施設ですので、現在、早期復旧に向けて取り組んでおります。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

続きまして、議案第67号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、市立病院に勤務する医師の勤務状況を考慮するとともに、医師の確保に向けた環境を整備するため、医師の特殊勤務手当の額の見直し及び新設に伴い、条例を改正する必要があり、提案するものです。

改正内容につきましては、医師の研究手当を月額７万円から11万円に改正するとともに、麻酔科の専門医又は指導医が専ら手術に係る麻酔業務に従事する場合の麻酔専従手当を月額10万円、指導医の認定を受けた者に対する指導医手当を月額１万

円、専門医の認定を受けた者に対する専門医手当を月額5000円、産業医に対する産業医手当を月額5000円とする、以上４種類の手当を新設するものであります。

附則としまして、この条例は平成20年10月１日から施行いたします。

続きまして、議案第68号　山鹿市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い、地域に密着した民間公益活動や、寄附、文化の促進を図る観点から、寄附金税制が拡充されたことにより、市民税の寄附金控除の適用対象として、所得税の寄付金控除適用対象となる寄付金のうちから条例により指定するものであります。

１ページをお願いいたします。

改正は、現行第34条の７の寄附金税額控除規定に新たに10号を追加するもので、その適用対象の範囲は、市内に主たる事務所を有する法人若しくは団体に対する寄附金と、または公益の増進に著しく寄与する寄附金等であります。

具体的には、第３号の財務大臣が指定した寄附金、第４号から第10号までは特定公益増進法人に対する寄附金、第11号は一定の要件を満たす特定公益信託に対しての支出した金銭、２ページになりますが、第12号は国税庁長官の認定を受けたＮＰＯ法人に対する寄附金であります。

附則といたしまして、この条例は平成21年４月１日から施行いたします。

なお、市民税の所得割の納税義務者が平成20年１月１日以後に支出する寄附金から適用するものです。

続きまして、議案第69号　山鹿市ふるさと応援基金条例についてご説明申し上げます。

過疎化等により税収減に悩む地方自治体と大都市との格差を是正するため、地方税法の改正による個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充されまして、自分が生まれ育ったふるさとやゆかりのある市町村へ寄附金をすることにより、要件を満たせば個人住民税、所得税が控除される、いわゆるふるさと納税制度が創設されました。

このふるさと納税制度の創設に伴いまして、山鹿市を応援しようと寄せられる寄附金を財源として、実施する事業を具体化するとともに、当年度の寄附金を積み立て、翌年度以降の事業の財源に充てることから、当該寄附金の適正な管理運用を行うため、本条例を制定するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、よろしくご審議賜りますよう申し上げ、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

議案第70号　八千代座等条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本案は、八千代座の空調設備工事の完成に伴いまして、当該空調設備の利用及び床暖房に係る使用料を加えるため改正するものです。

改正の内容につきましては、八千代座等条例の別表第２中、「床暖房１時間につき525円」を、「空調冷房4600円、空調暖房2900円、１階床暖房900円、２階床暖房900円」に改めるものです。

また、同表備考中、第６項を第７項とし、第５項の次に１項を加え、利用する時間に１時間未満の端数があるときは、その端数を１時間とみなすことといたしました。

附則といたしまして、この条例は平成20年11月１日から施行するものです。

経過措置として、改正後の別表第２の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用いたします。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

おはようございます。

議案第71号　山鹿市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

このたびの改正は、老人保健法の改正に伴い、療養に要する費用の算定基準を示す厚生労働省告示を健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律で示す基準、名称を改め、あわせまして条文の整備を行うものです。

第２条中の第１号ア、第１号イ、第１号ウ、第１号エ、第１号オ、第１号カを、第１号アからエに改め、厚生労働省告示による算定方法を健康保険法、高齢者の医療の保険に関する法律等の基準に改めるものでございます。

また、自動車損害補償賠償補償等の規定により、アの適用を受けない療養費の算定、保険外併用療養のうち選定療養の180日を超える患者負担について明記し、ウとカを削り、第２条中の第１号アからオの条文を整備するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

議案第72号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。

１ページを願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第１条、歳入歳出予算の補正は、総額に２億3263万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を264億4254万3000円とするものであります。

４ページをお願いいたします。

第２表債務負担行為補正であります。債務負担行為の追加につきましては、住民税公的年金特別徴収制度導入事業及び飼料・燃油価格高騰緊急対策資金利子補給を追加するものであります。その期間、限度額は、記載のとおりです。

続きまして、５ページの第３表地方債補正であります。地方債の変更につきましては、国の補助内示に伴いまして、街路事業及び社会教育施設整備事業において、限度額の変更を行うものであります。

続きまして、６ページの地方債の追加につきましては、災害復旧事業に係る地方債を追加するものであります。地方債の限度額及び起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

15ページをお願いいたします。

３歳出、（款）総務費、（目）基金費の補正額100万円は、ふるさと応援寄附金制度の導入にあたりまして、当該寄附金の適正な管理を行うため、基金を設置するものであります。

次の（目）賦課徴収費の補正額440万9000円は、地方税法の改正に伴いまして、既存の税システムの改修を行うものであります。

なお、当該事業は平成20年度から21年度にかけて実施いたします。

16ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）社会福祉総務費の補正額450万9000円は、平成19年度に交付を受けております国・県支出金に係る精算返納金であります。

次の障害者福祉費の補正額231万2000円の中にあります重度障害者支援体制強化事業は、指定共同生活介護事業所における生活支援体制の強化を図るものでありま

す。

児童デイサービス個別支援事業は、デイサービス事業所における児童の療育支援の強化を図るものです。

続きまして17ページ、（目）高齢者福祉総務費の補正額は115万6000円であります。国・県支出金精算返納金15万6000円は、平成19年度に交付を受けております国・県支出金に係る精算返納金であります。

次の老人保健事業特別会計繰出金100万円は、当該会計における第三者行為求償事務手数料に係るものであります。

児童福祉総務費の補正額34万円及び18ページの生活保護総務費の補正額276万1000円につきましても、平成19年度交付の国・県支出金に係る精算返納金であります。

続きまして、（款）農林水産業費、（目）農業総務費の補正額122万円は、昨今の原油価格、飼料・燃油価格の高騰により、経営を大きく圧迫されている農林業経営者が経営の安定に必要な資金の融通に対して利子補給を行うものであります。

次の農業振興費の補正額は4053万7000円であります。農山漁村活性化プロジェクト支援事業は、農産物集出荷貯蔵施設の導入により、品質の向上、統一化及び地域ブランド化を図るものであります。

次の原油高騰金融対策施設整備事業は、原油価格高騰のあおりを受けている施設園芸農家に対する緊急支援策であります。

続きまして、19ページの（目）林業振興費の補正額94万2000円は、本年６月の集中豪雨により落石等が見られた鹿北、菊鹿地域の一部において、崩落防止策として治山事業に取り組むものであります。

続きまして、（款）土木費、（目）道路橋梁総務費の補正額304万2000円の減額は、公共土木施設災害復旧事業へ職員給を組み替えるものでございます。

20ページをお願いいたします。

（目）街路費の補正額1867万円は、道路特定財源の復活によるまちづくり交付金の追加内示に伴い、小路の整備を行うものであります。

続きまして、（款）教育費、（目）学校管理費の補正額は1032万6000円であります。管理経費４万円は、山鹿小学校合唱部のＮＨＫ学校音楽コンクール九州大会出場に対し支援を行うものです。

次の安全・安心な学校づくり事業は、国の地震防災対策特別措置法に基づき、小学校施設の安全確保を図る上で、学校施設の耐震二次診断を行うものであります。なお、当該事業につきましては、平成20年度及び21年度の２カ年に分けて実施をいたします。

次の教育振興費の補正額20万円は、環境問題をテーマとして、その解決に向けた主体的な取り組みを行い、心豊かに共に支え合う環境教育を目指して児童の健全育成を図るものであります。なお、指定校は三玉小学校です。

続きまして、21ページの学校管理費の補正額は2910万9000円であります。管理経費469万4000円は、市内各中学校各部の全国大会等への出場を支援するものであります。

次の安全・安心な学校づくり事業2441万5000円は、小学校と同じく、学校施設の耐震設計並びに耐震二次診断を行うものであります。

次の（目）教育振興費の補正額20万円は、生徒の学力向上を図るため、学校や生徒の実態に即した指導方法の工夫、改善及び評価等について実践研究を推進するものであります。なお、指定校は鹿本中学校です。

続きまして、（目）社会教育施設費の補正額は853万4000円であります。山鹿地区公民館管理費1060万円は、老朽化が著しい中央公民館の空調施設の改修を行うものです。

次の八千代座第二次整備事業の補正額206万6000円の減額は、国の補助内示に基づく財源の組み替え並びに事業内容の見直しを行うものであります。

22ページをお願いいたします。

（款）災害復旧費、（目）現年発生農業用施設災害復旧費の補正額1552万2000円及び次の現年発生林業施設災害復旧費の補正額1718万7000円は、本年６月の集中豪雨により被害を受けた農地、農業用施設並びに林業施設に係る災害復旧事業であります。

次の現年発生土木施設災害復旧費の補正額7674万2000円につきましても、同じく被害を受けております道路、河川に係る災害復旧事業であります。

以上、歳出予算の概要についてご説明申し上げましたが、補正予算に関する説明書としまして、23ページ以降に債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を掲載いたしておりますので、ご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

中野市民福祉部長。

［市民福祉部長　中野　力君　登壇］

○市民福祉部長（中野　力君）

おはようございます。

議案第73号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ573万3000円を追加し、総額を71億6922万円とするものです。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。

９ページをお願いいたします。

３歳出、（款）保健事業費、（目）特定健康診査等事業費の補正額573万3000円は、本年度から始まりました特定健康診査に係る受診申込者の増加によるものです。財源につきましては、国、県、市の３分の１ずつです。

以上、概略ご説明申し上げましたが、総括としまして歳入歳出補正予算事項別明細書総括表を７ページに掲載しておりますので、ご参照のほど、お願い申し上げます。

次に、議案第74号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を追加し、総額を６億6445万5000円とするものです。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

３歳出、（款）総務費、（目）一般管理費の補正額100万円は、熊本県国民健康保険団体連合会へ委任しております交通事故の救済事務に係る手数料等の増加に伴う一般管理事務費です。財源は一般会計繰入金です。

以上、概略ご説明申し上げましたが、総括としまして、歳入歳出補正予算事項別明細書総括表を５ページに掲載しておりますので、ご参照のほど、お願い申し上げます。

次に、議案第75号　平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正です。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5414万9000円を追加し、総額を48億4533万6000円とするものです。

次に、補正予算の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。

６ページをお開き願います。

３歳出、（款）諸支出金、（目）償還金の補正額5414万9000円は、平成19年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴います国庫支出金及び支払基金交付金並びに県支出金の超過交付に係る精算返納金です。財源は繰越金です。

以上、補正予算の内容について概略ご説明申し上げましたが、総括といたしまして、歳入歳出補正予算事項別明細書総括表を５ページに掲載しておりますので、ご参照の上、ご審議いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

議案第76号　平成20年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

今回の補正は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例に基づき、給与費の補正をお願いするものです。議案によりご説明いたします。

１ページをお開き願います。

第１条は、総則です。

第２条は、収益的収入及び支出です。このうち支出予定額を次のとおり補正するものです。支出の（第１款）病院事業費用の既決予定額に、153万円を加え、総額を27億90万2000円とするものです。

第３条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についての規定です。職員給与費の既決予定額に153万円を加え、14億8630万8000円とするものです。

内容につきましては、補正予算実施計画書によりご説明いたします。

４ページをお願いいたします。

支出の（款）病院事業費用、（項）医業費用、（目）給与費の補正予定額153万円は、手当中、医師の特殊勤務手当に係る額の見直し及び新設による増額分であります。

以上、概略ご説明いたしましたが、予算の説明書として５ページに給与費明細書を掲載いたしております。ご参照のうえ、ご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

議案第77号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更についてご説明申し上げます。

本案は、平成17年９月議会において議決されました平成17年度から平成21年度までの５カ年間の山鹿市過疎地域自立促進計画の一部を変更するもので、新たに市立病院施設整備事業を加えるものです。

今回の計画変更は、総務省が示す公立病院に関する財政措置のあり方の見直しに伴い、平成20年度から過疎対策事業債の対象であります診療施設の要件緩和に伴うものです。

この要件緩和によりまして、今年度から実施します病院改築事業におきましても、過疎対策事業債の発行が可能とされましたので、当該過疎対策事業債の要件であります過疎地域自立促進計画の変更を行うものです。

続きまして、議案第78号　山鹿市土地開発公社定款の一部変更についてご説明申し上げます。

本公社の定款の一部変更につきましては、平成18年６月公布の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴いまして、土地開発公社の定款に定められております監事の職務を定める根拠法律名を、民法から公有地の拡大の推進に関する法律へ改正するものであります。

附則といたしまして、この定款は平成20年12月１日から施行いたします。

以上、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

有働建設部長。

［建設部長　有働郁夫君　登壇］

○建設部長（有働郁夫君）

おはようございます。

議案第79号から議案第81号は、いずれも市道認定ですので、一括してご説明いたします。

本案は、道路法第８条第２項の規定に基づき、市道路線の認定を行うため、議会の議決を経る必要があり、提案するものです。

今回、市道認定を求めるに至りました経緯につきましては、地元区長からの要望によるもの２路線、山鹿市東部工業団地内の道路整備工事完了に伴うもの１路線です。

各路線につきましては、道路状況を調査した結果、いずれの路線も公共的見地から市道として認定し、適正な維持管理を行う必要があると判断し、認定をお願いす

るものです。

以下、議案の市道路線調書によりご説明いたします。

まず、議案第79号です。路線番号166号、路線名、中屋敷線、起点及び終点は、ともに山鹿市鹿央町持松です。

次に、議案第80号ですが、路線番号872号、路線名、東部工業団地２号線、起点及び終点は、ともに山鹿市久原です。

次に、議案第81号ですが、路線番号873号、路線名、本霊仙山中線、起点及び終点は、ともに山鹿市久原です。

なお、市道路線調書の次のページに位置図を掲載いたしておりますので、ご参照のうえ、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

認定第１号　平成19年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

下段の歳入合計欄においてご説明いたします。合計欄が２段書きになっておりますが、上段が前年度からの繰越事業に係るもの、下段が現年度決算額であります。合算してご説明いたします。

予算現額258億800万2000円、調定額270億3459万3949円に対しまして、収入済額は261億7593万6860円となっております。不納欠損額6420万9157円、収入未済額は７億9444万7932円であります。

10ページをお願いいたします。

歳出につきまして、下段の合計欄においてご説明いたします。予算現額258億800万2000円に対しまして、支出済額247億5429万9460円、翌年度繰越額6100万円、不用額９億9270万2540円となっております。執行率は96.1％です。

11ページに記載しておりますように、歳入歳出差引残額は14億2163万7400円であります。

66ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引額14億2163万8000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源は3050万円であり、結果、実質収支額は13億9113万8000円であります。この実質収支額13億9113万8000円のうち、地方自治法第233条の２及び地方財政法第７条並びに山鹿市財政調整基金条例第２条第２項の規定に基づき、

５億円を財政調整基金へ編入いたしております。

12ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、67ページ以降に財産に関する調書を添付いたしておりますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

また、決算に係る附属資料といたしまして、主要施策の成果に関する説明書及び財政状況に関する資料を作成いたしておりますので、あわせてご参照をお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

富田市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　富田辰郎君　登壇］

○市民福祉部次長（富田辰郎君）

おはようございます。

認定第２号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

４ページをお願いいたします。

一番下の欄の歳入合計によりご説明申し上げます。合計欄が２段書きになっておりますが、上段が前年度からの繰越事業分で、下段が現年度決算額です。合算してご説明いたします。

予算現額75億7059万円、調定額84億4664万8974円に対しまして、収入済額77億9550万3052円、不能欠損額8017万8267円、収入未済額５億7096万7655円です。

６ページをお願いいたします。

一番下の欄の歳出合計によりご説明申し上げます。予算現額75億7059万円に対しまして、支出済額74億6771万473円、不用額１億287万9527円です。

次に７ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は３億2779万2579円です。このうち地方自治法第233条の２の規定により、１億5000万円は基金に積み立てたものです。

なお、８ページ以降に事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付しております。ご参照の上、ご認定いただきますようお願いいたします。

続きまして、認定第３号　平成19年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

一番下の欄の歳入合計によりご説明申し上げます。予算現額75億548万円、調定額72億867万8430円に対しまして、収入済額72億867万8430円です。

４ページをお願いいたします。

一番下の欄の歳出合計によりご説明いたします。予算現額75億548万円に対しまして、支出済額72億2397万8416円、不用額２億8150万5584円です。

次に５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引歳入不足額は1529万9986円です。このため翌年度歳入繰上充用金1529万9986円を平成20年５月臨時会におきまして、既に繰上充用金として議決をいただいております。

なお、６ページ以降に事項別明細書、実質収支に関する調書を添付しております。ご参照の上、ご認定いただきますようお願い申し上げて、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

藏原環境部長。

［環境部長　藏原榮一君　登壇］

○環境部長（藏原榮一君）

認定第４号　平成19年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

４ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の一番下の歳入合計の欄においてご説明いたします。

予算現額14億8059万5000円、調定額14億3812万3384円に対しまして、収入済額14億2794万2104円であります。不能欠損額ゼロ、収入未済額1018万1280円であります。

５ページをお願いいたします。

歳出につきましても、歳出合計欄によりご説明いたします。

予算現額14億8059万5000円に対しまして、支出済額14億2794万2104円、翌年度繰越額はゼロ、不用額5265万2896円で、歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

なお、７ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産等関する調書を添付いたしております。ご参照の上、認定いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

栃原市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　栃原昭一君　登壇］

○市民福祉部次長（栃原昭一君）

認定第５号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

４ページをお願いします。

一番下の歳入合計によりましてご説明いたします。

合計欄が２段書きになっておりますが、上段が前年度の繰越事業分で、下段が現

年度分です。両方を合算しましてご説明いたします。

予算現額48億7389万2000円、調定額49億4917万9722円に対しまして、収入済額49億1414万8419円、不能欠損額ゼロ円、収入未済額は3503万1303円です。

６ページをお願いします。

一番下の歳出合計によりましてご説明いたします。

予算現額48億7389万2000円に対しまして、支出済額は47億9097万6190円、不用額は8291万5810円です。

７ページをお願いします。

歳入歳出差引残額は１億2317万2229円でございます。このうち地方自治法第233条の２の規定により、3000万円は基金に積み立てたものです。

８ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付しております。ご参照の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

次に、認定第６号　平成19年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

３ページをお願いします。

一番下の歳入合計によりご説明いたします。

予算現額4566万円に対しまして、調定額3506万2941円、収入済額も同額です。

４ページをお願いします。

一番下の歳出合計によりご説明いたします。

予算現額4566万円に対しまして、支出済額は3506万2941円、不用額は1059万7059円です。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額はゼロ円です。

６ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書を添付いたしております。ご参照の上、認定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

宮本水道局長。

［水道局長　宮本榮次郎君　登壇］

○水道局長（宮本榮次郎君）

認定第７号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

３ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の一番下の欄の歳入合計についてご説明いたします。

予算現額４億3422万6000円、調定額４億2250万4097円に対しまして、収入済額は４億2210万7607円であります。不能欠損額は4210円、収入未済額は39万2280円となっております。

４ページをお願いいたします。

歳出につきましても、歳出合計によりご説明いたします。

予算現額４億3422万6000円に対しまして、支出済額は４億2210万7607円、不用額は1211万8393円となっております。

以上、概略ご説明いたしましたが、６ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付いたしております。ご参照の上、認定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

冨田農林部次長。

［農林部次長　冨田弘海君　登壇］

○農林部次長（冨田弘海君）

認定第８号から第11号まで、財産区特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

まず、認定第８号　平成19年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

歳入合計欄においてご説明いたします。予算現額75万5000円、調定額75万2300円に対しまして、収入済額は同額であります。

４ページをお願いいたします。

歳出合計欄においてご説明いたします。予算現額75万5000円に対しまして、支出済額15万4447円、不用額60万553円となっております。

５ページの歳入歳出差引残額は59万7855円であります。

次の６ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付しております。

次に、認定第９号　平成19年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

３ページをお願いいたします。

歳入合計欄においてご説明いたします。予算現額1072万6000円、調定額699万842円に対しまして、収入済額は同額であります。

４ページをお願いいたします。

歳出合計欄においてご説明いたします。予算現額1072万6000円に対しまして、支出済額553万7806円、不用額は518万8194円となっております。

５ページの歳入歳出差引残額は145万3036円であります。

６ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付しております。

次に、認定第10号　平成19年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

同じく３ページをお願いいたします。

歳入合計欄においてご説明いたします。合計欄が２段書きになっておりますが、上段が前年度からの繰越事業分で、下段が現年度決算額であります。合算してご説明いたします。

予算現額305万5000円、調定額306万268円に対しまして、収入済額は同額であります。

４ページをお願いいたします。

歳出合計欄においてご説明いたします。予算現額305万5000円に対しまして、支出済額252万6550円、不用額は52万8450円となっております。

５ページの歳入歳出差引残額は53万3718円であります。

６ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付しております。

最後に、認定第11号　平成19年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

３ページをお願いいたします。

歳入合計欄においてご説明いたします。予算現額120万5000円、調定額125万4406円に対しまして、収入済額は同額であります。

４ページをお願いいたします。

歳出合計欄においてご説明いたします。予算現額120万5000円に対しまして、支出済額67万2014円、不用額の53万2986円となっております。

５ページの歳入歳出差引残額は58万2392円であります。

６ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付しております。ご参照の上、認定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

宮本水道局長。

［水道局長　宮本榮次郎君　登壇］

○水道局長（宮本榮次郎君）

認定第12号　平成19年度山鹿市水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

本決算は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、議会の認定を得たいので提案するものであります。

なお、本決算は、同法第30条第２項の規定に基づき、去る７月16日に監査委員の審査に付したものであります。

以下、決算報告書によりご説明いたします。

２ページをお願いいたします。

収益的収入についてご説明いたします。（第１款）水道事業収益、予算合計４億4710万4000円に対しまして、決算額は４億6586万7681円となりました。

次に、収益的支出についてご説明いたします。（第１款）水道事業費、予算合計４億3633万4000円に対しまして、決算額は４億2049万1206円となりました。

３ページをお願いいたします。

資本的収入についてご説明いたします。（第１款）資本的収入、予算合計３億5727万4000円に対しまして、決算額は３億1150万1231円となりました。

４ページをお願いいたします。

次に、資本的支出についてご説明いたします。（第１款）資本的支出、予算合計７億934万円対しまして、決算額は６億1598万7824円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額３億448万6593円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

10ページをお願いいたします。

平成19年度水道事業会計剰余金処分計算書案でございますが、未処分利益剰余金１億2015万4654円につきましては、減債積立金に3000万円を積み立てまして、翌年度繰越利益剰余金を9015万4654円で処分いたします。

以上、概略ご説明いたしましたが、５ページ以降に損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、その他の関係書類を添付いたしております。ご参照の上、認定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

認定第13号　平成19年度山鹿市病院事業会計決算の認定についてご説明いたしま

す。

本決算は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、議会の認定を得たいので、提案するものです。

なお、本決算は同法第30条第２項の規定に基づき、去る７月18日、監査委員の審査に付したものであります。以下、平成19年度山鹿市病院事業会計決算報告書によりご説明いたします。

１ページをお開き願います。

収益的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。（第１款）病院事業収益は、予算額合計28億3145万6000円に対しまして、決算額は20億7127万4173円であります。

次に、支出について説明いたします。（第１款）病院事業費用は、予算額合計28億1045万円に対しまして、決算額25億7644万5969円であります。

２ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。（第１款）資本的収入は、予算額合計２億9623万8000円に対しまして、決算額は２億7830万2000円であります。

次に、支出についてご説明いたします。（第１款）資本的支出は、予算額合計５億8393万3000円に対しまして、決算額５億6904万8400円であります。

６ページをお願いいたします。

平成19年度山鹿市病院事業欠損金処理計算書ですが、当年度未処理欠損金６億222万1081円が生じましたので、同額を翌年度繰越欠損金といたします。

以上、概略ご説明いたしましたが、３ページ以降に損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、その他関係書類を添付しておりますので、ご参照の上、ご認定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

藏原環境部長。

［環境部長　藏原榮一君　登壇］

○環境部長（藏原榮一君）

認定第14号　平成19年度山鹿市下水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

本決算は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、議会の認定を得たいので提案するものであります。

なお、本決算は地方公営企業法第30条第２項の規定に基づき、去る７月16日に監査委員の審査に付したものであります。

以下、決算報告書によりご説明いたします。

２ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入よりご説明いたします。（第１款）下水道事業収益、予算額９億2538万1000円に対しまして、決算額は９億3866万3233円となりました。

次に、支出についてご説明いたします。（第１款）下水道事業費用、予算額８億8387万7000円に対しまして、決算額は８億1080万7699円となりました。

３ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入よりご説明いたします。（第１款）資本的収入、予算額14億5228万4000円に対しまして、決算額は14億5323万9186円となりました。

次に、支出についてご説明いたします。

（第１款）資本的支出、予算額19億730万3000円に対しまして、決算額は18億9125万3085円となりました。

７ページをお願いいたします。

平成19年度山鹿市下水道事業会計剰余金処分計算書案ですが、未処分利益剰余金３億3257万7770円を生じましたので、減債積立金に600万円を積み立て、翌年度繰越利益剰余金を３億2657万7770円で処分いたします。

以上、概略ご説明申し上げましたが、４ページ以降に損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、その他関係書類を添付いたしておりますので、ご参照の上、認定いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

有働建設部長。

［建設部長　有働郁夫君　登壇］

○建設部長（有働郁夫君）

報告第６号　専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、市営住宅に係る家賃及び住宅の明け渡し請求に関する訴えの提起について、議会において指定されている事項について専決いたしましたので、地方自治法第180条第２項の規定により報告するものです。

市営住宅の家賃滞納につきましては、住宅行政の重要課題と位置づけ、平成18年度から長期高額滞納者を対象に、法的措置を含めた厳正な滞納整理を行っております。これまで13名を提訴いたしております。

今回の専決第６号につきましても、これまでの方針に基づき、家賃滞納に対して厳正な姿勢で臨み、市営住宅の健全運営及び適正管理を図るものです。

以下、処分書によりご説明いたします。

２ページをお願いいたします。

専決第６号、専決処分書、市営住宅の家賃及び明け渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、平成20年８月５日に次のとおり専決処分いたしました。

１の当事者ですが、原告は山鹿市、被告は記載の３名です。

なお、主たる提訴理由は家賃滞納ですが、被告３名のうち１名につきましては、あわせて住宅の長期にわたる使用実態のないことを理由といたしております。

２の事件の概要でございますが、被告らは次のとおり市営住宅家賃を滞納しているため、賃貸借契約を解除し、山鹿市営住宅管理条例第40条第１項の規定に基づく建物の明渡し及び家賃の支払い、並びに損害賠償を求めるものです。団地名及び棟号、氏名、滞納額は、記載のとおりです。

３の請求の趣旨は、１．被告らは原告に対し、前項記載の建物を明け渡すこと。２．被告らは前項記載の滞納家賃及び賃貸借契約解除の日から、前項記載の建物明渡し済みに至るまでの家賃相当額を損害金として支払うこと。３．訴訟費用は被告らの負担とする。以上を内容として提訴するものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高野誠二君）

三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

報告第７号　財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づきご報告申し上げます。

４ページをお願いいたします。

19年度の事業報告です。大きな２番の事業内容ですが、(1)の自主事業としまして、文化、福祉、スポーツ関係など、さまざまな地域振興事業を行っております。

また、５ページの(2)受託事業ですが、当振興公社の主な事業を占めております市民会館など、市の七つの施設から指定管理者として指定を受け、その管理運営業務を行っております。また、三つの業務の受託運営にあたっております。

７ページから９ページまでは、その施設の入場者数や使用料収入などの実績です。

次に、10ページから13ページにかけては、公益法人会計であります収支計算書を掲載しております。各事業項目ごとの決算内訳につきましては、ご一読お願いしたいと存じますが、収入につきまして11ページをお願いいたします。

当期収入合計の決算が１億4789万4479円、前期からの繰越収支差額が6041万3299円を加えまして、収入合計が２億830万7778円です。

支出につきまして13ページをお願いいたします。当期支出合計の決算額は１億

3880万3281円です。従いまして、当期の収支ですが、先ほどの当期収入合計から、この当期支出合計を差し引いた当期の支出差額は909万1198円となりました。

次に、14ページの正味財産増減計算書をお願いいたします。

収益と費用の増減明細ですが、収支の結果により、下から６行目の一般正味財産としまして、右の増減欄のとおり、1429万198円増加をいたしました。最後の行の正味財産期末残高が当年度の欄のとおり、8949万7497円となりました。このうち3000万円が市が出資しました基本財産である指定正味財産です。

15ページは前年度と当年度の貸借対象表を、16ページには財産の内訳であります財産目録を掲載しておりますので、ご参照をお願いいたします。

17ページ以降につきましては、20年度の事業計画・収支予算書です。

財団法人山鹿市地域振興公社の経営につきましては、施設の管理運営を主としており、今後の指定管理者制度や公益法人制度の抜本的見直し等の対応など、厳しい経営環境が予想されます。従いまして、行政としましても、公社の経営診断の結果をもとに、経営基盤の強化と経営改善の取り組みにつきまして、指導・支援していきたいと考えております。以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

報告第８号から報告第10号までの３件についてご報告申し上げます。

市が出資しております株式会社小栗郷、株式会社あんずの丘、株式会社鹿本町振興公社につきまして、地方自治法第221条第３項の法人に該当しますので、同法第243条の３第２項の規定に基づき報告するものです。

なお、幸の国木材工業株式会社、株式会社菊鹿フラワーバンクにつきましては、株主総会の時期や決算時期の関係から、12月議会にご報告申し上げます。

まず、報告第８号　株式会社小栗郷の経営状況の報告についてです。

４ページをお願いいたします。

19年度事業報告ですが、総括事項につきましては、記載のとおりです。売上につきましては、６ページから７ページにかけ、施設ごとに売上を掲載しております。主な施設であります小栗館及び小栗茶屋において、売上金額、来客数とも、対前年比で減少しております。

８ページは貸借対照表です。

９ページの損益計算書をお願いいたします。最下段に掲載しておりますとおり、当期純利益は341万1168円のマイナス計上となりました。この要因といたしまして

は、先ほど説明しました売上の減少が大きな原因です。

11ページは、株主資本等変動計算書です。中央の列の利益剰余金を掲載しておりますが、前期末残高から当期純損益金を差し引いた当期末残高は3234万7563円となっております。

12ページから15ページまでは、平成20年度の事業計画などを掲載しておりますので、ご参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第９号　株式会社あんずの丘の経営状況の報告についてです。

４ページをお願いいたします。

平成19年度事業報告ですが、概要につきましては記載のとおりです。売上につきましては、５ページで掲載しております農産物直売所「あぷりぃ」の対前年比で３％減少しておりますが、サニー店での販売が30％増加、長者館では特に鞠智城の国営公園化の取り組みの影響で20％増加するなど、全体としては約３％増加しております。

６ページは貸借対照表です。

７ページの損益計算書をお願いいたします。今期の決算としましては、最終的に８ページの最下段ですが、当期純利益として106万2949円を確保しております。

９ページは、株主資本等変動計算書ですが、当期純利益はすべて次期へ繰り越し、利益剰余金の当期末残高は653万1572円となっております。

10ページから11ページまでは、平成20年度事業計画などを掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、報告第10号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況についてです。

４ページをお願いいたします。

平成19年度事業計画です。概要につきましては、記載のとおりですが、売上につきましては、６ページに部門ごとの実績を掲載しております。来客数の減少と天候不順による影響を受け、全体で対前年比約６％減少しております。

７ページは貸借対照表です。

８ページの損益計算書をお願いします。今期の決算は、前期と比べ、売上は減少したものの、仕入れコストや販売管理費の削減によりまして、最終的には前期を上回る当期純利益301万7844円を確保いたしております。

９ページは、株主資本変動計算書ですが、当期純利益のうち、223万8000円を株主配当といたしまして、当期の繰越利益剰余金は347万5952円となっております。

10ページから13ページまでは、平成20年度事業計画などを掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

これらの３法人を取り巻く環境は、地域産品供給力の低下と地域間競争の激化な

どで、厳しい状況にありますが、市といたしまして、それぞれの施設の特徴を生かし、安心・安全な商品の提供、各種イベントの開催などにより、地域経済の活性化に貢献できるよう、各法人の経営革新・改善を要請するとともに、創意工夫をこらし、特色ある取り組みを促してまいりたいと思います。以上、ご報告終わります。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時21分　散会

～～～

９月４日（木曜日）

平成20年（第４回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成20年９月４日（木曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．太田黒　鐵郎

一般質問

（１）市立病院の今後の経営方針について（市長）

（２）地域振興補助金の交付金への組み替えについて

（３）有害鳥獣対策のその後の進捗状況について

２．森　久雄

一般質問

（１）「さくら湯」復興について及び関連質問

３．原　徹

質　疑

（１）認定第１号　平成19年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

P.29（目）文書広報費　オフトーク放送管理費

一般質問

（１）後期高齢者医療制度について

①反対、凍結、廃止の世論に対して、何が見直されたのか。

②市長の「大枠賛成」表明は、「大枠反対」ではないのか。

（２）市立公園の維持・管理について

①久原団地の駐車場拡張について

②旧山鹿保育所跡地の公園化

③市立公園の維持・管理の一元化

（３）真に市民に奉仕する職員の育成（人づくり）について（市長）

（４）解放同盟への補助金交付要綱について

４．島田　節男

一般質問

（１）指定管理者公募について

（２）自治公民館について

（３）山鹿市あいのりタクシー及び循環バスについて

５．平井　邦廣

一般質問

（１）山鹿市農業活性化推進について

①営農組織の進捗状況

②山鹿ブランド地域特産品づくり

③液肥施設・バイオ施設の液肥・堆肥の販売状況

④福岡ターゲット構想について

６．川野　功

一般質問

（１）企業誘致について

（２）施設の有効利用について

・総合支所、体育館ほか

（３）新生山鹿市、中嶋市政３年半の総括と今後の方針について

７．平井　光臣

質　疑

（１）議案第77号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について

一般質問

（１）医師不足と医師確保について

①市立病院の医師の現状及び医師確保の取り組みについて

②平成16年度より始まった新臨床研修医制度の仕組みと影響について

③夜間当直医の体制について

（２）今後の市立病院の運営方針について

①山鹿市立病院に限らず、自治体病院の運営は大変難しい状況にあると思うが、今後の病院運営についてどのように考えておられるか。

②九州でもいくつかの自治体病院が指定管理者制度を取り入れる方向で公設民営化に向けた動きが始まっているが、指定管理者制度について、どのような感想を持っておられるか。

８．古荘　克郎

一般質問

（１）たばこ税増税について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（30名）

1番	平井光臣君
2番	北原昭三君
3番	芹川正美君
4番	藤原　豊君
5番	立山秀木君
6番	立山　隆君
7番	原　徹君
8番	平井邦廣君
9番	吉本政幸君
10番	池田誠一君
11番	堀　茂幸君
12番	永田紘二君
13番	森川昭彦君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
22番	森　久雄君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君
26番	寺崎勇児君
27番	高口功二郎君
28番	山口晋正君
29番	古田信助君
30番	丸山康昭君

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君
教育長	田中宏君
総務部長	池田永実君
市民福祉部長	中野力君
農林部長	松永道郎君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	有働郁夫君
環境部長	藏原榮一君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	富田辰郎君
商工観光部次長	永田義文君
水道局長	宮本榮次郎君
会計管理者	北井孝範君
総務課長	幸村英星君
人権啓発課長	高木誠揮君
国民年金課長	奥村正文君
農林企画課長	戸次由夫君
農林振興課長	栃原栄一君
商工課長	大森健司君
都市計画課長	宮本稔君
病院管理課長	田上信博君
教育総務課長	山口裕章君
社会体育課長	倉原謙治君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議会総務係長	堤真澄君
書記	中村武志君
書記	森英州君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第１　質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。太田黒鐵郎議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

議席番号24番、太田黒鐵郎です。

通告のとおり、次の３点につき、一問一答方式でお尋ねをいたします。

まず１点目ですが、市立病院の今後の経営方針について、市長にお尋ねいたします。

市立病院は、昭和23年８月、山鹿町国民健康保険組合診療所として開設され、昭和29年４月、市制施行により、国民健康保険山鹿市立病院と改称され、昭和39年４月、山鹿市立病院と改称、平成17年１月、１市４町合併により、新生の山鹿市立病院となっております。

今年８月、病棟改築工事に着手されているところであります。この60年間は公立病院として、市民の健康維持・増進を図り、救急医療など総合病院の機能を維持しながら、地域医療の中核的病院として重要な役割を担ってきましたが、近年の公立病院を取り巻く情勢は大変厳しくなり、国の医療制度構造改革の中で、診療報酬のマイナス改定や、さらには新臨床研修医制度による医師不足など、経営環境は非常に厳しくなっております。山鹿市立病院の会計収支計画表を平成14年から平成23年までを作成してありますが、19年度の決算を見ますと、延べ患者数が前年度に比べ４万1715人の減少、また延べ外来患者数は2万7895人の減、このようなことから、19年度は総利益が著しく減少して、純損失が５億736万7000円となっております。前年度からの未処理欠損金を加えますと、６億222万1000円という赤字です。また、企業債も11億8400万円の借金がありますし、今年度から着工します改築工事が約40億円となりますが、計画では19年度は２億3500万円のマイナスとなっております。実際には約３倍近くの赤字になっているわけであります。平成24年には、黒字が出るような計画ですが、市長はこの計画書は見られたと思います。これを見て、経営責任者として、どのように考えておられますかお尋ねします。

次に、医師の確保についてです。計画によりますと、現在16名の医師で、平成22年には21名になるようです。診療予定表を見ますと、平成19年は16名の医師がおられると、これは常勤医師とありますけれども、この常勤医師の考え方が事務局の方の考え方と私の考え方で違いますが、私は常勤医師というのは、月曜から土曜まで毎日いつ行っても診てもらう、いつでもお医者さんがいらっしゃるというのが常勤医師だろうと思います。これを見ますと、外科、泌尿器科、それから眼科、これが月曜から金曜まで毎日受診がされますけれども、ほかは月・水・金とか、月・木・金とかいうようなこと、それからこれは小児科の方ですけれども、午前10時から12時まで、14時から16時までとか、時間を切って、月曜日と金曜日でないと先生がいらっしゃらないというようなことで、患者もちゃんとこれを覚えとかんと、行っても空振りになって、いわゆる今日は受診に言ったけれども、先生がいなかったというようなことになると私は思います。常勤医師をグランドオープンのときに21名という計画ですけれども、30名ぐらいいないと、これは毎日充実した診療ができるのかなというようなことを私は考えるわけです。病院の売上というのは、誰が一番がまだすかといいますと、看護師でもない、事務局でもない、いわゆるお医者さんがおらんと、病院の売上は上がらんということになります。このへんの医師の確保について、どのように今後考えておられるのか、また内容の充実についてはどのように考えておられるのか。

次に、将来の経営形態の考え方についてお尋ねします。経営戦略にはいろいろな手法があると思いますが、例えば公設民営があります。先日、私は長崎県大村市の市立病院の公設民営化について視察を行いましたが、福岡県でも３、４カ所の施設が公設民営を実施しているようです。このようなことについても経営手法の一つとして、選択肢として考えていく必要がありはしないか、また民間移譲など、いろいろな視点から研究していく必要があると思いますが、このような経営形態の今後の考え方について市長にお尋ねをいたします。

○議長（高野誠二君）

これより、執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

おはようございます。

太田黒鐵郎議員の一般質問、市立病院の今後の経営方針についてお答えいたします。

ご案内のとおり、自治体病院を取り巻く最近の情勢は激変しており、国の医療制度構造改革の中で、診療報酬のマイナス改定、さらには新医師臨床研修制度による

医師の不足など、厳しい経営環境にあると認識いたしております。当院におきましても、内科系医師の不足や、小児科医の不在等により、経営に大きな影響が出ているところです。経営を健全化するには、ご承知のとおり、何よりも医師の確保がキーワードです。医師確保対策につきましては、このたび、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をご提案し、処遇改善及び受け皿となる病棟等の改築に着手したところです。さらには、医師確保のマグネットとなるような受入環境を検討するよう指示いたしておるところです。

ご報告ですが、病院ホームページでの募集による成果で、７月に消化器内科の常勤医師を確保したところです。今後も私みずから先頭に立ち、引き続き医師確保に努力してまいりたいと考えております。ご支援賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、経営形態についてお答えいたします。昨年末、総務省から、公立病院改革ガイドラインが示され、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しの三つの視点から、改革を積極的に進めるよう求められているところです。その一つの視点として、経営形態の見直しがあり、事例として地方公営企業法の全部適用、公営民設、民間移譲等があります。このことにつきましては、関係部署と連携を密にし、山鹿市立病院経営対策委員会で十分検討してまいりたいと考えております。まずは、病院経営アドバイザーの指導の下、経営健全化に向け努力し、地域医療の確保のため、当院が期待される医療を継続して提供できる体制を構築することが当面の目標ですので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

先ほどの将来の計画についてどう考えるかというお尋ねもありました。この件につきましても、現状の医師の数、状況等から、大変厳しいものがあると受け止めております。先ほど申し上げましたように、この医師確保が最大のポイントであるという思いをいたしております。私みずから、また職員一丸となって医師確保に努めてまいりたいと思いますし、さらには今、おいでいただいておりますアドバイザーのもと、内容の改善・改革をしながら、コスト削減等々にもしっかりと取り組み、目標に向かって頑張っていきたいと思っております。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

先ほども申し上げましたが、病院事業で一番稼ぐのはお医者さんです。医師の確保というのが最大の大きな問題だろうというようなことで、今、答弁がありましたように、これを計画どおりにやっていただきたい。これができないことには計画が非常に狂ってくるというようなことになると思います。

それから、経営手法の見直しですけれども、答弁のように、今のところで努力していかれるわけですけれども、将来の展望としては、いろいろな角度から、考えておく必要があるというようなことで、市立病院の今後の運営の研究会というか、そういう会合あたりをもって、そして着実にこれが市立病院が継続的に発展していくようにお願いしたいと思います。

皆さん方、既にご承知と思いますけれども、市立病院の経営理念とか、基本方針というのは、立派なものがあります。経営理念とは、地域住民の命と健康への貢献ということです。基本方針といたしましては、患者様中心の信頼される医療を行いますということ。診療機能の充実に努め、質の高い医療を提供します。地域の保健、医療、福祉の連携を図ります。研修・研鑽に努め、医療のレベル向上を図ります。健全経営に努めますという５項目ですから、この基本方針としては立派ですけれども、ただこれが飾りというようなことでなくして、実際、充実した経営が将来できるようにお願いしたいということです。これを大きく間違えますと、山鹿市全体の財政の足を引っ張るようになりはしないかというようなことが非常に懸念されるわけです。市長は、この市立病院の経営責任者です。我々も来年の２月までが任期でありまして、もうあとはないわけですけれども、市長も任期は一緒です。市長候補はもうなかばいたという話がずっと出よりますものですから、また継続されるものと思いますけれども、やはり合併初代の中嶋市長は非常に優秀な市長だったなあというようなことを後世の人たちがたたえるように、立派な職責を残すためにも、この問題には真剣に取り組んでいただきたいと思います。答弁は要りませんので、以上で１点目を終わります。

次に２点目ですけれども、地域活動補助金の交付金への組み替えについてということですが、６月議会での質問の延長になると思いますけれど、６月議会で答弁されております、今後さらに進展すると思われる人口減少や、超高齢化社会への影響として、これまで行われてきた地域維持活動等、年々難しくなると思われます。そこで、現在これまで３年間の活動実績や区長会等での意見提言を踏まえ、さらに利用しやすい制度にするため、総合支所と連携を図りながら、地域自治の振興を図るべく交付金制度として、見直しを含めて、内容の検討を行っていきますというような答弁でしたけれども、この質問指定の答弁が前向きに検討しますとか、検討とい

うのがどういう意味かなかなか分かりませんので、今回はこのことについて一つ、何でこういうことにしてもらいたいというようなことの内容については、十分先の６月の議会で質問しております。その後の検討された結果、組み替えができるのか、どういうふうになるのか、そのへんをお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

おはようございます。

ご質問の２点目、地域活動補助金についてお答えいたします。

６月議会においてご質問いただいた折に、現行の地域活動補助金の見直しとして、地域自治の振興を図るべく交付金制度としての見直しを含めて検討中ですとご答弁申し上げました。その後の検討内容につきましてご報告を申し上げます。

この地域活動補助金の窓口であります各支所の総務振興課及び企画課において、過去３年間の活動状況、区長会等でのご意見としてありました、申請から実績報告まで、事務処理が非常に煩雑である。基準が複雑で活用しづらい等々を踏まえまして、活用していただく市民の皆様の事務の手続きの簡素化等も含めまして、新年度から交付金制度実施に向けて準備をしてまいります。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

今の答弁で、交付金制度に向けて来年度から準備するということですが、準備ばかりしても、実行してもらわねば何にもならないわけです。それで、来年度から必ず各集落における補助金が交付金となるのかならないのか、その辺を白か黒かはっきりご報告いただきたいと思います。

次に、有害鳥獣対策のその後の進捗状況ですが、このことにつきましても、先の６月議会の延長になりますけれど、そのとき松永部長が答弁されたのは、有害鳥獣並びに耕作放棄地についても、限界集落や準限界集落を含む農山村の集落において、将来に向けて最も重要かつ緊急を要する取り組みとして、耕作放棄地の解消、発生

防止及び有害鳥獣防止対策があると思います。有害鳥獣につきましては、猟友会並びに電気木柵等の対策を実施しながら、農業所得の向上に今後努めていきます。今後とも集落での農地保全管理等の持続的に行われますように努力するという答弁があっておりました。しかし、私は、頻繁に各集落から市政の報告をしてくれとか、行事にご案内がありますので行きますと、どこの集落でもだれからでも第一番に出ることが、この有害鳥獣、いわゆるイノシシの被害のことです。これはこの間からいろいろ調べておりましたけれども、まず猟友会の指導がほとんどできていない。今、350万円の補助を出しておりますけれども、その補助をどういうふうに使うかというようなことも、きちんとした指導をしない。非常にその辺不透明なところがあり、不平不満ばかりが出ているというようなことです。まず、猟友会に言わせると、旧山鹿の人たちは、鹿北の人たちが鹿北には捕りに来てはいけないと言うというような話、菊鹿にカラス撃ちに行こうと思うが、菊鹿から来らせないというようなことを聞きますと、非常にこれはちょっとおかしくはないかというようなことで、いろいろ聞いてみますと、そうではないわけです。有害鳥獣の駆除期間にはやっぱり申請を旧町ごとにしているから、鹿北は鹿北で捕るというようなことだそうですから、普通の期間はどこに行って猟をしてもいいというようなことが事実だそうです。それから、一つ問題は、猟友会の会議に部長並びに課長以上が１回も出たことがない。非常に認識が薄い。これだけ一般質問でも、私に限らず、ほかからもこの有害鳥獣については頻繁に一般質問があっておるわけですけれども、質問あるごとに検討しますとか、もっともなことを言うけれども、全然それがなっていないというようなことです。６月議会のときも申し上げたかも知れませんけれども、隣接町あたりはどういうふうにしているか、そういうことも調べてというようなことでしたけれども、何もそういう調べたというようなことはない。

私は先日、福岡県の黒木町と矢部村を調査しました。どういうふうになっているかと言いますと、有害鳥獣係というのがちゃんとある。そして、イノシシの話ですけれども、猟期には１頭当たり4000円、実績主義です。それから、猟期外、これは特別駆除だと思いますけれども、猟期外が１頭当たり9000円、猟友会の助成が114万5000円、それからハンター助成金というのが19万2000円、これは私もあまり鉄砲は持ちませんから分かりませんけれども、ハンターの保険があるそうです。その足しというようなことでの補助があるというようなことです。

それから、矢部村の方でも猟期、猟期外の金額は、黒木町と一緒です。猟友会助成が33万3000円、広域一斉駆除のときは別に８万4000円、それからハンター助成、これは保険料の４分の１を村が助成しますというようなことで、話を聞きますと、とにかく考え方が違う。その係の人が、「おたくはどこですか」と、「鹿北です」

と、「それなら、猟をされているのですか」、「いいえ、私は猟はしません」と、こういうことで、「市での対応が非常に鈍いものだから、ちょっとおたくあたりにどういうふうにされているかお尋ねに上がりました」と、「議員さんか何かですか」というようなことで聞くと「是非、ひとつ協力してやりましょう」と。「うちあたりもこれが一番困っています」ということで、切々と語ってもらいました。そのくらいよその町村は一生懸命、この有害鳥獣に対応しているわけです。山鹿市は広いかも知れないけれども、平坦地の全然イノシシなど関係のないというようなところもあるけれども、やはり松永部長は１週間に１回ぐらい、それくらい頻繁に行く必要はないかも知れないけれども、鹿北、菊鹿あたりの山間部を回っていただくと松永部長が行っただけでイノシシはたまげる。これは体当たりしても負けるばいというような感じをイノシシに受けさせるというのが非常に大事ではなかろうかと思いますので、この対応について、どのような考えがあるかお尋ねをいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

地域活動補助金の２回目のご質問にお答え申し上げます。

市長をはじめ、上司からも指示を受けておりますので、新年度から実施をしてまいります。

○議長（高野誠二君）

松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

一般質問の３点目の有害鳥獣対策のその後の進捗状況についてお答えいたします。

有害鳥獣対策につきましては、現在、電気木柵設置に対する補助と、猟友会に委託し、銃やわなによる捕獲駆除を行っています。特に、猟友会への委託につきましては、年間の出動回数を考慮した定額と、捕獲実績による金額で、350万円の予算を確保しております。しかし、近年はイノシシの数がふえ、農作物への被害が拡大しており、特に今まではほとんどイノシシの被害がなかった山鹿・鹿央地区まで被害が拡大しております。このため、捕獲頭数に対する委託料の割合をふやすなど、捕獲頭数の増加につながるような施策を今後検討してまいりたいと思います。

また、現在、山鹿市有害鳥獣被害防止計画を作成中であり、それに基づき、来年度には、鳥獣害防止総合対策事業に取り組み、さらなる捕獲量の増加を目指し、農作物の被害防止に努めてまいりたいと思います。

先ほど、議員ご指摘の見回り等につきましては、今後十分私の方で被害等の確認をしながら、被害の実態について調査したいと思います。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

今、三森次長からはっきりした答弁をいただきましたので、安心をいたしました。来年度から補助金が交付金に組み替えられるというようなことです。ありがとうございます。

それから、有害鳥獣のことですけれども、また検討しますとか、計画をしますとか、検討とか計画ばかりいつまでしても、今、栗が落ちているのに、栗をもう拾わなくてもいいくらい食べている、稲の中にも出ている。これは一刻も早くやらねばならない問題です。その辺はさっき申し上げましたように、もう少しこのことについては、真剣に取り組んでもらわなくてはならないと思います。まだ、いろいろなことを松永部長にはお願いしようと思っていましたが、何しろ今回は質問者が非常に多いので、この辺で質問を終わりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

以上で太田黒議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、森　久雄議員の発言を許します。森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

おはようございます。22番の森　久雄です。

発言通告にしたがいまして、さくら湯復興について一般質問を行いますが、その前に一言、監査委員としての任期が残り半年となった今の時点での思いというものを申し上げたいと思いますので、お許しを願いたいと思います。

合併後、４回の予算が組まれ、３回目の議会決算審査を迎えます。この間、監査委員として、毎月、一般会計、水道、下水道、病院の３企業会計の出納検査、行政監査を実施し、毎年５月に工事監査、７月から８月にかけて定期監査、行政監査及び決算審査を実施してまいりました。合併後の１、２年の間は、予算上に旧自治体の取り組みが色濃く反映されており、かつ行財政改革の取り組みにも大きな差異を

感じておりました。

毎月の出納検査時には、約１週間前に相当量の証憑が会計課から上がってまいります。それらをチェックしていく中で、附せん紙に質問、注意事項や改善要求を書き入れ、張りつけて、新市となったからには、行政サービスが一日も早く一本化された取り組みにならなければならないとの思いと、監査にこたえなければ６万市民の負託にはこたえられないぞという思いを職員にぶつけながら、３年半の間、細々とものを申してきました。反発も多々覚えられたと思います。

しかし、４年目に入り、質問、注意事項や改善要求を書いた附せんの張りつけは極端に減り、わずかなものになりました。このことを考えてみましたとき、今日の時点での率直な感想として、よくこたえていただいたと心から申し上げたいと思います。

これからの山鹿市の発展のためには、職員の皆さんの頑張りが不可欠であることは言を待ちません。今後とも市民の負託にこたえるべく、一層の奮闘、ご努力をお願いしておきます。

では、これより質問に入ります。

１、まず、さくら湯の復興をなぜ願うのかという理由を、本市について私なりに捉えた今日的な課題と、今後の目指す方向について、考え方を少し長く述べて説明をいたします。

中心市街地の活性化を目指す取り組みは、旧山鹿市時代に実施された豊前街道の電線地中化、今も継続されているまちなみ整備事業、空き地・空き店舗対策事業など、一定の成果を上げてきています。しかし、郊外型大型店舗はその成果や努力をむなしくさせるかのように、顧客を誘っております。それゆえ、各個店による商業というものを以前のように復興させるには、客観的に見ても現状ではかなり無理があるものと言わざるを得ません。

では、どうすればよいのかと問われましても、確かな方策も特効薬も提示できません。しかし、一筋の光がずっと差し続けているということははっきりと申し上げることができます。その光とは、以下のことであります。

山鹿市は実り豊かな肥沃の農地、余りある山林を持ち、長い歴史に裏打ちされた史跡や、明治以降の建物が戦災を受けずに残っており、かつ温泉の恵みがあるということ。これが差し続けている光と思っております。これらは他の地域にはない強力な武器でもあります。武器は統制のとれた使い方でこそ威力を発揮しますが、現状をよく見ると、個々に縄張りを意識し、市民も業界も行政も、勝手に得意な武器にして振り回し、個々に繁栄・存続を目指しているのが実態ではないかと思います。そうさせるのは、既存の概念にとらわれているからではないかと思っております。

しかし、今や地方はそれが単独で生き残れる状況には到底ないものと思います。

そこで、求めるべきものとして考えられるのは連携です。連携が光にもっと輝きを与え、果実の実りをもたらすものであると思っております。連携を可能にする媒体は、観光であると思っております。観光は幸せを感じる「感幸」でもあります。すなわち、命の豊かさを感じることのできる観光の町へかじを切ることで、市内外の人たちに共感を得、活性化を勝ち取ることができるのではないかと思っております。今日でも、ごく一般的な観光は、国の光を見る観光、すなわち名所旧跡を「見る、食べる、遊ぶ」を略した「るるぶ」と言いますが、「るるぶ」し、観光地は珍しい、あるいは奇怪な、怪しい、そういうもののナンバーワンであること、さらにそれらが旅行業、ホテル業、運輸業の３業種主軸でつくられてきていることです。

もう一つは、地域の光を示す観光、地域特性の発揮に意を用いたオンリーワン的な観光があります。しかし、これからは幸せを感じる「感幸」にならなければならないと言われております。山鹿市の強力な武器は、豊かな資源は、農・商・工と連動し、観光と連携させ、幸せを感じる「感幸」旅客をこの地に誘うことで、トータル的な発展を可能にできるのではないかと思うのです。

江戸期の御茶屋の風格を持ったさくら湯の復活も、山鹿市の新たな光となり、武器となり、「感幸」への大きな力を発揮することは必定であります。

この際、さくら湯とつながってきた山鹿温泉の歴史をおさらいしておきたいと思います。そもそも山鹿温泉は、平安時代934年の和名抄に、肥後の国、山鹿郡湯泉郷として出ております。さらに平安時代1157年、宇野親治公の発見説があります。山鹿温泉は平安から戦国末期の肥後国衆一揆まで、長きにわたり菊池一族やその遺臣によって庇護されてきました。時代時代を見てみますと、1316年の鎌倉時代は杉の日輪寺を曹洞宗の寺として、菊池の第12代当主、菊池武時が再興し、娘の素覚尼を住まわせています。また、鹿郡旧語伝記には、鎌倉末期から南北朝時代に第13代武重が、山鹿の温泉地を広く開き、室町時代には第18代兼朝が湯屋を建てて、また同じ室町時代には菊池家の家老の隈部忠直が湯つぼを掘り、入浴場をふやし、温泉の十境を建てたと書いてあります。また、1473年には山鹿温泉が枯れてしまい、第21代菊池重朝が、金剛乗寺住職の宥明法印に温泉復活の祈祷を命じ、見事復活させたいわれはつとに有名なところです。その後、加藤、細川の時代も、山鹿温泉は大切にされ、初代肥後藩主細川忠利は御茶屋を造営し、宮本武蔵を招待しております。嘉永年間から元治元年までの間に、豊前街道往来期の記録、善行寺文書に藩主参勤交代の際のお小休みや、たびたびの遠乗り、薩摩の島津斉彬、篤姫、佐賀の鍋島閑叟など、幕末の著名人の休憩が見られることから、山鹿御茶屋の温泉に浸ったものと思います。御茶屋は、明治３年、最後の藩主であり、知藩事であった細川護久の

許可を得て、山鹿町民の温泉として、さくら湯に改造されました。その後、昭和49年の解体まで、豪華な木造建築の温泉場として内外に名をはせていました。

２、そこで、さくら湯の復興を可能にするために、幾つか関連事項についてお尋ねをいたします。さくら湯の復興を望む声の高まりは周知のことであります。しかし、さくら湯はプラザファイブビルの中にあって、望みはかないそうにありませんでした。ところが、中心市街地活性化の取り組みの一つとして、プラザビル建替え決議が採択されたことにより、さくら湯復興は現実味を帯びてきました。可能にするための絶対的条件は、活性化案に示されている山鹿１番地の１棟ビルから３筆３棟に登記され、今の温泉ビルが更地になること、そこから初めて具体的な話が始まることになります。

そこで、絶対的条件を確立するため、現在進められている中心市街地活性化の取組状況について、数点お伺いをいたします。

①今秋着工という内容の新聞折り込みチラシが入りました。以前より着工は10月頃と聞いていましたが、今秋とはそのことを指していますか。最終的には、建替えに残られる店舗は何店舗になりましたか。逆にプラザを出られる店舗はどれだけになりますか。

②認定に関して伺います。国が認定した基本計画に対し、国土交通省補助率は、国、市、事業者、各３分の１、経済産業省支援補助率は、国２分の１、事業者２分の１の支援策があります。もう一つは３分の２と３分の１の支援策があります。これまで本市は認定を受けずに２回にわたって3000万円以上の補助を出しています。理由は認定されることを前提にしていました。10月着工になるなら、今議会に国土交通省関連補助金の最終的な巨額補正案上程があるものと思っていましたが、補正は組んでありまん。議会、市民の同意を得る巨額補正を組むためには、やはり国における中心市街地活性化基本計画の認定が根拠とならなければならないと思います。補正に至らなかったのは、それが議会前までに間に合わなかったことにあると思います。認定はいつになるとお考えでしょうか。

③認定を受けた後のお話として伺いますが、巨額の補正になると思います。その補助額はいかほどで、その財源をどこに求めるのですか。事業主体側においては、10月の着工資金はどう準備されているのですか。また、プラザを出られる方の店舗買取資金を含め、国土交通省補助金の３分の１、経済産業省補助分の２分の１相当の準備すべき全資金の調達は済まれておりますか。

④マルショク跡は、現在、だれの持ち物になっておりますか。登記は済んでおりますか。テナントを募集されていると聞いておりますが、どの程度埋まっているのですか。

⑤温泉ビル解体に伴う市民会館やさくら湯の廃止手続きは、いつの議会に提出となりますか。

３、さくら湯復興に関して、以下の点を要望しておきたいと思います。

①山鹿市は広大な市有林を持っております。使用する材木は市有林材を利用されることを念頭に入れていただき、限りなく旧さくら湯に近い形での木造建築にしていただきたい。ちなみに明治３年の改造の際には、材木は寺島法華寺の藩有林からの切り出しが、知藩事から許され使われました。鉄筋コンクリートのさくら湯ならば、全国各地に存在する温泉施設と何ら変わりなく、単なる公衆浴場とするのなら、わざわざ復興などの名目で巨額を投資してまでつくる必要はないと申し上げておきます。先ほど申し上げましたように、千年の歴史を有する温泉地にふさわしい温泉施設として、これからの百年を展望し、八千代座との二大シンボル的な建物にしてこそ、復興の意義があるものと思います。この点、いかが受け止められるかお伺いをします。

②次は要望になりますが、建設にあたっての資金調達の方法の一つとして、さくら湯は私が建てた山鹿のシンボル温泉という愛着と誇りをもっていただくため、市内外に公募債を募るなどの検討もぜひお願いしたい。

以上、申し上げまして、１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

森議員の質問、さくら湯復興について及び関連質問についてお答えをいたします。

１点目のプラザファイブ再生事業のチラシ発行時のスケジュールといたしましては、議員ご案内のとおり、10月からの着工予定です。10月を解体前の準備作業期間、11月から解体工事開始という計画です。

また、今回の再生事業後に残られる店舗数と、出られる店舗数につきましては、建替え決議時点での営業店舗数が60店舗で、再生後も残って営業される店舗数が半数の30店舗です。転出される店の方も同じく30店舗とお伺いいたしております。

次に、２点目の中心市街地活性化基本計画の認定時期についてでありますが、内閣府で定められております認定の時期につきましては、７月、11月、３月の年３回です。本市につきましては、11月の認定グループとして取り扱っていただいており、現在、内閣府の担当者と協議を行いながら、認定に向けた詰めの作業を行っているところです。なお、今回の９月定例議会における補正予算の上程に至らなかった理由といたしましては、プラザファイブ内のテナントリーシングの進捗状況や、事業

主体の財源確保につきまして、まだ不確定な面があり、今後の事業計画の確実性が高まってからと判断し、今回の上程を見送らせていただきました。

３点目のプラザファイブに対する補助金額はどの程度になるかということですが、補助額につきましては、現時点の試算といたしまして、補助対象額が約10億5000万円で、補助率が３分の２ですので、７億円となります。そのうち２分の１が国から、また市の方から２分の１ということで、３億5000万円になります。また、財源といたしましては、起債の充当を予定しております。現在、財政課を窓口といたしまして、国・県との協議を行っているところです。なお、補助対象の主な内容といたしましては、改修工事費、解体工事費及び計画コーディネート費です。

プラザファイブ事業主体の事業資金の調達についてですが、２点目で少し触れましたように、補助金といたしましては、テナントミックスに資する空き床の買い取り費用に係る補助といたしまして、中小企業庁所管の戦略補助金を予定されております。また、現在、経済産業局の方にも頻繁に足を運ばれ、協議が進められているところです。また、融資につきましては、熊本県の高度化融資や市中銀行等からの借り入れ等を予定されており、それらにつきましても商工会議所等の協力をいただきながら、協議を進められている状況です。なお、戦略補助金と高度化融資につきましては、いずれも平成21年度の予算であります。

４点目のサンリブ跡床につきましては、現在もサンリブの所有です。再生事業が終了し、その後、登記が完了いたしましてから、協同組合へ寄付をいただくということで、サンリブとの話し合いがなされているところです。

また、テナント募集につきましては、テナント会社５社１団体によるテナント誘致作業体制を組み、そのうち１社を幹事会社といたしまして、半常駐の誘致事務局も設置されております。なお、８月末から９月末までをテナント誘致月間と定めまして、積極的な作業が進められている現状です。現在の誘致状況といたしましては、一般テナントにつきましては、出店希望のお話が数点ほどあっていることと聞いております。また、キーテナントの決定が一般テナントの出店を誘発するという面もありますので、一日も早いキーテナントの決定に向けた取り組みがなされているところです。

５点目です。市民会館及び温泉プールの廃止条例等の上程時期につきましては、再生事業の進捗状況を見ながら、補正予算等と同時期にご審議をお願いしたいと考えております。

続きまして、さくら湯復興に関してご要望のありました２点ですが、まず旧さくら湯に近い形で、木造により再建し、八千代座と並ぶ山鹿のシンボルとすることが大事であるという思いにつきましては、私どもも同様の思いで、この再生事業にあ

たっているところです。

また、平成16年度に作成をいたしましたさくら湯再生に係る報告書におきましても、湯の町山鹿の歴史と文化を代表する顔として、後世に胸を張って残せる再生事業を目標に掲げておりますので、現在もこれを基本に検討を重ねているところです。ただ、現在のプラザファイブ一帯は、昭和46年の中心部大火の教訓から、準防火地域の指定がなされておりますので、大規模な木造建築物はいくつかの法律上の課題もあります。

また、市有林材の利用につきましては、既に県鹿本地域振興局などからも活用の要望があっております。これらの点につきましては、施設の構造や工法とも密接な関係がありますので、今後、さくら湯再生計画の具体化とあわせまして、調査・検討をしてまいりたいと考えております。

２点目です。資金の調達に係る公募債については、先の報告書をはじめ、庁内プロジェクトでも同様の意見がありました。さくら湯再生につきまして、多くの市民の方々に参画をしていただくには有効なものであると考えておりますので、制度の内容や効果面からの検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○22番（森　久雄君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

２回目の質問をさせていただきます。

まず、さくら湯の復興に関する要望につきましては、ただいまの答弁は私の意とするところと全く同じで、今後の取り組みにご期待を申し上げます。

なお、準防火地域の指定の課題につきましては、あらゆる検討を加えていただき、求めんとする姿へ、可能な限り近づけられるよう努力をお願いをしておきます。と申しましても、その前にクリアすべき大きな課題・事業があります。このことの解決なくして、さくら湯復興はまたぞろ先の夢になってしまいます。

プラザビル再生事業について、先ほどの答弁内容を一言で表現すれば、いまだ流動的な状態にあると言えるのではないかと思います。私は、以前にプラザビル再生事業に関し、本取り組みは最後のチャンスになるとの思いから、慎重を期し、遺漏なきことを求めるため、幾つかの質問を行いました。拙速になって、不測の事態を

招くことのないようにとの願いも込めておりました。思いは受け止めていただいていたものと思っております。担当者の皆さんには、これまでも、そしてこれからも大変なご苦労があると思います。３年の猶予期間は残り時間をさほど許しておりません。この時期をまさに正念場と捉え、より一層の頑張りをお願いしつつ質問をいたします。

１、基本計画の認定時期につきましては、内閣府で11月の認定グループとして取り扱っていただいている。認定に向けた詰めの作業を行っているとのお答えでした。計画申請はまだ行われていないのですね。私は、申請そのものはてっきり終わっているものと思っておりました。現状では認定待ちの状態にあり、認定の確定を見てから、補正を組むのが順序であり、それゆえ、今議会での補正予算上程はなかったのだと思っておりました。ところが、見送りの理由として、先ほど述べられましたが、テナントリーシングの進捗状況や事業主体の財源確保に不確定な面があるからとお答えになりました。この答弁からは、いまだ認定には至っていないが、もしテナントリーシングの進捗状況や事業主体の財源確保が確定をしていれば、補正予算を上程したとも聞き取れました。とすれば、テナントリーシングの進捗状況や事業主体の財源確保が認定の前に立ちはだかっている大きな課題のように見えます。答弁では、融資の協議やテナントの誘致に積極的な作業が進められているとありました。これらのことは11月グループの認定に間に合う見込みですか。もしめどが立たなければ、来年３月の認定グループに入ることになるのですか。私は、内閣府の認定、あるいは認定の確約をいただいていることが前提になって初めて、市が行う実質的補助額約３億5000万円の補正の根拠とすべきと思います。また、その事実があってこそ、起債協議もスムーズにいくのではないかと思います。今一度、見送り理由と認定の関係を詳しくご説明をいただき、認定は11月に受けられるのかを伺います。

２、再生事業に残られる店舗は30、転出30と言われました。ビルの区分所有者の比率は、現在、市とマルショク跡が各３分の１、残り３分の１が個店の所有です。転出される店舗の面積は３分の１を100とすれば、何％ほどになりますか。買い取りに要する費用は戦略的補助金と事業主体調達資金でいかほど必要になると聞いておられますか。30対30の数値は、最終的な数値であって、今後の変動要素はないということでしょうか。２回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

森議員の２回目のご質問にお答えいたします。

１点目、予算の上程ですが、その執行に当たりましては、本来の事業全体の確実性が確保されることが前提になるかと考えております。それにはさまざまな要件があるかと思いますが、今回はテナントリーシングの状況、事業主体の財源確保、基本計画の進捗状況等が大きな要素を占めるものと考えております。今回こうした要素が整わず、上程を見送ることとなりましたが、各テナントの出店、融資の協議進捗、基本計画の申請等についての協議等が済みました暁には、改めて状況をご説明申し上げ、予算の上程をお願いしたいと考えております。

次に、基本計画の認定は、11月に受けられるのかというご質問ですが、まず基本計画の認定システムにつきまして、説明申し上げます。基本計画の認定につきましては、まず計画作成に着手する前に、内閣府に対し、事前の相談が必要です。相談を終えますと、基本計画の策定に着手をいたします。おおむね素案がまとまれば、内閣府に提出をいたします。それから、内閣府とこちらの方と電話やメールによる協議、内閣府においてのヒアリングを受けながら、計画を完成させていくということです。この作業につきましては、相当の時間を要し、かなりハードなものであります。その作業行程を経た後、内閣府の担当者が認定可能なレベルに達したと判断してから申請を行うことができます。その後、中心市街地活性化推進本部の認定審査を受けるシステムとなっております。よって、申請を行うということは、ほぼ間違いなく認定がいただけると判断してもいいと考えております。本市におきましては、本年５月に基本計画の素案を送付し、８月初めには、内閣府におきましてヒアリングの方も受けております。

11月に認定を受けられるかという質問に対しましては、相手もあることですから、明確なお答えはできませんが、１回目のご質問でお答えしましたとおり、11月の認定を目指し、現在、内閣府の担当者の方と詰めの作業を行っております。よい結果が得られるよう、全力で取り組んでいきたいと考えております。

２点目ですが、転出される方の店舗面積につきましては、建替え決議時に閉店された部分を除きますと、約38％になります。しかしながら、リニューアル後の商業床面積が7800平方メートルです。そのうち残留を希望していらっしゃる事業者の床面積が3000平米程度です。空き床4800平米に対しまして、サンリブの床部分が4000平米あります。核店舗となるべき床を除きますと、個店としてのリーシング用の床は800平米ぐらいになるかと考えております。

次に、買い取りに要する費用につきましては、テナントミックスに要する費用として、転出床を買い取るための建設の従前の価格や改修負担金が戦略補助金の対象となります。しかしながら、現在、対象経費につきましては、具体的な品目や数値

を経済産業局と協議中であるため確定しておらず、現況では報告できる状況ではありません。

最後に、転出店舗につきましては、まだ残留・転出については、若干の増減があるものと思われますが、ほぼ最終に近い数値と伺っております。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○22番（森　久雄君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

現状につきましては、大変厳しい状況も伺うことができましたけれども、先ほども申し上げましたとおり、今回の取り組みが、私から見ましても最後のチャンスになる取り組みになっていると思います。担当者の皆様方のご苦労も、それから事業主体者側の取り組みも、本当に真剣なものとして取り組まれていると思います。何とか認定にこぎつけていただきまして、プラザビルの再生とさくら湯の復興が実現できますように、尚一層のご努力と、それから私どもがご協力できることはご協力いたしますことを重ねて申し上げまして、質問を終わります。頑張っていただきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

以上で森議員の一般質問は終了しました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前11時11分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前11時20分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、原　徹議員の発言を許します。原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

７番議員、日本共産党の原　徹です。

まず、質疑を１問いたします。

認定第１号　平成19年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、29

ページですが、総務管理費の文書広報費について質疑を２点いたします。

まず１点目、主要施策の成果に関する説明書の５ページ、文書広報費のオフトーク放送管理費について、次のように現状分析がしてあります。鹿北、鹿央、菊鹿地域において、行政から地域住民への情報手段として、また地域内放送など、地域に根ざした活用が図られている。今後、本施設を利用した広報活動により、市民の福祉の増進、産業経済の発展及び市民相互のコミュニケーションの拡大を目指し、さらなる地域づくりを進めていくことが必要である、このように述べてあります。

ここで問題なのは、オフトーク通信施設のない旧山鹿、旧鹿本地域については、何ら触れられていないということです。合併以来、旧自治体間には情報格差が生じております。今後、旧山鹿、旧鹿本においては、どのように対応されるのかお尋ねいたします。

２点目は、合併した当時は、オフトーク通信はもう老朽化して補修も不可能だと、今後は光ファイバーを使ったテレビ放送に切りかえるといった話があっていました。山鹿市総合計画にも、地域間に生じている情報格差を解消するために、光ファイバー網を利用し、各総合支所間及び公共施設とのネットワークの推進を図るとともに、市民の利便性の高いシステムの構築により、情報サービスの高度化を促進すると、このようにあるわけです。テレビ放送への移行計画はどのようになっているのでしょうか。財政的に無理ではないかと思うのですが、お尋ねいたします。

一般質問に入ります。

まず１問目は、後期高齢者医療制度について、２点質問いたします。この質問だけ一問一答方式で行います。

１点目です。こんな保険料を取られたら生きていけない、長生きすることは罪になるのか。福田自民・公明政権が４月実施を強行した後期高齢者制度に、日本列島を揺るがす怒りが沸き起こっております。８月22日には、沖縄県老人クラブ連合会が廃止を求める県民集会を開き、1600人を超える高齢者が集まり、怒りを示しました。また、大阪府医師会、茨城県医師会など、35都府県医師会は、制度の即時廃止の署名運動に取り組み、要請書を厚生労働省に提出しております。福田首相は、２日、安倍首相に続き、無責任にも政権を投げ出しましたが、国民の怒りを抑えるために、本制度の一部見直しを打ち出しました。しかし、一部を見直しても、差別医療には変わりはないと、即時廃止を求めて撤廃運動はさらに広がっております。そこで確認の意味で質問します。本制度はどんな点が見直されたのかお尋ねします。

２点目です。６月議会で、本制度に対する中嶋市長の見解を伺いました。市長は大枠賛成と表明されました。そこで、私は本制度の具体的内容について市長に質問しました。

一つ目は、国保から追い出された75歳以上の人たちは、人間ドックが受けられなくなった。このことに市長は賛成なのかとただすと、市長は山鹿市は75歳以上には助成をしていないから問題ないとの答弁でした。本制度は、山鹿市だけの問題ではなく、全国の問題であります。もっと誠意をもって答弁すべきではないでしょうか。厚生労働省によりますと、2007年度は723市町村が75歳以上の人間ドックの助成事業を実施しておりました。しかし、2008年度からは582市町村が助成を廃止してしまったのです。理由は、国保から後期高齢者医療制度に移行したための措置であるとしております。後期高齢者医療制度の採用で、人間ドックまでもが年齢で差別される、こういう制度であります。

二つ目は、保険料は２年ごとに見直され、75歳以上がふえればふえるだけ、自動的に引き上げられ、団塊の世代が75歳になる17年後の2025年には、全国年間平均保険料は７万2000円から、実に16万円にもなる、こういう試算がされております。こんな制度に賛成なのかと市長にただしました。市長は、高齢者にとっては大きな負担となり、大事な年金から天引きされるということは、非常に大きな苦痛が生じるのではないかと答弁されております。

三つ目は、75歳以上に限り、早く退院するための退院計画書や延命治療を中止するための契約書を作成すると、病院側に診療報酬が加算される仕組みになっている。こんな制度に賛成ですかとただしますと、市長は、客観的に見て、非常に人間的でない。これまで人生をしっかり生きてこられた方々に対するあり方は、基本的に人間の命を大事にすることだと答弁されました。市長の答弁は、制度には大枠賛成と言いながらも、具体的な内容については、反対という言葉は使われませんでしたけれども、非人間的だ、苦痛が大きいなどと答弁されており、高齢者の立場で反対の立場に立った答弁であると思うわけであります。

そこで市長にお尋ねします。市長の大枠賛成という表明は、市長の答弁から見て、筋が通りません。道理に合っていません。市長は大枠賛成ではなく、大枠反対と表明すべきではないでしょうか。答弁を求めて、１回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

ご質疑の１点目、オフトーク放送管理費についてお答えいたします。

オフトーク通信施設につきましては、平成18年度に、鹿北、菊鹿、鹿央の３地区のセンター装置を鹿央センターに統合しますとともに、鹿北、菊鹿地区内の宅内端末、約3300台を新型に交換いたしました。オフトークの場合、有線による端末装置

を宅内に設置しているため、議会の放送を含め、詳しい情報を住民に対して送信することができ、放送内容も聞き取りやすいという長所があります。しかしながら、災害時に断線した場合には、放送が途切れてしまいますし、屋外にいる人が放送を聞くことができないという短所もあります。

これに対し、山鹿、鹿本地区では、防災行政線による放送を行っております。防災行政無線の場合、いわゆる無線であるため、災害時に強く、屋外でも放送を聞けるという長所があります。その一方、宅内では戸別受信機がなければ、放送を聞けないこと、また放送内容に制限があるため、議会放送などを行うことができないという短所を有しております。

このように、市の中に異なった二つの放送手段が存在し、それぞれに長所と短所を有しているため、いわゆる情報格差が生じております。この情報格差解消に向けまして、第１に住民の安全確保のため、山鹿地区に宅内でも放送を聞くことができるための戸別受信機の配備を計画中です。現在、庁内検討会を立ち上げまして、防災行政無線と財団法人九州移動無線センターがサービスを提供するデジタル無線を活用した通信システムとの比較を行い、本市に適したシステム整備について検討を行っているところです。

第２に、オフトークのエリアでも屋外で放送を聞くことができるよう、オフトークと連動した防災行政無線の屋外子局の配備も計画しております。

以上のように、情報格差解消に向けての整備を段階的に行っていく方針です。

続きまして、２点目のケーブルテレビ施設整備についてお答えいたします。ケーブルテレビ施設整備事業につきましては、市内の各家庭をネットワークで結ぶという規模や予算が大きな事業であることから、将来の情報化の流れ、住民の意向や財政に与える影響等、慎重を要すると考えております。今後、山鹿市総合計画に掲げております基本目標を実現していく具体的計画として策定しました山鹿市高度情報化計画に沿いまして、関係各課で組織しております高度情報化推進部会による各部門、多方面から引き続き調査・研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

中野市民福祉部長。

［市民福祉部長　中野　力君　登壇］

○市民福祉部長（中野　力君）

原議員の一般質問、後期高齢者医療制度についての第１点目、見直しについてお答えをいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、ご存じのように、制度への意見や批判が生じたことから、６月に政府での見直しが決定されたところです。その内容でありま

すが、第１に、低所得者の保険料への軽減対策です。平成20年度におきましては、均等割の７割軽減が8.5割軽減に拡大されました。熊本県におきましては、均等割は４万6700円であり、その７割軽減は１万4000円でしたが、8.5割軽減され、6900円になったところです。また、所得割のかかる方についても、軽減対策がなされ、保険料の賦課のもととなる所得金額が58万円以下については50％の軽減がされました。これは年金収入のみで見た場合は、年金収入211万円以下の方について軽減対象となるものです。これらの保険料の軽減につきましては、先月８月に実施され、山鹿市におきましても８月中旬に変更納付書や変更通知を該当者にお送りしたところです。なお、山鹿市での軽減対象者数は約4600名で、全体の約47％に当たります。総額で約3700万円になっており、今年度におきましては、国からの特別調整交付金で県広域連合に措置されることになっております。また、平成21年度からの保険料の軽減につきましては、均等割の７割軽減該当者のうち、年金収入80万円以下については９割軽減、所得割のかかる方についても賦課のもととなる所得58万円以下について、所得に応じた段階的軽減の検討も含めた50％程度の軽減策を講じるものと決定されておりますが、詳細や財源については未定です。

次に、年金天引につきましては、要件を満たせば申し出により口座振替への変更が可能となりました。要件としては、国保の世帯主で滞納のなかった方が本人口座から振替納付する場合や、年金収入180万円以下の方がお子さんや配偶者の口座から振替納付する場合です。ほかには終末期相談支援料の一時凍結や、資格証明書の運用にあたって、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない方に限って適用し、それ以外の方については従前どおりの運用とすることなどが決定されておりますが、詳細等につきましては、今後の国での検討が待たれるところです。

以上、見直し内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

原議員の一般質問、後期高齢者医療制度についての第２点目の質問にお答えいたします。

６月議会でお答えしましたように、今回の後期高齢者医療制度につきましては、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、また高齢者の医療を守っていくために、国・県・市町村からの公費、現役世代からの支援金、高齢者の保険料とで、共に支え合うものとして設けられたものと認識しております。また、老人保健制度での地域間格差や医療費の負担の不公平などを解消しようとするものでもあり、そう

いう制度設計としての大枠で賛成であるということであります。

しかしながら、いろいろな詳細設計におきましては、問題点や批判があったところであり、６月議会でも申し上げましたように、高齢者の負担や不安な気持ちも十分に理解するところでありました。

そのような部分に関しましては、市民福祉部長の答弁にもありましたように、国において見直しが行われたところです。特に保険料の軽減につきましては、当初から山鹿市は安くなっている割合が多かったところでありますが、さらなる低所得者への配慮がなされ、高齢者の負担が軽減されたことはよかったと考えております。

また、議員ご指摘の診療報酬関係での終末期相談支援料の凍結や、75歳以上の脳卒中や認知症患者の90日を超えた場合の診療報酬減額の凍結など、また資格証明書の運用改善など、心苦しく思っていたことについて、高齢者への配慮がなされ、一定の改善が見られたことと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

原議員。了解ですか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

質疑と見直し点については、一応了解しておきますが、市長に再質問をいたします。

市長の答弁は、私の質問にきちんと答えられていないと思います。私は、この後期高齢者医療制度には、市長は反対ではないかと質問したわけであります。もっと明確に答えてほしいわけでありますけれども、今の市長の答弁からも、軽減されて良かった、あるいは高齢者に配慮がなされた、こういう答弁が返ってくるということは、この制度には反対と言わなくても問題があると、こういうふうに答弁すべきではないでしょうか。市長の答弁から、市長が間違って認識している、あるいは誤解している点がありますので、それを指摘しておきます。

まず１点目は、市長は後期高齢者医療制度が高齢者の医療を支え合うために設定されたと認識していると答弁されました。しかし、この後期高齢者医療制度ができる以前にも、国保や、あるいは健保、これらの保険に加入して、十分支え合っていたのではないですか。それが今度は75歳という年齢になっただけで、国保や健保から強制的に追い出され、健康診断から外来、入院、終末期まで、あらゆる段階で安

上がりの差別医療を押しつけられるのが後期高齢者医療制度です。

それでは、なぜ75歳以上を区切る必要があったのか、ここに高齢者医療制度の本質が見えるわけです。本制度は、先ほども言いましたように、福田自民・公明政権が小泉政権当時の社会保障費を毎年2200億円ずつ減額していくという抑制路線を継承し、そのために高齢者の医療費を削減していくためにとった施策なのであります。それは厚生労働省が他の世代とは違う後期高齢者の特性として、１、複数の病気にかかり治療が長期化する、２、認知症が多い、３、いずれ避けられない死を迎える。だからこれにふさわしい医療にすると説明していることから分かります。このことは75歳以上になると治療に時間がかかり、いずれ死を迎えるのだから、医療に多額の金と手間をかけるのはもったいないとの本音がにじみ出ており、支え合う制度などではないということを証明しております。実際、厚生労働省の試算では、７年後の2015年度には医療費全体の削減額３兆円のうち２兆円を、2025年度では８兆円削減のうち５兆円を75歳以上の医療費削減で捻出するとしております。

以上のように、高齢者の医療費を削減するために、後期高齢者が設定されたということを明確にしておかなければなりません。

２点目です。市長は、保険料が低所得者に配慮され、負担が軽減されたことはよかったと、また終末期相談支援料などの凍結は、高齢者への配慮がなされて改善が見られたと評価されました。しかし、軽減されたとしても、これからの保険料は２年ごとに改定され、75歳以上の人がふえればふえるだけ、また医療費が上がれば上がるだけ、際限なく引き上げられ、負担が増大していくわけであります。よかったなどと簡単に評価できないわけです。さらに、終末期相談支援料は凍結されたというけれども、一時的な措置であって、いつかは解除されるわけであります。75歳以上を早く病院から追い出すための退院計画書作成を初め、その他の診療報酬体系はそのままであります。したがって、一部見直され、凍結されても、75歳以上の差別医療の継続という点では変わりありません。

３点目に、制度設計に大枠賛成だとの答弁がありました。スタートして３カ月も経たないうちに見直さなければならないということ自体、欠陥制度であるということの証拠であります。市長は、こんな制度設計に賛成なのでしょうか。制度の根本である制度設計が間違っているので、どんなに補修してもよくなるはずがありません。間違った制度設計は廃棄して、白紙に戻すことであります。

６月16日付の熊本日日新聞の社説も「原点に戻った論議が必要」と、このように主張してあります。また、本制度の廃止を主張しているのは、野党４党だけではありません。先ほども紹介しましたように、直接医療に携わっている日本医師会を初め、全国老人クラブ、あるいは与党であります中曽根元総理大臣、塩川元財務大臣、

それに現職の古賀自民党選対委員長までもが、まずい制度だと、このように反対しているわけであります。

市長、75歳以上といえば、戦時中は戦火をくぐり抜け、戦後の大変な時代に日本の復興に貢献し、現在の日本の繁栄を築いてきた人たちであります。そのような人たちに戦後のうば捨て山と言われるような医療制度を許していいのでしょうか。お年寄りを大切にするというのは、日本のすばらしい市民道徳であり、伝統として引き継がれたきたわけであります。子どもたちに何と説明したらいいのでしょうか。市長は、後期高齢者医療制度には反対だと明確に答弁すべきではないでしょうか。もう一度、答弁を求めます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

原議員の再度のご質問お答えいたします。

後期高齢者医療制度についての基本的な考え方ですけれども、先ほども申し上げましたように、今日の社会状況の中で、将来にわたって継続できるような日本全体の医療制度のあり方として、大枠として賛成するという思いをいたしております。それとともに、今いろんな面からご指摘がありましたけれども、高齢者の方々、そしてまた命の尊厳を大事にする、そういった基本的な考え方はあわせて持っていくことが大事であると思っております。

○議長（高野誠二君）

原議員。了解ですか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

とうとう反対という表明はされませんでした。今後、市長は、熊本県後期高齢者医療広域連合議会の議員であります。今の気持ちは私は尊重しますけれども、そういった広域連合議会で、もう一度、この差別医療というものを廃止するという点から働きかけてほしいということを申し入れておきます。

次に、２、３、４問を一括して質問してまいります。

２問目は、真に市民に奉仕する職員の育成について、人づくりであります。日本

共産党山鹿市委員会では、市政に対する市民の考えや要望を把握するために、市民アンケート調査に取り組むことにしました。まだ開始したばかりで、わずかしか集約できていませんが、その中に合併してよかったという回答がありました。理由は、職員の言葉遣いが、合併前に比べ、とても親切になったと記されてありました。一議員として、このような回答があると、大変うれしくなります。職員の自覚が高まっているものと評価したいわけであります。

中嶋山鹿市長が誕生して４年を終わろうとしておりますが、私は市長初の施政方針で提唱された日本一の人づくりが今でも強く印象に残っております。革新的といわれる自治体の首長の施政方針にも幾つか目を通したことがありますが、施政の重要なポイントとして、人づくりを挙げておられます。ただ、これらは自覚ある自治体職員の育成を挙げられております。６月議会では、池田総務部長も、我々職員も地方分権時代に求められる公務員として、責任感や使命感、さらには倫理観の向上に努めなければならない。職員の政策立案能力や事業執行能力を高めるための人材育成に取り組むことが急務であると強調されております。中嶋市長の人づくりには、職員の育成に触れてはおられないので、ここで具体的な事例を出して、真に市民に奉仕する職員の育成という観点から市長に所見を伺いたいと思います。

事例の１でありますが、生活保護受給者で、がんの切除をしても、１年に２回は再発するという難病を抱えた市民がおられます。切除手術は毎回、熊本市の病院で行っていますが、バスでの通院は体力的に無理なので、タクシーを利用しなければなりません。１回の手術にタクシー代往復２万円がかかるそうであります。これまで生活を切り詰めて、タクシー代を捻出しておりましたが、生活保護受給者には移送費、通院費のことですが、移送費が支給されることを最近知り、安心してそれを利用することにしました。しかし、移送費は利用後の領収書がなければ支給できないとのことであります。生活保護受給者にとって、２万円を準備することは大変なことです。担当職員に事前の支給を相談すると、決まりがそうなっているので、事前支給はできないとのことでありました。そこで、私はタクシー会社に後払いでもいいように市として交渉してくれるようにお願いをしました。ありがたいことに、担当職員は早速タクシー会社と交渉して、それを実現してくれたわけであります。これで終わりなのでありますが、私がここで問題にしたいのは、市民に奉仕するということは、法令や規則で決まっているからできないということで済まされてはならないということであります。市民の立場に立って考え、さらに最良の方法を見つけて対応してやる。そんな職員を育成してもらいたいということであります。市長に、職員の資質という点から見解を伺いたいと思います。

３問目の市の公園管理についてであります。昨年12月議会で市の公園管理につい

て質問しました。その中で私は、団地住民の声を取り上げ、久原団地の公園４カ所のうち２カ所はほとんど利用されていない。駐車場が不足しているので、駐車場にできないかと要請しました。それに対して建設部長は、公営住宅整備基準が10年前に廃止され、改善は可能である。入居者の意向を聞いて検討するとの答弁があっておりました。その後、有働建設部長から、２カ所の公園を駐車場にする予定だとの報告があっておりますが、これまでの経過を報告していただきたいと思います。

４問目は、部落解放同盟への補助金交付要綱についてであります。私は昨年の９月議会で、解放同盟への補助金に対する住民監査請求の件について取り上げました。監査委員は平成19年８月21日付で監査請求を棄却したものの、市長に対して勧告ともいえる強い要望を３点提示しました。その一つが、解放同盟補助金は交付要綱を作成することでありました。監査委員から、公正に税金が使われるために出された勧告ともいえるものであります。解放同盟への補助金交付に問題があることを示唆したものであります。これに対して市長は、非常に重く受け止めている。行動費や旅費については、市の旅費規定を参考に改善に努めると答弁されておりました。既に監査委員が指摘してから１年余が経過しております。まだ作成されないのでしょうか。その進捗状況をお尋ねします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

原議員の、真に市民に奉仕する職員の育成に関して、職員の資質ということで、市長としての考えをというご質問にお答えいたします。

当然のことでありますが、行政の仕事は法律や条令を逸脱しては成立いたしません。また、そうでなければ組織は動きませんし、市民の皆様にとりましても良い結果は得られません。山鹿市が目指す職員像としましては、市民の視点に立ち、行政のプロとして志の高い職員であってほしいと願っております。

ご質問にありましたように、法令で決められているからだめで終わらず、だったらどんな方法があるのかを誠意を持って粘り強く考える姿勢が大事であります。山鹿市が推し進めております行財政改革の一環として、定員適正化計画に基づく職員削減があります。新たな事業が次から次へと出てくる中での職員削減でありますので、職員の資質という点では、既存の固定概念にとらわれず、広い視野を持ち、柔軟な発想で行動する職員であることが、今後、より一層求められてくると考えます。今の山鹿市がどうあるべきかをみずから考える職員の意識改革が大事であると考えております。以上、答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

有働建設部長。

［建設部長　有働郁夫君　登壇］

○建設部長（有働郁夫君）

久原団地の駐車場拡張についてお答えいたします。

去る19年12月定例会において、原議員から、久原団地は駐車場が少なく、４カ所ある公園の一部を駐車場にしてほしいとの入居者の声があるが検討できないかと、そういった趣旨のお尋ねがありました。その後、久原団地の区長と協議しましたところ、入居者の意向を区長の方で取りまとめていただくことになり、その結果として、20年４月に区長から、公園の一部を駐車場として利用したい旨の要望書の提出がありました。要望書の提出を受け、再度、区長と協議をさせていただくとともに、現地調査を行い、公園としての利用度の低い２カ所について、駐車場として既に整備を行い、ご利用をいただいております。また、隣接地の汚水処理施設跡地につきましても、駐車場としてのご利用をいただけるように、あわせて整備を行っております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

中野市民福祉部長。

［市民福祉部長　中野　力君　登壇］

○市民福祉部長（中野　力君）

原議員の部落解放同盟への補助金交付要綱について、お答えを申し上げます。

部落解放同盟への補助金交付要綱の作成につきましては、昨年８月に監査委員会からの報告書に示されました当該補助金に対する透明性の確保、適正かつ公平を期するための３点の要望事項を基準としまして、市長の指示のもとに取り組みを進めてまいりました。その中で、事業計画の基準、実績報告に係る関係書類など、かなりの部分で改善を図ってきたところです。そして、要綱の素案につきましても、担当部署で何度も協議をしており、この補助金がより効果的なものとして運用が図られるよう、内容の詰めを行っているところです。今後もさらに条文の整備など必要な事項について検討を深め、12月までには法令等審査会に諮ることとしております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

原議員。了解ですか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

２問目の市民に奉仕する職員の育成について、今度は二つ目の事例を出してみたいと思います。事業に失敗して借金を抱え、自分の家も抵当に入り、世帯主は病気で失明寸前、働けなくなって生活保護を受給するようになった人の事例であります。抵当に入った家を今年の８月までに明け渡すように言われていたので、昨年末、市営住宅への入居申請書を担当課に提出しました。ところが、税金滞納が発覚し、条例により、入居申請が却下されてしまいました。これは当然のことではあるのです。しかし、社会的弱者をこのように機械的に処理してしまっていいのかと、私は疑問を抱いているわけであります。これまで生活保護受給者の市営住宅入居に際しては優先的に対応されてきました。これは社会的弱者、経済的弱者に対して、血の通った対応だったと考えているわけであります。この例は、本人が意図的に税金を滞納したわけではありません。不況で事業に失敗して借金を抱え、税金を納めたくても納められなかったわけであります。また、生活保護受給者には２万６千数百円の住居手当が支給されるわけでありますが、今どきその程度の家賃では借家を見つけるのがなかなか困難であります。

国保税の場合、滞納したからといって、即、資格証明書や短期証明書発行という措置はとっていないわけであります。状況を十分把握するために相談に乗り、可能な限り納入促進を図っておられます。住宅申請の場合にも配慮して、条例執行に柔軟に対応し、手立てを考えてやることが必要ではないかと考えるわけであります。

日本国憲法の生存権や、地方自治法の住民の福祉を守るという立場から、市民に奉仕する職員の育成を図る必要があると思いますが、再度、同じようなことになるかと思いますけれども、市長の見解を伺っておきたいと思います。

３問目の市の公園管理についてです。早速、久原団地の住民から、実現していただいてありがとうございましたとの電話がかかりました。担当課の素早い対応に敬意を表し、次の質問に入ります。

３年前の2005年９月議会で、市所有の中心市街地空き地利活用対策として４カ所を取り上げました。その中に、旧山鹿保育園跡地を問題にしました。都市計画で公園以外に利用できないようになっているとの答弁があっておりました。この件を取り上げて、もう既に３年が経過しておりますが、依然として放置されたままとなっております。まちづくり活性化の障害ともなっているのではないでしょうか。今でも私は、保育園跡地の周辺は住宅も少なく、また近隣にも公園があり、公園は不要だと思っております。絶対に公園にしなければならないのか、公園にしなければな

らないのなら、なぜ放置しておられるのか、早く公園にして活用すべきではないかお尋ねしたいと思います。

４問目の部落解放同盟の補助金交付要綱についてですが、先ほど12月までに審査会に諮って作成するような答弁でありました。このような答弁が返ってくるとは想定しておりませんでしたので、２回、３回と厳しい質問を予定しておりましたが、質問は要らないようであります。ただ、次の二つをきちんと念頭においてやってほしい。既に同和対策事業の特別措置法が、失効して６年も経過しているということです。二つ目は、解放同盟への補助金交付は税金が公正に使われていないという住民監査請求に対して、監査委員が行政に税金が不公正な使い方になるから改善をと提言したものであります。この提言には無条件に取り組まなければならないということを申し述べておきたいと思います。

２回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

職員の育成についてご答弁申し上げます。

私が思いますに、住民福祉の基本原則というのは、納税という義務を果たしてこそ、住民サービスを受ける権利が生まれるものと考えます。ご質問の中にありました住宅条例でも、市税等の負担の公平性を確保するという観点から、入居基準をはっきりと定めたこととするため、３月議会で条例改正を議決いただいたものです。市税を滞納されている方に、短い期間を区切って国民健康保険証を交付いたしますのは、厚生労働省の国民健康保険課長通知に基づくものでありまして、納税相談の機会をふやすために実施しておるものです。

しかしながら、市民の皆様の中には、納税という義務を果たしたくても果たせない特別の事情をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。原議員が申されますように、市職員として、どう対応すべきかを考えるときに、私は職員一人一人が全体の奉仕者としての役割があることを常に自覚しておくことが一番大切なことであり、それを基本に置くことから、行政としてのすべての仕事が始まるものであるとの思いを持っております。法令によって制限されるにいたしましても、市民の皆様の状況を的確にとらえ、親身になって解決の方策を練っていかねばならないと思います。そのためには、職員個々の資質をより一層向上させて、持っている可能性や能力を最大限に引き出していくことが人材育成として不可欠なことと考えております。今後も積極的な自己研さんや、職場内外での研修が十分に機能するような環境づくり

に努めてまいります。以上、答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

有働建設部長。

［建設部長　有働郁夫君　登壇］

○建設部長（有働郁夫君）

山鹿保育園跡地の公園化についてお答えいたします。

昨年の６月定例会でお答えいたしましたとおり、山鹿保育園跡地、いわゆる泉田公園は、本来、湯の尻土地区画整理事業により整備された都市計画公園です。こうした土地区画整理事業においては、土地区画整理事業地区面積の一定割合に基づく公園の設置は、事業の必須条件となっておりまして、地区内の土地所有者から少しずつ土地を提供していただく共同減少方式により公園用地として確保されたものです。このようなことから、制度上、公園以外の目的に利用することはできないことになっております。

なお、泉田公園の整備時期につきましては、現在、財政状況や事業手法等の調整を行っております。それが整い次第、なるべく早い時期に公園化したいと考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

原議員。了解ですか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

最後の質問です。

市民に奉仕する職員の育成について、二つの事例を出しましたが、市長の賢明なる答弁をいただきました。私はたしか、合併して14回目の質問と思いますが、初めて市長と意見が合いました。ただ、私はここで声を大にして強調しておきたいと思います。一つ目は、職員の育成は、上からの一方的な押しつけであってはいけない。やはり、学習や研修の場を設けて、職員の自覚を高めていく、ここに徹するべきだと思います。二つ目は、６月議会でも述べましたように、職員には国民として、あるいは市民の一人として基本的な人権を享有し、勤労者としての基本的な諸権利が保障されなければならないということであります。職員の諸権利が保障されるということは、職員が住民奉仕の公正で民主的な行政を、創意性を発揮して積極的に行

うための重要な条件であるということを強く強調しておきたいと思います。そのためには、職員組合の協力も得て、職員のもろもろの要求をくみ取り、可能な限り実現して、楽しく働きやすい職場環境をつくってやることだと思います。

最後に、新庁舎建設の際には、現在のようなお粗末な休憩室ではなく、職員が休憩時間には交替で気軽に安らぎ、昼食もとれるような職員休憩室の設置を要請して、この件の質問は終わります。

３問目の市の公園管理ですが、保育園が移転して、もう４年にもなるわけです。ブロック塀を取り払って整地すれば、そう経費もかからないと思います。早く久原団地のように、速やかに取り組んでいただくことを要請しておきます。

最後に、昨年12月議会で、市が管理する公園は110カ所もあり、設置目的や規模等によって維持管理がたしか五つの課に分かれているということでありました。これでは公園管理の機能が弱いのは当然であります。維持管理一元化の作業を進めると、こういう答弁があっておりましたので、その後の進捗状況をお伺いして、質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。有働建設部長。

［建設部長　有働郁夫君　登壇］

○建設部長（有働郁夫君）

公園の一元化についてお答えをいたします。

公園緑地の一元化につきましては、現在、都市計画課で作業を進めておりますが、移管を受ける上での基準を設け、その基準に基づく所管課ヒアリングを行っております。現在、公園緑地の現況診断を行っているところです。その過程で、所管課から一元化の対象として要望のあった公園緑地の中には、公共性や権原、利用の実態など、一般的に判断して公園緑地の体裁を整えているとは言いがたいものも一部見受けられております。したがいまして、移管要望のありました公園緑地すべてについて、正確な現況診断を行い、来年４月から一元管理の対象に加えることができるものと、そうでないものを選別する必要があると考えております。今後は現地確認や所管課との調整を行い、来年４月から一元管理の対象とする公園緑地を選定して予算化をしていきたいと考えております。

なお、現状において、選定基準を満たしていない公園緑地につきましても、今後、この基準を満たした時点で、次年度以降、一元管理の対象にしたいと考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

以上で、原議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後は１時15分から再開いたします。

午後０時11分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時15分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、島田節男議員の発言を許します。島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

皆さん、こんにちは。16番議員、島田節男です。お昼からの議会です。ご飯を食べてすぐで、皆様には非常に満腹感でいっぱいたろうと思いますけれども、私も一生懸命頑張りますので、よろしくお願い申し上げます。

今回、通告しておきました三つの事柄につきましてお伺いしたいと思います。

一つ目は指定管理者制度の公募について、二つ目は自治公民館について、そしてまた三つ目は山鹿市あいのりタクシー及び循環バスについてです。一問一答方式でお伺いしたいと思います。

まず第１に、指定管理者公募についてお伺いをいたします。山鹿市において、この制度は2006年に導入されまして、今回は３年目を迎えようとしています。今回は公募という形で、初めての形で21施設が市から提案されているわけです。指定管理者制度は、議員の皆さんご存じのごとく、自治体の公の施設に関して、法人その他の管理者を指定し、施設の管理を行わせる制度でありまして、行財政改革の一つと考えておるわけです。民間の蓄積されたノウハウにより、より低コストで、住民の満足する運営ができることを期待するものであります。議会といたしましても、条例の制定、指定管理者の承認と、二度の議決をもって適正な管理者を選定することになり、それらの施設が立派に運営され、市民の福祉向上に役立つことに対する責任を持っているわけです。

そこでお伺いしたいと思います。2006年からの指定管理におきまして、条例で定めているそれぞれの施設の目的、また使命が達成されていたのか、市としての評価をしておられると思います。全体的な評価として考えられていることをお伺いいたします。

２番目に、山鹿市の集中改革プランの中で、民間活力の活用とある指定管理者制度の導入等で、18年度から21年度までの目標効果額を4800万円という数値を設定しておるわけですけれども、今回の公募施設においては、どのような経費縮減効果が見込まれるのかお伺いをいたしたいと思います。

３番目に、今回は初めての公募でありまして、複数の申込みがあると考えております。選定委員会による選定となるわけですけれども、公募における選定はどのような形で行われるのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

指定管理者公募についてのご質問にお答えいたします。

１点目は、制度導入による評価についてのご質問でありますが、まず指定管理者制度は管理の受託主体の範囲を民間事業者等へ広げ、住民サービスの向上や管理経費の縮減等を図ることで、公の施設の設置目的を効果的に達成するために認められた制度であります。

その達成の目安の一つとされます住民サービスの向上という点に関しましては、開館時間の延長や、開館日の拡大、接遇やコスト意識の改革、自主事業の増加等によりまして、利用者の要望に沿った利便性の向上が図られております。

次に、もう一つの目安であります管理経費の縮減という点に関しましては、導入施設の管理経費を前年度決算と比較いたしますと、18年度及び19年度の２年間で、約800万円の経費縮減となっております。したがいまして、導入後の評価といたしましては、個々の施設で若干の差はありますが、全体的に見まして、一定の成果を上げているものと考えております。

続きまして、２点目の今回の公募によってどれくらいの経費縮減効果が見込まれるかとのご質問ですけれども、今回の公募予定施設は21施設であります。前年度の決算と比較しますと、21年度では3000万円程度の経費縮減が見込まれるものと考えております。

次に、３点目の公募の場合の選定につきましては、市長が任命する部長等の職員に、透明性、専門性を確保するために、民間の有識者を加えたメンバーで構成します山鹿市指定管理候補者選定委員会を10月下旬に開催し、指定管理候補者の選定を行う予定です。

選定の方法につきましては、候補者選定ガイドラインに沿って、申請者から当該施設の管理運営計画案の提示を受けた後、意見を聴取し、次の５項目について、具体的には、１、住民の平等な利用の確保、２、施設の効用の最大限の発揮、３、管理経費の縮減、４、人員及び財政的基礎の確保、５、その他目的達成に必要とされる事項につきまして審査を行い、評価に応じ得点を与え、合計点の最も高い者を候補者として選定するものであります。今後とも、制度の改善や導入促進を図り、尚

一層の住民サービスの向上、管理経費の縮減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

今回の公募は、９月５日から29日まで公募期間となっているようです。もう既に公募があっているように、ある施設ではですね、聞いております。やはり、今回は初めての公募の施設もありまして、いろんな方が公募してくるものと考えられるわけで、その点、選定委員会の重み、そしてまた最終的には議会の重みがものすごく重要ではないかと考えるわけです。十分私どもも注意を払っていきたいと思っております。

ただ、今回の公募に際しまして、市が出資します第三セクターの公募もあると思うわけです。市としては、この機会にその外郭団体等の経営改善の推進に努めるべきだと、私は考えております。また、今後とも、公の施設については、運営の効率化及び利用者に対するサービスの向上を図っていくことは当然と考えますが、地産地消の推進、とりわけ地元農産物や加工品の販売促進等を通じた農家所得の向上、地域経済の浮揚に寄与していくことが重要だと考えております。

そこでまず、現在、物産館を管理されております第三セクターの今後の方針、また今回の物産館の公募や施設運営等の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

第三セクターの今後の方針及び今回の物産館の公募、施設運営に関する考えについてお答え申し上げます。

市が出資しております第三セクターにつきましては、平成18年度から19年度にかけて、経営診断業務を実施するとともに、19年度におきまして、市の関与のあり方や将来の方向性を示した第三セクターの自立経営を図るための措置に関する方針を策定しております。

方針の内容について少し説明いたします。

まず、この方針では、すべての第三セクターの最終形態は、完全民営化を目指すこととしております。具体的には、人的支援及び財政的支援について、自主的・自立的な体制への見直しとともに、定期的な経営の点検評価の充実、監査体制の強化等、市の関与について取りまとめております。市としましては、今後とも法人みずから徹底した経営努力を求めながら、効率的な施設の管理という観点から、経費の節減、サービスの質の向上を目指して、着実な経営改善の実行を促してまいります。

次に、今回の物産館における、指定管理者の指定の手続きにつきましては、競争性を担保した上で、公平性・透明性に配慮して公募すべきものと考えております。また、施設運営に関しましては、現在の出荷協議会から出荷された農産物を初め、市内農産物等の取り扱いを基本とすることや、他の物産館との連携した取り組み及び市の事業の効率的又は効果的な実施が図られると認められる業務への積極的な協力など基本的な考えとしております。さらに、選定におきましては、地域・住民に対する貢献の考え方などを評価項目に加えており、議員ご指摘の地域振興や地域経済の活性化の観点には十分留意しております。市としましては、公の施設としての目的、趣旨等を十分に踏まえて管理が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

今回、指定管理者制度の公募は初めてでありまして、この制度が市にとっても、住民にとっても、よかったなあと言われるような制度になることを期待をしております。そのためには、行政や管理者、そしてまた住民のお互いの協働が重要であると私は考えております。市といたしましても、適正な評価をしながら、この運営に当たっていただくことを期待して、第１問目の質問を終わりたいと思います。

次に、２問目に入りたいと思います。自治公民館についてお伺いをします。この新山鹿市も合併して４年目を迎えております。ようやく新山鹿市としての一体化が進んでいるようであります。山鹿市におきましては、18年度第一次総合計画を立て、「まほろば創生・人輝く温もりの都市やまが」ということを目指しながら、市民と

の協働でその達成を目指しているところであります。

その中におきまして、社会教育の振興が挙げられ、公民館活動の活性化と相互連携が求められているところであります。公民館活動は地域の伝統文化の継承、学習会、子どもたちの育成、地域の防災、環境問題、それに加えて高齢化社会に対する地域住民の協力と地域の問題を自主的に解決し、地域活性化を図っていく重要な所であると私は考えております。しかし、現在はそれぞれ住民ニーズが多様化する中で、人間関係の希薄化、リーダー不足、それに加えて限界集落に代表されるように、地域の人口減、高齢化等、公民館活動を行う上で非常に厳しい現実があるわけです。

そのような中で、今後の公民館活動のあり方が強く求められているわけです。現在、旧山鹿市と旧４町では、組織の面で多少の違いがあるように聞いておりますが、今後どのような形で公民館活動を推進されていくのか、まずこれをお伺いしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

島田議員の、今後どのような形で公民館活動を推進していくのかというご質問に対してお答えを申し上げます。

さて、今後の公民館活動ということですけれども、ご承知のとおり、旧山鹿市におきましては地区公民館制度、旧４地区におきましては自治公民館制度により公民館活動が展開されているところです。この制度は、それぞれ長年根づいてきた制度ですし、各地域の実態に即した公民館活動が活発に展開され、そしてかつ着実な成果も上がっていると考えております。そこで、当面は現行の組織により、公民館活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。

なお、本年度から、組織の強化及び共通認識を図りながら、活発な公民館活動が行われますように、全市の公民館連絡協議会を組織させていただいたところです。この協議会は、山鹿市内地区公民館長８名及び旧４地区公民館の分館長141名をもって組織させていただいております。今後、一堂に会しての研修会や情報交換、あるいは交流会を行いながら、さらに公民館活動が活発化できますように、支援してまいりたいと考えております。

なお、今後の公民館制度のあり方につきましては、教育委員会といたしましては、総合支所あるいは教育委員会の分室の今後のあり方、それから学校規模適正化等を視野に入れ、現在の旧地区条例公民館の地区公民館制度への移行を進めてまいりたいと考えております。その場合、地域づくり、人づくりの観点から、公民館活動を

通したコミュニティの維持が最も重要と考えております。分館機能はできるだけこのまま残してまいりたいと考えているところであります。

また、お尋ねにはありませんでしたけれども、分館長報酬につきましては、地区公民館制度への移行とともに廃止の方向で検討ができればと考えていますが、その折には旧地区に指導員の配置等も必要になろうかと考えているところです。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

今後の公民館制度のあり方として、旧山鹿市が今まで行ってきた地区公民館制度への移行を進めるというお答えであります。執行機関においては、地区公民館長、そして公民館指導員が配置されると聞いております。私どもも４町での活動は行ったことがありますけれども、このような形というのは初めてですし、やはりどのような活動をされているのか、またその方々の勤務体制はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

また、今、分館長の報酬の件で触れられましたけれども、このことについてお伺いしたいと思います。旧４町ではほとんどの区で、区長と公民館長を今まで分けてきました。そして、社会教育部門の活動を公民館長が受け持ちまして、もちろん区長との連携で、地域の問題の解決や活性化を図ってきたわけであります。そのリーダーとしての責任や、また労力から見ても、やはり今までのような、少しばかりの報酬は当然かと私は思っております。それが今お聞きしますと、報酬の見直し、カットの方向で進んでいくというお話でした。この山鹿市の従来やっておられます地区公民館制度に移行いたしましても、現在の４町のそういう分館長という形は残すということであり、やはり活動は行ってくれと、そしてまた報酬はカットという方向は、私はいかがなものかと考えます。この点の再検討の余地はないのか、その辺をお伺いいたしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

２回目のご質問にお答え申し上げます。

地区公民館長及び地区公民館指導員の仕事の内容、あるいは勤務形態についての、まずお尋ねでありましたけれども、ご存じのとおり、旧山鹿地区には先ほど申し上げましたが、地区公民館が８館ありまして、１館に１名ずつの公民館長及び指導員がおいでになります。仕事の内容といたしましては、校区の公民館講座及び生涯学習講座の企画、あるいはスポーツ・文化活動の振興、それから青少年健全育成に伴います早ね・あいさつ・朝ごはん運動の推進、あるいは人権教育の推進及び研修会や懇談会等の開催によりまして、地区公民館活動の充実を図りながら、地域における多種多様な人づくりに努力をされております。

勤務形態につきましては、地区公民館長及び地区公民館指導員、ともに非常勤です。また、公民館長が月に約10日程度、指導員の方が月18日程度の勤務となっております。

それから、報償の件につきましてですが、先ほど申し上げましたように、分館長報酬につきましては、地区公民館制度の移行にあわせて廃止という方向で検討してまいりたいと考えております。参考までに申し上げますと、県内の他の市の自治体を調査いたしましたところ、13市ありますけれども、自治公民館長へは報酬の支払いは行われていないという実態もあります。また、山鹿地区の嘱託員も、地区公民館の運営委員に入られておりまして、地元では自治公民館長の職務を兼務されているという理解もしているところです。教育委員会といたしましては、先に述べました県下の状況等を踏まえ、今後、公民館連絡協議会で十分検討・ご理解をいただいて、報酬の有無に関わらず、最大限に機能を発揮した活動ができますように支援はしてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

非常に私ども４町がやってきたことに対してですね、何か逆行するような、そのような何か方針ではないかなあ。また、合併して以来、いろんな意味で組織が拡大しております。その組織が拡大する中でですね、やはり活動というのは、何か組織

が拡大すると、活発な活動ができているように、どこの部署でもそういうことを感じます。それはそうでしょう。今まで4000人とか5000人とか8000人とかおる中での活動だったのが、また地区公民館にすれば、わずか100人とか200人の中の活動だったのが、例えば鹿本町になれば8000人を一つの拡大した中で考えていくとなればですね、何千人かお出でいただければ、わあ活発な活動がなされているなあというふうに感じるのは、だれもであると思います。それではなくてですね、私は公民館活動というのは、やはり地域に根差した、そしてまた地域のいろんな問題点があります。そういうところを、お互いにそこに住んでいる人が考えて、そして頑張っていくことが、やはり公民館活動の原点ではないかなあと、こう考えているわけです。非常にその方向性として、そういうふうに考えておられますので、今後のまたいろんな検討の課題といいますか、いろんな意見が今後出てくると思いますけれども、自分は、やはりもうちょっと小さな公民館活動をやってほしいというふうに考えております。そういう意見を述べて、第３問目の市長にですね、こういう地域づくりとか、そういうことに対してお聞きしまして、この質問は終わりたいと思います。

それで、市長にお伺いしますけれども、市長は、就任以来、山鹿市の発展は人づくりと、日本一の人づくりをやるというふうに今までずっと言ってこられました。この目標はいろんな考え方があります。いろんな取り方もあります。しかし、私はその一つとして、やはり山鹿市を思う気持ち、地域を思う気持ちを持った人を育てるということではないかと考えておるわけです。私は、人づくりは、やはり人と人の絆が強くなったときに生まれるものと考えております。現在は、一人一人の考え方が非常に多様化している中で、自分の好きなこと、そしてまた自分の気持ちが合う人、そういうグループが、いっぱい生まれております。しかし、そういうグループでも、人づくりができるのは確かであります。しかし、地域に帰ってみますと、やはり昔の地縁団体ですよね。地域で住んでいる人、そこで生活している人の絆をですね、強くすることが、やはりその人づくりにつながっていくのではないかなあと私は考えております。地域にはさまざまな思いの人が存在するわけですけれども、その地域力を高める活動をしているのが、私は公民館活動であると今も思っております。市長として、こういう人づくりの観点から、またこのことを重点施策として考えていただくことを期待しながら、市長のお考えをお聞きし、この公民館活動についての質問は終わりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

島田議員の３回目の地域力の回復こそ、人づくりにつながるのではないかというご質問にお答えいたします。

地域づくり、人づくりは、地域力の回復に、教育分野、農業分野、商業分野など、多方面の分野から最も必要なことだと考えております。山鹿市総合計画の「心豊かにたくましく生きる人づくり」においては、公民館活動の活性化と相互支援を具体的目標に掲げております。さらに、山鹿市教育基本計画においても、地区の自治を支え、コミュニケーションを推進する自治公民館活動の活性化を、地域づくりを支える公民館活動の大きな柱としておるところであります。今後、地区公民館活動の充実を図りながら、人と心のふれあう人づくりに努めてまいられますよう、市も公民館活動に全面的に支援してまいりたいと考えております。

私がかねて基本的に考えておりますことは、一人一人の人を大切にすること、人と人の心のつながりを大切にすること、そしてまた小さな地域の取り組み・活動を大切にすること、そういったことが地域づくりの大きな基本であろうと思っております。そういったことを大切にしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

ぜひともですね、市長の熱意、非常に分かります。やはり基本はですね、山鹿市の活性化はやっぱり小さなところからの活性化だと私は信じておりますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

次に、３問目の山鹿市あいのりタクシー及び循環バスについてお伺いしたいと思います。

山鹿市においては、新市建設計画に基づく循環バス構想の実現に向け、市内の交通体系の見直しが行われております。昭和30年代以降の急速なモータリゼーションの発達によりまして、地域の交通手段として大いに貢献してまいりました民間バスによる輸送と申しますか、そういうことが自家用車へと移り変わり、バス路線での経営が成り立たなくなった地域が多く出てまいったわけです。

その赤字路線に対して、代替バスを運行する会社に、市や県は運航費用を補助する形で住民の足を守ってきたわけであります。山鹿市も運行補助金として7000万円

から8000万円の予算を組み、その維持に努めてきたのは、皆様ご承知のとおりだと思います。

今回、山鹿市が菊鹿地区を中心に、10月１日より、あいのりタクシーの実施に踏み切られますが、対象面積から見ますと、１市２町をまたいだ大がかりなものと考えております。そこで、いろんな住民の不安があると思いますので、その六つのことについてお伺いしたいと思います。

まず、実施する地域内での理解は十分得られているのかということです。

二つ目は、先の試験運行がありましたけれども、この試験運行においての問題点は何かあったのでしょうか。その解決はできていて、また生かされているのでしょうかということです。

三つ目に、初めてのことであり、高齢者の方々には、本当に分かりにくいようです。私も10月１日からのパンフレットを見せてもらいましたけれども、非常にやっぱり数字とか申込みとか、いろんな面でですね、分かりにくい。その辺のサポートはいかになされているのかということをお伺いします。

四つ目に、このあいのりタクシーと一般タクシーの区別等はですね、やっぱりはっきり分けなければいけないと思います。その辺はどうされるのかということです。

五つ目に、このあいのりタクシーの運行は、何社ぐらいでされるのかということです。

六つ目に、今後、このような形で運行を期待するところがあると思うわけです。今後の方向性はどのように考えられているのか、この以上６点について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

質問の３問目、山鹿市あいのりタクシー及び循環バスについてお答えいたします。

当市では、人口減少や高齢化の進む中、特に中山間地の市民の皆様の通院や買い物など、生活に必要な新しい公共の交通手段として、地域に合った乗合タクシーやコミュニティーバスの導入計画を図り、試験運行や路線バスの乗降調査を行い、さまざまなご意見を伺い、また先に導入している菊池市での試乗も数回行い、検証し、整備計画を進めているところです。

菊鹿地域では、自宅から目的地までを往復でき、既存の路線バス運行では、これまで路線周辺の人々しか利用しづらかったのが、ほぼ全地域の人々が利用でき、より利便性の高いあいのりタクシーを10月より導入することといたしました。

あいのりタクシーの質問の１点目、導入における地域の理解についてですが、これまで行った試験運行や、地域、団体ごとに、延べ20回あまりの説明会を開催した中で、さまざまなご意見をいただき、運行日、時間帯、料金、乗車場の見直しなどを、できるだけ地域の方々の意見に沿った内容に整えてきており、理解を得られていると考えております。

２点目、試験運行時における利用者の反応ですが、事前の電話予約が必要という不便さはあったものの、自宅から目的地までを直接運行する利便性の高さが好評でありました。

３点目、運行の際のサポートについてですが、現在続けております地域での説明会や運行時から設置します予約センターにおいて、利用について、高齢者にも分かりやすい丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

４点目、一般タクシーとの区別については、車の前面ボンネットと側面に「山鹿市あいのりタクシー菊鹿あんず号」のシールをマグネット式により表示いたします。

５点目、運行事業者につきましては、多数の利用がある場合を想定して、２社の共同運行を考えております。

６点目、今後の方向性につきましては、この生活公共交通の整備は、特に中山間地の振興における市全体の均衡ある発展を図る上で不可欠であると考えており、順次、整備を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

先ほども申しましたように、地域も広いし、そしてまたこの菊鹿地区というのは、非常にこのバスも伝統のある乗り物でありまして、非常に愛着もある、そのような住民の思いの中にですね、今度新しくされるあいのりタクシー、いろんな問題点、そういうこともあるかと思いますけれども、ぜひとも住民の方々に十分な納得いく説明をしながら、実行していただきたいと思っております。

次に、循環バスについてお伺いいたしたいと思います。このバスは、15年度、非常に好評ということで、20年度も試験運行をされているわけであります。私も市内を走っておりますと、やはり時々すれ違います。今日もすれ違いました。１人乗っ

ておられました。そしてどれだけ利用されているのかなあという、そういう利用状況なども気になります。そこで、四つのことについて質問をいたしたいと思います。

お隣の菊池市では、１便当たり平均10人程度の利用があっていると聞いておりますが、山鹿市の状況はどうでしょうか。

二つ目に、運行補助金の年間通しての補助額と申しますか、どのくらい試算されているのでしょうか。

また三つ目に、今回、乗合タクシーが実施に踏み切られますけれども、今度は乗合タクシーを利用してですね、市街地に下りて来られる。そして、また循環バスを利用して、また別の所に行くということの形をですね、とられる方もおられると思います。そういう形を想定しての住民サービスはできているのかお伺いしたいと思います。

また四つ目に、今後、この循環バスの運行を期待している地域もあります。今後の生活公共交通のあり方についてお伺いしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

市街地循環バスのご質問にお答え申し上げます。

この循環バスは、高齢者等の通院や買い物への移動手段として、また市街地での回遊性のあるバスの運行として、来年３月まで試験運行を予定しております。その状況についてご説明申し上げます。

ご質問の１点目の利用状況ですが、月曜から土曜まで、週６日、１日８便運行しており、４月から７月までの４カ月間で、１便当たり平均2.85人でした。

２点目の運行に対する補助額としては、運賃収入を除き、年間600万円ほどを見込んでおります。

３点目の、この10月から運行予定します菊鹿地域と市街地とを結ぶ、予約制あいのりタクシーとの連携についてですが、あいのりタクシーの市街地における乗車場と、市街地循環バスのバス停とは、あいのりタクシー利用者の移動がスムーズにできるように、同一場所を多く設けているところです。

４点目の今後における生活公共交通のあり方につきましては、路線バスの統廃合を含めて、当市の各地域に応じた方法を地域の皆様の声を十分聞きながら、順次進めていきたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

あいのりタクシー、そしてまた循環バスについて、３回目の質問をいたしたいと思います。

私たち議員といたしまして、先般、乗合タクシーや循環バスにつきまして、お隣の菊池市、そしてまた合志市、水俣市に視察研修に行ってまいりました。どの地区においても、市民から高い評価を受けて、一応の成功をおさめているようです。乗合タクシー等の成功の鍵は、やはり住民へのこの事業に対する理解をどれだけ図り、使いやすい便利なシステムにするかということだと思います。市としても十分な説明をされているようですが、私はそのほかに高齢者と接する機会の多い社会福祉協議会の職員の方々、そしてまた地元総合支所との連携も十分に必要ではないかと考えております。やはり、いかなる手段を、いろんなことを考えながらやっていくと、それがこれを成功させる秘訣ではないかと思っておりますけど、いかがなものでしょうか。

また、循環バスについては、１便2.85人の利用ということを聞いております。他市の例から見ると、ちょっと少ないわけです。私どもが視察に行きまして、何人ぐらい乗れば成功ですかとお聞きしましたけれども、その答えは３人以上の利用があれば成功だというふうに、菊池市あたりではお話を聞いたわけです。それにしても、もうちょっとということであります。利用率が上がれば、市の負担も軽くなるわけで、利用率向上に対する対策等があればお伺いしたいと思います。

また、市の補助金の算定方法についても、合志市等は１キロ幾らというふうに設定してあったわけでありますけれども、山鹿市はどのような方法で、その補助金の支払いがなされているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

３回目のご質問にお答えいたします。

あいのりタクシーの運行につきましては、これまで各地域や団体ごとに、導入についての説明会を重ねてまいりました。また、総合支所の職員とも情報の共有化を

図ってきているところです。今後はさらに、議員ご提言の社会福祉協議会を初め、福祉関係機関や団体とも連携を図ってまいります。

次に、循環バス利用率向上につきましては、特に路線沿線や周辺地域における区長会や老人クラブ、地域サロン等の会合で、利用推進の説明等を行っておるところでありますが、今後ともさまざまな機会を捉えて情報発信に努めてまいりたいと思います。

また、補助金の算定につきましては、走行距離に対して、キロ当たり幾らではなく、運行１便当たり3071円、１周が約17キロですが、それで事業者と提携を結んでおります。その運行経費から運賃収入を差し引いた金額を補助することとしております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

以上で島田議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、平井邦廣議員の発言を許します。平井議員。

［８番　平井邦廣君　登壇］

○８番（平井邦廣君）

８番の平井邦廣です。

通告にしたがいまして、山鹿市の農業活性化推進についてお尋ねしたいと思います。

１番目に営農組織の進捗状況、２番目に山鹿ブランド地域の特産品づくりについて、３番目に液肥施設・バイオ施設の液肥・堆肥の販売状況について、４番目に福岡ターゲット構想について、一括で質問していきたいと思います。

今年の夏も非常に猛暑続きでありまして、やっと朝夕はしのぎやすくなってまいりました。食欲の秋、収穫の秋、１年を通じまして、農家にとりましては一番喜びのある時期でもあります。新聞紙上では、稲の作況もやや良、収穫終了まで台風や災害がないことを祈っております。

最近の農業情勢は、賃金、所得が伸び悩む一方、急激な原油高、穀物価格の高騰で、農業用資材、肥料、飼料等の大幅なコストアップで、農業経営は限界にきております。食材にしても乳製品など、幅広い食材の値上がりが相次いでいるところです。

日本は、工業製品の見返りとして、食料品の輸入を年間5800万トンを行っております。日本の自給率の低さが輸入の多さを物語っていると感じております。

農林水産省の推計で、家庭や企業から、十分まだ食べられるのに、廃棄される国内の食料品というのは、年間600万トンに上っているそうであります。途上国が食糧不足に悩む一方で、日本は飽食や食料品の大量廃棄が問題化しているのも事実で

す。世界最大の米の輸出国、タイの輸出価格は通常の３倍を超え、１トン当たり10万8000円まで値上がりをしております。米の国際価格は値上げが続いていますけれども、ベトナム、インドの輸出国は、異常気象で収穫の減少から、国内自給確保を優先させ、輸出の規制に踏み切っているそうです。また、小麦の生産国も輸出規制が始まっております。

食料品の値上がりが相次ぐ中、生活防衛のための割安感から、米を選ぶ消費者の方もふえているのも事実です。また、農業全体の地盤沈下も急速に進んでおります。県内の農業算出額を見てみますと、31年振りに3000億円を割り込み、2984億円まで落ち込んでおります。品目別に見ますと、ピーク時に比べまして、米48％、果実21％、野菜12％、畜産も15％まで下がってきております。また、農家戸数も大幅に減少し、後継者不足は深刻な問題であり、現在の就農人口は全国レベルで見てみますと、320万人ともいわれております。その320万人の68％の人が、もう既に60歳以上です。農家に非常に厳しい状態が迫ってきております。

農家にとりまして、問題は食糧ではなく、所得であって、自給率を上げるのも農家ではなく、消費者の方々が強く感じていただきたいと思うところであります。農業は国策で、全国一律の農業政策だけでなく、地域に合った政策を立て、農家の経営努力をいただきながら、国際化に打ち勝つ農政を国がどう指導するかが本当の姿であろうと思っております。

では、１回目の質問をさせていただきます。

営農組織の進捗状況についてお尋ねします。国の農家支援の方向性が方向転換され、担い手を中心とした認定農家で、一定要件の面積を有し、農業組織を対象とした人たちにしか支払っておらない国の補償制度に変わってまいりました。弱小農家は、補償制度の対象外になっておるわけですけれども、国は集落営農、組織営農、認定農家等に面積要件をクリアした個人、団体組織に対して補償制度を適用しております。今後の農業のあり方を考えたときに、現段階ではこの取り組みを取り入れながら、集落営農、組織営農に移行しなくてはいけないと考えております。今まで何回となくこの問題に関しては質問されておりますけれども、集落営農等にモデル指定あたりの部落もあっておりましたけれども、現状はどうなっているのか、今後の見通しについて、またこの取り組みに対して、厳しい面がどのようなところに問題があるのか、また面積要件に達しないところも出てくると思いますけれども、その救済策が設定なされているかどうかお尋ねします。

２番目に、山鹿ブランド特色のある地域特産品づくりについてです。山鹿市は中山間、平坦地で、多種多様な農産物の栽培がなされております。特色ある地域別の栽培要件に合った特産品づくりの取り組みは、今後、山鹿市の農業にとっても不可

欠なことと考えております。既に着実に根づいている農産物もたくさんあるわけです。

県内最大規模を誇るアスパラ、旬を迎えるのは春と夏といわれております。春芽は２月から５月が出荷のピークです。夏芽は７月から９月がピークを迎え、ほとんどがエコファームによる有機栽培が行われております。現在、120戸ぐらいの生産農家がありますけれども、年間280トン前後が出荷されているようです。

また、鹿央地区では、昭和58年度より、28戸の梨生産農家が無袋栽培による梨の生産を行っておりますけれども、非常に種類も多くて、７月の高水に始まり、豊水、新高と続き、12月出荷のアタゴまで出荷体制がとられておりますし、出荷ニーズにこたえられるような新しい品種の植えつけも始まっていると聞いております。ハウスキンカン等も山鹿ブランド特産品に値するものだと考えておりますし、今後、地域特産品づくりを進めるにあたり、どのような取り組み、推進の方法が展開されるかお尋ねいたします。

３番目の液肥供給施設バイオマス利用の促進についてお尋ねします。８月22日にＪＡかもと農林業大会、切実な現状を訴え、1000人規模で農家の決起集会が行われております。また、８月30日には、熊本市で3000名程度の決起集会が行われております。農家の努力も限界、重油や肥料の高騰で、熊本経済連も10億円の緊急支援を決定されていると報道がなされておりますし、また本市でも原油高に伴う農家の緊急支援対策に施設整備支援、農林業経営資金融資の利息補給についての上程がなされているところです。原油高騰で化学肥料も大幅な値上がりになっておりますし、値上げ幅は５年連続で４年間で20％も値上げをされております。今回は前年対比で約60％前後値上げになっておりますし、値上げ幅は過去最大になっております。生産コストの１割を占める肥料の大幅な上昇は、農家の現状はより一層厳しくなってきておりますし、値上げ幅を農産物価格に転嫁できない状況で、生産意欲の減退もあろうかと思っております。生産コストの削減の意味からも、今後、非常に需要が伸びてくるであろうと考えられる、山鹿市で稼働している鹿北の液肥供給施設、菊鹿町の液肥供給施設、バイオマス供給施設での液肥、堆肥の生産状況、また販売状況についてお尋ねいたします。また、菊鹿町施設の事故後の状況、今後の見通しについてお尋ねいたします。

４番目の福岡ターゲット構想ですけれども、山鹿地域の特産品づくり、山鹿市農業の活性化の意味でも、山鹿ブランド特産品づくりは非常に大事になってまいります。物を作ったら、販売策の確保といいますか、市場開拓が必要です。17年６月議会で、本市農業の活性化につきまして質問をさせていただきました。山鹿市管内で657名の認定農家がおられるが、さらなる認定農家の育成確保に努め、足腰の強い

やる気の出る農業づくりを支援し、福岡をターゲットとした農産物の流通体制の確立を図っていくというご返事をいただいております。それから３年の月日が経っておりますけれども、それぞれの分野で福岡ターゲット構想の調査が行われていると思います。福岡市民の方々が山鹿市の農産物をどのような形で捉えられているのか、また山鹿市から福岡でいろんなイベント等を開催されていると思いますけれども、開催されている中で福岡市民の方々が山鹿をどのような形で思っておられるのか、返答ができたらちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

１点目の営農組織の進捗状況について、営農組織の設立状況と今後の見通しについてお答えいたします。

本市における営農組織の設立状況につきましては、国の政策の水田経営所得安定対策事業に伴いまして、現在まで集落営農組織20地区が設立され、土地利用型の米、麦、大豆をおおむね900ヘクタール生産されております。

今後の見通しですが、農産物の価格低迷の中、土地利用型農業は農業機械の合理化・省力化と労働力の節減が必要条件となりますので、営農組織の設立に向け推進を図りたいと思います。

営農組織設立の推進上の課題につきましては、水田経営所得安定対策事業で固定払いのある麦、大豆は、ほぼ全域営農組織設立や認定農家による生産がなされておりますが、固定払いのない米につきましては、メリットを感じられておらず、加入に対して積極的に取り組まれていないようです。今までは営農組織や認定農家の面積要件等により、加入できない場合がありました。

水田経営所得安定対策の面積要件の特例措置につきましては、平成20年度より、市町村の意見をもって、国に申請できるようになりましたので、熱意をもって取り組む生産組織や認定農家は参加することが可能になっております。

２点目の山鹿ブランド地域特産品づくりについてです。

まず、本市のブランド戦略につきましては、安全・安心でおいしい農産物づくりを基本に、消費者、市場からの評価が高い特色ある農産物づくり、産地形成が必要と認識しております。このため、議員ご指摘の熊本県の開発した新品種等を初め、消費者及び流通関係者のニーズに応じた農産品の開発、普及、生産及び選別出荷の技術開発、さらに効果的なＰＲ及び販売促進活動を通じて、消費者等の認知度および興味度を高めていくことが必要であると考えております。ご指摘がありましたと

おり、本市には地域品種生産方法などによって、全国にも誇れる農産物、すなわち一定の知名度を得ているブランドが数多くあります。このことは本市の強みであり、市としましては生産者並びに農業生産団体などと協力を得ながら、イベントなどを通じ、統一的な消費宣伝や各種広報媒体による情報発信を強化してまいりたいと考えております。

続きまして、有機液肥供給施設、バイオマスセンターの液肥・堆肥の利用及び販売状況についてお答えいたします。

有機液肥供給施設及びバイオマスセンターは、環境保全型農業の推進を目的に、有機液肥供給施設が鹿北地区と菊鹿地区に、バイオマスセンターが鹿本地区に設置されております。これらの施設は生ごみや家畜排せつ物、生し尿、浄化槽の汚泥の適正処理による河川等の汚濁防止とともに、製造された有機液肥や堆肥の農地への還元による化学肥料の低減と地力の増進など、良好な農村環境の維持に貢献しています。

19年度における有機液肥供給施設及びバイオマスセンターの利用販売実績にてご説明申し上げます。鹿北地区の液肥施設での受入実績が1699トン、使用実績が1537トン、利用面積が約30ヘクタールとなっております。また、菊鹿地区の液肥施設では、受入実績が4620トン、使用実績が5683トン、利用面積が130ヘクタールとなっております。なお、菊鹿地区の液肥施設については、平成19年10月の事故発生以来、家畜排せつ物のみ受け入れ、し尿については山鹿植木広域行政事務組合の山鹿衛生処理センターに処理しています。今後につきましては、いろいろな問題について検討を行っているところです。

次に、バイオマスセンターでは、受入実績が１万5170トンであり、利用面積400ヘクタール、販売実績については１万4608トン、内訳といたしまして、液肥１万1852トン、堆肥2756トンとなっております。

最後に、福岡ターゲット構想の取り組みについてお答えいたします。

福岡都市圏において、九州の約４割を占める商業販売額や宿泊・日帰りの観光動向などを見ますと、この圏域に対する販路拡大や情報発信が本市の産業振興の一つとなることは明らかであります。したがいまして、まず山鹿農産品を購入していただくため、その認知度及び興味度の向上を図る活動が重要と考えております。

具体的には、山鹿マーケットの開催や、高級スーパーマーケット、量販店などへの山鹿農産品のＰＲ及び販売促進の取り組みを進めており、各種フェア、物産展の開催におきまして、大変な好評を得ております。また、熊本県福岡事務所との連携を強化し、テレビ・ラジオなど、各種広報媒体を使用したＰＲ活動を展開しております。さらに、認証農産物等環境保全型農業の推進及び農・商工・観光連携による

地域的農産物を活用した新たな加工品の開発などを実行していく必要があり、これらの活動への支援を強化していきたいと考えております。このような取り組みにより、消費者や市場関係者等の信頼を着実に高めており、新たな販路が形成されつつあると考えております。

一方、物産館の連携による生産・供給体制づくりをはじめ、物産館などを交流の拠点とし、体験活動、観光、祭り等と連動した誘客活動を行うなど、都市と農村の交流活動を進めながら、情報発信の強化や受入態勢の充実を図っていきたいと考えております。市としましても、今後とも福岡都市圏など、新たな流通経路の開拓に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

平井議員、了解ですか。

○８番（平井邦廣君）

議長。

○議長（高野誠二君）

平井議員。

［８番　平井邦廣君　登壇］

○８番（平井邦廣君）

非常にこの農業問題につきましては、やっぱり物を売るというのは、難しいと思います。今から物をつくるわけですので、市場開拓もしっかりしながらやっていただきたいと思っております。

それから、組織営農、集落営農の進捗状況につきましては、面積要件が足りないところも、申請すれば要件の対象になるということでありまして、これも粘り強くですね、しっかり指導していかなくては、結局、国の補助金がもらえない状況にあるというところです。しっかり今後もご指導いただきながら、結果が得られるように頑張っていただきたいと思っております。

２番目の山鹿ブランド特色ある地域の特産品づくりにつきまして質問いたします。熊本県は2006年の３月、活力ある農業・農村を目指し、県食料・農業・農村計画の策定がなされ、売れる農産物づくり、県産ブランドの開発・普及に取り組まれております。その中で熊本県は、この８年間で開発・育成した農産物を積極的に売り込む計画がなされております。その中で山鹿・鹿本で現在この開発・育成された物の作付状況を若干述べさせていただきたいと思います。

まず、水稲ですけれども、「森のくまさん」、これは12年度の登録品種ですけれども、現在、山鹿市で1900ヘクタール、「ヒノヒカリ」で1080ヘクタール作付が行われております。ただ、これも非常に高温障害によります品質の低下が続いており

まして、等級も２等米の割合が非常に高くなってきております。それで、2000年以降、0.7度の気温上昇があっておるものですから、非常に高温障害が出てきておるというところで、今回、新しい品種の「くまさんの力」という名称で、来年度より600ヘクタールの作付がなされるようです。この品種は今までの品種よりも白未熟粒が４分の１程度に抑えられるようで、今後の稲作の中心的な役割を果たしてくれるのではなかろうかなと思っております。

それから、イチゴですけれども、これは「ひのしずく」、17年度登録されているものですけれども、現在、山鹿市で９ヘクタール。それと温州みかんにつきましては、「豊福早生」20ヘクタール。「肥のあけぼの」８ヘクタール、「肥のあかり」４ヘクタールの、計32ヘクタールが作付されておりますけれども、「豊福早生」と「肥のあけぼの」は、平成６年度の登録品種です。また、県では今回、新しい品種としまして、９月下旬の「肥のあかり」、これは16年度登録ですけれども、から12月の、「肥のみらい」まで県産ブランドとして切れ目なく売り込もうという、リレー出荷体制もできつつあるようです。

今度は牛につきまして、子牛、これは出荷分ですけれども、種雄牛の「第十六光重」というそうですけれども、平成12年度の登録品種で、赤牛で102頭、現在生産されております。

豚の「ヒゴサカエ302」、これは母豚ですけれども、平成14年度に登録されて、山鹿市で現在１戸の農家が７頭飼育されております。

それから、鶏の「天草大王」ですけれども、これは現在、山鹿市で１戸、2000羽ぐらい飼われております。

山鹿・鹿本管内でも、今後作付、飼育等も増加する可能性が大きいと考えております。県ブランドとして、蒲島知事もトップセールスを掲げ、稼げる県を目指して常日頃努力されているのもご存じのとおりと思いますけれども、山鹿市も山鹿ブランド特産品づくりに相乗りできる部分は、検討の余地があると思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、液肥供給施設のバイオマス利用について、堆肥と液肥の成分についてお尋ねしたいと思います。堆肥は化学肥料と同程度の成分は含まれておりますけれども、本来、堆肥は有機物の投入による微生物の活性化で、地力向上が目的です。ただ、堆肥は作物の吸収率が化学肥料よりも２、３割落ちるので、堆肥の見極めが非常に大事になってくるそうです。

一般的に堆肥と言いましても、いろいろ種類がありますけど、一般的な堆肥とバイオマスで生産されている堆肥との成分はどのように違うのか。また、液肥の成分はどのような作物に対して適合するのかお尋ねしたいと思います。限られた量しか

生産ができないというようなことですけれども、需要があってもそういうことですので、できるだけ多くの人たちにいき渡るような配慮をしていただくならば、今後の農業の活性化にもつながってくるのではなかろうかと思っております。

それから、福岡ターゲット構想につきましては、今後物を売っていくためには、市場調査というのは、絶対に必要です。今後も情報収集を十分していただいて、山鹿を売り込む。どういう形で売り込むのかを早く見出していただきながら、しっかり調査をしていただきたいと思っております。

福岡ターゲット構想につきましては、回答は要りません。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

２回目についてお答えいたします。

議員ご指摘の熊本県の新品種の導入や地域特産品づくりにつきましては、県、ＪＡ鹿本、生産者と連携しながら、これまでもイチゴの「ひのしずく」、アスパラガス、デコポン、クリ、ナシ、菊などの普及・定着に向けて支援を行っております。

次に、知事のトップセールスと山鹿市の取り組みについてお答えします。知事が県を代表して、県産品のトップセールスを企画されており、今後、国内及び国外において、商談会や大手量販店等における消費者に向けたＰＲ活動、イメージリーダーとしての紹介などを実施していくと聞いております。このことは、農産物に対する信頼感の向上や生産者の意欲向上につながるものと大きな期待を寄せているところです。市といたしましても、地域の特産品や観光資源など、本市の特徴を前面に打ちだした取り組みを行い、山鹿ブランドの向上につながるような事業を展開していかなければならないと強く考えております。

次に、液肥のご質問についてお答え申し上げます。

まず、堆肥及び液肥の成分及び作物への適合につきましては、ご存じのとおり、作物に応じて必要とされる特性が異なり、また化学肥料とも異なり、運用により効果が増していくので、一概には申し上げられませんが、バイオマスセンターでは窒素成分の低いもの、完熟した土づくりに適した堆肥づくりを進めております。また、各有機液肥施設では、同じく窒素成分の低いもの、即効性のある肥料成分となっております。

なお、堆肥及び液肥の効果につきましては、熊本県、ＪＡ鹿本のご協力により、毎年度、実証圃場を設置し、確認しております。その結果としましては、各作物において、化学肥料を使用した場合と比較しても、遜色のない生育状況と良質な作物

が生産されていることを確認しております。

また、散布につきましては、耕種農家の需要に応じて、適切な散布をしておりますが、その供給可能量につきましては、限界があることはご理解いただけるものと思います。今後とも、供給量の範囲内において、需要の動向を見極めながら、適切な対応を検討してまいります。

一方、議員ご指摘の化学肥料等の生産資材の大幅な値上がりが行われており、今後の化学肥料にかわるものとして、堆肥及び液肥の需要が高まるとともに、これまで以上に適正施肥、減肥が求められております。このため、適正施肥、肥料コストの低減に向けましては、土壌診断や施肥技術の検討など、関係機関との連携を図りながら取り組んでいくとともに、良質な堆肥生産につきましては、熊本県畜産共進会等において、耕種農家の意見交換、研修等により、技術向上に努めております。市としましても、堆肥、液肥の利用につきましては、農業の要である土づくりに大きく寄与するものであり、化学肥料や農薬の削減につながるため、関係者の皆様のご理解をいただきながら、環境保全型農業の確立に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

平井議員、了解ですか。

○８番（平井邦廣君）

終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で平井議員の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後２時34分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後２時45分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、川野　功議員の発言を許します。川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

こんにちは。14番、川野です。

ただいまの休憩で大分目が覚めたと思います。あと残り３名です。よろしくお願いいたします。

先日通告しておりました３点、企業誘致について、施設の有効利用について、中

嶋市政３年半の総括について、一問一答方式で質問いたします。よろしくご回答のほど、お願いいたします。

まず１問目、企業誘致について質問いたします。

以前の一般質問でも企業誘致について質問いたしましたが、山鹿市の発展にとって、企業の誘致はなくてはならないものです。企業進出により、財政基盤が強くなるのは当然ですが、働く場がふえることにより、地域コミュニティーや農家・農地を守ることにもつながります。もう重要性は十分に分かっているはずですが、なかなか先に進まない状態です。ある方が東京に行って、国の方へ企業誘致したいので紹介してくれとお願いしたら、山鹿市はまだ受け入れる施設すら整っていないでしょうと言われてしまったという話も聞きます。ずっと以前より準備をしてきているはずだと思っておりましたが、いまだにこのような状況です。一体どうなっているのでしょう。本気で取り組んでいるのかどうかさえ疑問に思えてきます。どこの自治体も誘致したいと思っており、とても競争が激しいはずです。万全な対策をとって迎える準備をしておかないと、来るものも来てもらえなくなります。迎える準備として工業団地の整備がありますが、進展しているのでしょうか。工業団地の現在の進行状況をお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

川野議員質問の企業誘致についてお答えをいたします。

企業誘致につきましては、議員ご指摘のとおり、自主財源の確保や雇用需要の増加など、地域経済にもたらす効果は大きく、本市の発展には欠かせないものと十分認識しており、市の重要施策として、積極的に取り組んでいるところです。

議員お尋ねの新たな工業団地の整備に関する進捗状況は、昨年12月定例会でご質問をいただきました以降、市の政策調整会議等におきまして審議の上、候補地を２カ所まで絞り込み、その後、２候補地の地権者の方々へのアンケート意向調査を実施したところです。

回答いただきましたアンケートでは、用地提供について賛成する方は、条件つきを含めますと、両地区ともに回答者の９割程度の賛同をいただいているところです。また、２候補地とも農地であることや、さまざまな課題があることで、これまで庁内で協議を行い、現在はこの２候補地から１カ所に絞り込む作業を進めております。近日中に最終候補地を選定する予定です。

今後の予定といたしましては、地権者への概要説明を行い、ご理解をいただいた

上で、具体的な開発に伴う各種申請や諸手続きについて調整・協議を行い、申請に係る国・県の同意を得ました後に、農村地域工業等導入促進法に基づく実施計画書の策定と用地の鑑定評価業務を実施することといたしております。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

答弁、ありがとうございました。

早急にスムーズに進めていっていただきたいと思います。

企業誘致について、２回目の質問をします。

先日、議会運営委員会で、伊万里市の方へ研修に行ってまいりました。その中で、伊万里市議会では、議会の方でも企業誘致特別委員会をつくって積極的に取り組んでいるようです。これから、私たち議員も企業誘致環境づくりに今まで以上に積極的に動かなければならないと思っております。

本市の組織に関してですが、企業誘致が重要だと本当に思っているのでしたら、商工観光部の中の課ではなく、独立した企業誘致部ぐらいをつくり、市長のトップダウンで動くような体制にしていくべきだと思います。部長、次長、２、３人でも構いません。人数は少なくていいと思いますが、ある程度、肩書きをもった職員が交渉する方が、相手企業ともスムーズにいきやすいのではないでしょうか。

そして、その職員を東京や大阪に張りつける、これくらいやらないと、なかなか見える成果は出ないと思いますが、どうお考えでしょうか、その点をお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

企業誘致についての２回目のご質問の趣旨は、企業誘致部をつくり、積極的な取り組みが必要ではないかということでありますので、人事組織を担当いたします総務部の方からお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、市民の雇用の創出、地域経済の活性化等の観点から、企業

誘致は非常に重要な政策課題の一つであります。このため、企業誘致部という部署を創設し、肩書きを持たせた職員に、東京や大阪などで専従的に企業誘致業務にあたらせることは、市の熱意を伝える上でも有効な手法の一つであると思います。

しかしながら、組織上の部につきましては、市長の権限に属する事務を分掌させるために設けられる内部組織としては、最も基本的で大きなものであります。したがいまして、一定のまとまりのある複数の業務を所管することが求められてまいります。また、行政組織の編成にあたりましては、簡素化、効率化、能率化の原則が大前提とされております。さらに、近年では一つの部署のみで解決できる政策課題というのは少なくなってきておりますし、本市が対処すべきさまざまな政策課題との調整や優先順位などを総合的に検討していくことがますます重要になってきております。

このような事情から、新たな部の設置につきましては、時代の変化等を見据えまして、今後十分な検討が必要であると考えております。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

行政組織は、簡素化、効率化が求められており、優先順位を考えて総合的に判断していくというご答弁でした。私は、企業誘致は最優先課題の一つと考えております。国や自治体でも特別なものには、例えば経済特区とか教育特区というような特別なカテゴリーを設ける場合もあります。本市の組織上の部にとらわれない部があってもいいように思います。企業と話をし、スムーズに進めるためにも、部長という肩書きは必要ではないでしょうか。

改めて質問します。本市としての企業誘致の優先順位はどれくらいなのか。普通の組織としての部にとらわれない部としての考えについて、再度お尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

３回目のご質問にお答えいたします。

まず、企業誘致の優先順位についてのお尋ねでありますが、順番はつけておりませんが、最重要課題であると考えております。

次に、企業誘致の推進のための部にとらわれない組織につきましては、今後、担当部署とも協議をしまして、最も効果的な組織のあり方について、十分検討してまいりたいと考えております。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

２問目にいきます。

施設の有効利用についてお尋ねいたします。

総合支所について、まず質問いたします。本市は、最終的に本庁方式を目指しているため、総合支所の機能が年々削除され、本庁に統合されています。合併協議会で本庁方式と決まったため、その方針どおりにぶれないで進められている数少ない大きな事業の一つです。そのため、総合支所の人員は、合併前と比べると３から４分の１ぐらいになってしまいました。そうなってくると、総合支所周りの商業に深刻な打撃を与えます。合併以前にはにぎわいがあった役場周辺も、閑古鳥が鳴いたように寂れてしまいました。菊鹿町や鹿北町を見ると、シャッターで閉じられたお店が多く見られます。それを見ている住民は、今どう思っているのでしょうか。それは多くの地域市民が望んでいたものではありません。このまま衰退していくのを黙って見ているわけにはいきません。早く何かしらの手を打つべきだと思います。

今、本市の事業は、病院建設や新庁舎、そしてプラザファイブと、市の中心部に開発が集中しております。中心部ばかり事業をしないで、周辺地域のことも考えてくれという声がどんどん強くなってくるのではないでしょうか。

総合支所は人員が少なくなりましたが、立派な施設はそのまま残っております。この今の庁舎を有効利用して、衰退に歯止めをかけることができないでしょうか。合併協議会では10年かけて、緩やかに本庁方式に移るという予定でしたが、そのスピードは緩やかではないと思っております。総合支所の有効利用について及び周辺地域の衰退をどう考えているのかお尋ねいたします。

次に、施設の有効利用、体育館について質問いたします。

先日、招魂祭中学生バスケットボール大会が、鹿本体育館で開催されました。鹿本体育館は駐車場の台数も多く、設備もよく、応援席も豊富にあり、こういった中学校の大会をするのにはすばらしい場所です。学校の体育館よりも大きく、設備がよいので、子どもたちにとっても、普段とは違って、試合という意識が出てきて、緊張感も高まり、自然と普通よりよいプレーがてきてくるように感じます。応援に来た保護者にとっても、きちんとした席でゆったり応援できるので、反応も非常に良かったようです。

しかし、現在はバスケットの大会はほとんど山鹿中学校体育館や鹿央公民館で行われております。鹿本体育館は使われません。山鹿中学校の体育館は、駐車場も狭く、応援席がほとんどないにも等しいので、大会開催には十分とはいえません。鹿央公民館も駐車場、応援席から見ると、鹿本の方に歩があります。

そういう状況なのに、鹿本の体育館で開催されないのにはわけがあります。それは、フロアにラインが引いてないためです。普通の体育館は、それぞれの競技用にラインが引いてありますが、鹿本の体育館では大会ごとにラインを引かなければなりません。全面ラインを引くと、数万円かかります。その予算と人出がないために、せっかくすばらしい体育館があるのに、使われていない状況です。これはバスケットに限らず、他の競技でも同じことです。予算と人手があるところはやっておりますが、この負担がなければ、より運営が助かります。毎回のこの経費はもったいないと思います。子どもたちによい環境の所で大会が開けるようにしていただきたい。地元の子どもたちや市民が気楽に頻繁に使えるようになるのが体育館の有効利用だと思っております。

次に、他の施設に関して、使用料はどういう基準で決められているのかという点と、その金額が利用者側から見た場合、適正なものかについてお尋ねいたします。

民間の施設であれば、施設の建設費返済や人件費、経費などを考慮して、赤字にならないような金額の設定がされると思います。しかし、自治体がつくって管理している施設などは、そういった計算方法ではないと思います。多分、利用料だけでは経費すら賄えないのではないでしょうか。それはそれでいいと思っております。経費全部を賄うような利用料では高くなり過ぎて、現実的な利用料金ではなくなり、目的を果たさなくなってしまいます。今回、利用料や減免措置にばらつきがあるので質問いたしました。鹿本町時代と合併してからでは、施設の利用料金が上がったり、減免措置がなくなり、無料だったのが有料になったりしたからです。地元の市民から不満の声が多く出ておりました。市の施設は、まずは市民がたくさん利用することが、その施設の存在目的を果たすことになります。利用者負担は当然でしょうが、多くの利用者が納得して払える利用料金であるべきです。また、例えば博物

館などは、利益を上げることより、見てもらうことが大事です。その点、本市の博物館の料金設定はよく検討された結果だと思います。料金により、市民の利用頻度や利便性が違ってきます。本市の施設利用料の算定は、ただ単に料金の統一化を図ろうということで決められていないかと思い質問いたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

一般質問の２点目の総合支所の有効利用についてお答えいたします。

各総合支所の周辺につきましては、それぞれの地域で生活の中心として機能することが求められておりますので、その地域の核となる総合支所の役割としましては、当然ながら住民サービスの拠点としての総合窓口を中心とした市民センター機能、また市民の安全を確保する上での防災拠点、さらに地域活動の拠点となる地域コミュニティーセンター的機能を考えております。

具体的には、施設の有効活用としまして、多様な人々が集う解放型の施設として、ロビーを利用した展示会場や、情報等の提供、また住民の皆様や各種団体との交流の場として利用を図ることで、地域の活性化にも寄与するものと考えております。

次に、地域の衰退をいかに防止していくかにつきましては、これは周辺地域に限らず、少子高齢化社会の到来とともに、大変難しい課題であると思っております。山鹿市全体の重要な政策課題であります。人口減少社会という、これまでに経験したことのない状況の中で、魅力ある地域、元気ある地域を目指すためには、やる気のある地方自治体が地方独自のプロジェクトに取り組み、支援を受けられる「頑張る地方応援プログラム」の充実や、都市と地方の交流促進、地域コミュニティーの再生、中心部と周辺地域のネットワークの構築などの行政施策に積極的に手がけてまいる必要があると考えております。

同時に、地域の特性を生かしながら、子どもから高齢者までが、集い、学び合い、楽しむことのできる社会教育活動や社会体育活動の振興にも力を注ぐなど、きめ細かな行政施策を継続的に展開することで、より安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでまいりたいと思っております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

川野議員の２点目、施設の有効利用について、まず体育館の関係につきましてお

答え申し上げます。

本市は、社会体育施設として、体育館を10施設保有しております。まさに議員ご指摘のとおりに、それぞれの体育館で建設年や建設目的、あるいは規模等により、設備にも格差があります。

体育館のフロアは、基本的には各スポーツ競技種目のコートを白線等で塗装標示し、利用者の便宜を図っているところです。しかしながら、利用者の多様なスポーツに対応できるよう、協議種目の利用頻度等により、コートラインをマーキングのみで塗装標示しているフロアもあります。利用者がそういう場合はみずからコートテープを購入し、コートを設置されている場合もあります。同等の体育館においても、利用者の負担が異なるような格差が生じておりますのも事実です。現在、各体育館の使用料の見直しや譲渡、用途変更等を含め、施設管理について見直しを検討しているところです。

当然ながら、施設間で生じる格差の解消につきましても、利用頻度等を考慮しながら検討するとともに、体育施設を市民の健康づくりやスポーツ振興の場として、あるいは大会等の誘致により、地域振興につながる拠点の一つとして、より一層の利用促進に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

それから、使用料に関しましては、ただ単に統一化を図ろうという意図ではないかというご質問でしたが、使用料はあえて私が申し上げるまでもなく、地方自治法に基づきまして、公の施設を利用した場合に、条例で制定する徴収する金銭です。また、使用料の算定の基本的な考え方といたしましては、受益者負担の原則を踏まえまして、管理運営に要する経費と利用延べ人員を基礎として算定するものです。利用する方と利用しない方の均衡をも考慮し、負担の公平性を確保しなければならないものでもあると思っております。

一方、サービスを提供する行政サイドといたしましては、利用人員の拡大とともに、効率的な施設運営並びに経費節減に努めまして、利用者の負担軽減を図り、利用者の理解が得られる料金設定に努めなければならないものでもあると考えております。

ご承知のように、現在の料金設定につきましては、合併協議の中で定められたものですので、今後、今日の社会経済情勢の変化に合わせまして、使用料に関する基本的な考え方に照らし合わせて、適宜、管理規定を含めまして、見直しを行う必要があると考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

総合支所の活用も、地域の意見を聞きながら、よろしくお願いしたいと思います。答弁は要りません。

次に、３問目に入ります。

中嶋市長にお尋ねいたします。

平成17年１月15日、新生山鹿市が誕生しました。２月20日に選挙で市長となられました。それから３年半が経過しました。この３年半の間、いろんなことがあったと思います。思いどおりにならなかったこと、うまくいったこと、苦しかったことなど、多々あると思います。先ほど、人づくりについても言われましたが、山鹿市長としてのこの３年半の総括をお尋ねいたします。

次に、これからの方針について、今の気持ちをお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの川野議員のご質問についてお答えいたします。

平成17年１月の新市発足から、今日までの歩みを振り返ってみますと、合併当時、アジア諸国が急激な経済成長を遂げ、日本経済もグローバル化する中、戦後最長の経済成長とは相反して、地方自治体は地方分権改革、三位一体改革など、さまざまな改革の荒波に向かって歩みを進めなければならないときを迎えておりました。

一方で、社会に目を転じますと、日本の人口はついに減少局面に入り、本格的な少子高齢化社会の到来のときでもありました。そのような中、新山鹿市は生まれ、歩み始めたところであります。

特に、私が心を持ちましたことは、一つには合併後の市民の皆様方の融和です。二つには将来を見据えた山鹿市の総合計画づくりです。特に取り組むべき大きな課題として、（１）人づくり、（２）経済の活性化、（３）時代に対応する的確な改革と位置づけて取り組んできたところです。

それらの歩みを進めていく中で、私はまずは本市の行政環境及び行財政状況を的確に分析、把握する必要があると考えた次第です。

地方自治体共通の課題は、少子高齢化対策、地域経済対策など、社会状勢等の変化にかかわるもの、また山鹿市固有の行政課題をともに整理いたしました。それらをもとに、個々の行政施策にかかわる方向性を見出し、山鹿市総合計画、基本計画、マスタープラン等の策定、これらの山鹿市の進むべき道筋を確立したところであります。市民の皆様、議員各位のご協力を得ながら、将来の山鹿市の礎を築き上げることができたものと考えております。

市民の目線の行政への転換を基本とした行政運営を常に心がけてまいりました、その取り組みの成果といたしまして、財政状況の改善に見られますように、これからの政策課題に対する行政としての基礎的体力が確保されたところです。

しかしながら、その過程にありまして、社会経済情勢の変動は著しく、新たな課題、景気の足踏み、消費者物価の上昇、社会保障の不安等が生じるなど、市民生活を取り巻く環境は厳しさを増しつつあります。

これらのことを初め、私たち行政には、さまざまな課題が課せられております。これらの行政課題に対しまして、市民の皆様との対話を通じて、適切かつ効果的な政策を展開していくことが大切であると考えております。

今後の私の進退についてお尋ねですが、もとより浅学非才、至らぬ私ですが、新生山鹿市への思いは熱いものがあります。今、山鹿市新市発足間もない大事な時期を迎えており、また大きな目標を掲げ、課題、困難を前にして、６万市民の皆様と一体となって、これらに挑戦できますことは、私の大きな喜びとするところであり、感謝の思いいっぱいであります。今、山鹿市、まさに実践のときを迎えておると感じております。

私といたしましては、市民の皆様のご支援をいただきますならば、次期市長選において、市民の皆様の信を仰ぎたいと考えておるところであります。

以上、私の現在の思いを申し上げ、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

了解です。

○議長（高野誠二君）

以上で川野議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、平井光臣議員の発言を許します。平井議員。

［１番　平井光臣君　登壇］

○１番（平井光臣君）

議席番号１番、平井光臣です。

発言通告に基づきまして、質疑１点、一般質問２点を行います。

まず、質疑です。

議案第77号についてお尋ねをいたします。山鹿市過疎地域自立促進計画の変更についてです。現在までは、市立病院関係では、医療機器の更新及び導入にだけ過疎債を充当できておりましたが、今回の変更により、今年度より始まります市立病院の改築工事、いわゆる病院施設整備にも過疎債が充当できるということです。

市立病院の改築費、当初は企業債をほとんど予定されておるということでありましたが、今回の変更によりまして、改築事業費総額約40億円のうち、どの程度、過疎債を充当されるのか。企業債と過疎債の割合についてお尋ねをいたします。

それから、過疎債は交付税措置が70％ということです。企業債の交付税措置はどのようになっておりますか。それから、この過疎債、それから企業性を併用した場合の有利性について、どのようになりますかお尋ねをいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

平井光臣議員のご質疑、議案第77号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について、ご答弁申し上げます。

本議案の趣旨につきましては、先日、本議会の総務部長より、提案理由で申し上げたところですが、過疎対策事業債の対象要件が緩和され、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、山鹿市過疎地域自立促進計画の一部の変更を行うものであります。

従来の診療施設に対する過疎債発行の要件は、僻地や離島などの不採算地区の病院及び診療所に限られておりましたが、改正により緩和され、不採算地区以外の病院も過疎債の対象となったわけです。したがいまして、市立病院の施設整備事業につきましても、過疎債発行による財源充当が可能となったものであります。

過疎債の充当率についてですが、過疎債の充当率は、原則50％ということです。今回、市立病院の施設整備事業における企業債の既決予定額の２分の１を過疎債で充当し、企業債50％、過疎債50％の併用とする計画です。

過疎債併用による過疎債分の借入率が低利となり、直近の利率で試算しますと、約５億6000万円程度の利息の軽減が見込まれます。また、お尋ねの地方交付税算入率ですが、企業債は元利償還金の22.5％、過疎債は元利償還金の70％の算入率です。併用しますと、約９億2000万円程度が有利になると見込んでおるところです。

以上のとおり、市立病院施設整備事業に過疎債を併用することによって、起債の償還計画について軽減を図りたいと思っておるところです。

○議長（高野誠二君）

平井議員、了解ですか。

○１番（平井光臣君）

議長。

○議長（高野誠二君）

平井議員。

［１番　平井光臣君　登壇］

○１番（平井光臣君）

過疎債を併用すれば、９億2000万円が有利となるということであります。大型投資を前に、大変よかったのではなかろうかと、そのような気持ちでいっぱいです。

続きまして、一般質問２点、お伺いをいたします。

一問一答方式でお願いをいたします。

質問をいたしますが、私が提出しておりました一般質問は、太田黒議員の質問と重複をいたしておりまして、何か私が質問をする前に、もうお答えをいただいたような、そのような気がいたしました。そういうことで、時間の短縮に努めて質問をしたいと思います。

市立病院におきましても、鋭意、医師の確保には努力をされておると思います。各診療科における医師の現状はどのようになっておりますか。また、医師確保への取り組み、どのような取り組みをされておりますかお伺いをいたします。

次に、平成16年度より始まりました新医師臨床研修制度、この仕組みと影響についてお尋ねをいたします。聞くところによりますと、この新医師臨床研修制度が始まりましたことで、自治体病院などは、特に大学病院からの医師の確保ができにくくなったと聞いております。それは本当であるのかお伺いをいたします。

それから、制度の仕組み、あるいは影響についてお尋ねをいたします。

また、夜間当直医、いわゆる夜間救急の体制についてお尋ねをいたします。私ども同僚議員７名で、８月の上旬、長崎県の大村市立病院に研修に行ったわけです。そこは夜間救急に３名の医師が当直に当たっておると聞きました。内科、外科、心臓医、この３名で当たっておるということです。山鹿市立病院の場合は、どのような体制をとっておられますか、お伺いをいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

平井光臣議員の一般質問、医師不足と医師確保についてお答えいたします。

当院における現在の常勤医師は、内科４名、外科５名、整形外科３名、泌尿器科２名、眼科１名、麻酔科１名の16名の常勤医です。医師確保に苦労している診療科といたしましては、内科系の医師でして、循環器、代謝、神経内科、また小児科、耳鼻咽喉科です。いずれも現在、非常勤の医師で、先ほどもご質問の中にありましたけど、週２回程度のローテーションを組んで非常勤で対応しているところです。

また、医師の確保の対策をどうしているかということですが、今般、緊急医師対策といたしまして、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をご提案し、処遇の改善をお願いいたしたところです。また、受け皿となります病棟等の改築に着手しているところでもあります。さらには、医師確保の長期的なマグネットとなるような受入環境を検討しておるところでもあります。日頃、市長、病院長、みずから先頭に立っていただき、医師確保に努力しておりますので、何とぞご理解賜りますようにお願い申し上げておきます。

２点目のご質問のスーパーローテート、いわゆる新医師臨床研修制度の影響についてですが、大学を４年で卒業しますと、国家試験で医師の資格をまず取ります。と同時に、２年間の実習を行うわけです。そのあり方が従前ですと、インターン制度ということで、身分が非常に不確定なまま、医師を２年間ないし３年間やって、やっと一人前というような形であったわけです。今回の新医師臨床研修制度というのは、幅広い分野における基本的な臨床能力を習得することを目的として制度化されたものであります。内科、外科、救急部門など、さまざまな臨床分野での実習を受けることが必須化されたものであります。

この制度下の研修医は、大学病院や厚生労働大臣の指定する病院で２年以上の研修を受けなければならず、ただ研修先につきましては、研修医の希望する病院ということになっております。このため、研修医は都市部に集中し、出身大学に残る者が非常に少なくなり、大学病院自体が医師不足に陥っているという現状です。同時に、派遣先の自治体病院から医師を引き上げざるを得ないというのが現状です。

一方、引き上げられました自治体病院は、医師の人事が全面的に大学病院に頼っていたという傾向があり、その影響が大きく、これまた医師不足に陥る。したがいまして、医師の不足による経営悪化が主な原因となっていくというような現状であります。

３点目に、夜間当直医の体制についてですが、当院の夜間当直医は１名です。これも平成17年、18年、19年と、医師の引き上げが伴いまして、１人で対応せざるを得ないというような状況が発生したわけですが、要するに１人で入院患者様の様態急変と夜間救急外来に対応しており、専門外の患者まで診なければなりません。例えば、内科の医師が当直して、外科的処置が必要な急患が来院した場合、一応可能

な限り対応します。必要があれば、外科系の医師を呼ぶことができるオンコール体制ということで、外科系の医師が裏当番で待機しているというような状況にしております。夜間当直は複数が理想です。医師の数と当直数を考えますと、現在の１名が限界ではないかと思っております。なお、医師が充足しているときの夜間当直日数はおおむね月１回、もしくは２回、現在は月に３回から４回です。１回の当直で36時間勤務をしなければならないような事態もあり、医師への負担が増大しているところであります。将来、医師数が増加すれば、外科系、内科系の従来の体制に戻したいという具合に考えております。

○議長（高野誠二君）

平井議員、了解ですか。

○１番（平井光臣君）

議長。

○議長（高野誠二君）

平井議員。

［１番　平井光臣君　登壇］

○１番（平井光臣君）

夜間救急につきましても、やはり最低２名程度の体制をとっていただき、対応できるように全力を挙げていただきたいと思います。

また、新医師臨床研修制度は、山鹿市立病院辺りには悪影響を及ぼしておるように考えます。国におきましても、来年度より、医大の入学者数をふやすという方針ですが、これがまた今日、明日、成果が出るわけではなく、やはり先ほど部長が言われましたように、10年程度はかかるのではなかろうかと思います。近々の医師不足の解消にはならないと、このような気もいたします。答弁にもありましたように、医師が極端に少なくなったのではなく、やはり地域的格差が出ているようです。しばらくは厳しい状況が続くと思いますが、何とかこの難局を乗り越えていただきたいと思います。

医師確保にあたっては、待遇の改善、あるいは有利な条件を提示して、医師の確保を行っていかなければ、解消できない問題だろうと思います。19年度決算でも、18年度比、入院で延べ１万8820人の減、外来で２万7895人の減となっております。やはり病院は、先ほど部長が言われましたように、医師の減、当初で19年度、18年度と比較しまして、３名の減、それから途中で２名の医師が退職をされたということで、病院事業収入が大幅に減少しております。前年比、総収益の18.7％の減ということで、いかに医師の確保が重要な問題であり、病院の健全運営を左右する問題であろうかということだと思います。

今後、全力を挙げて医師確保に努めていただきたいと思います。

そこで、最高責任者であります市長の口から、医師確保にあたっての強い決意をいただきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

平井光臣議員の市立病院に対する思い、大変ありがたく思っております。市立病院の健全な運営・発展は、市民の願いであり、市の大きな課題であると、しっかりと位置づけてまいりたいと思っております。

ただいまお話がありました市立病院の運営につきましては、まさに医師確保がその大きなポイントであると重々に理解しておりますし、位置づけてまいりたいと思います。私みずから、医師確保にも取り組んでまいりますし、今、病院職員も本郷院長を筆頭に、全員で取り組んでおるところです。何とぞ、議員の皆様方にもご理解いただき、ご支援いただきますことをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（高野誠二君）

ここでしばらく休憩いたします。

午後３時36分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後３時48分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平井議員、了解ですか。

○１番（平井光臣君）

議長。

○議長（高野誠二君）

平井議員。

［１番　平井光臣君　登壇］

○１番（平井光臣君）

先ほど中嶋市長より力強い決意がありました。

きっと近い将来、この医師不足は解消するものと確信をいたします。

続きまして、２点目の一般質問に入らせていただきます。

今後の市立病院の運営方針についてお伺いをいたします。市立病院に限らず、自

治体病院の運営は、多くの病院で非常に厳しい状況であろうと思います。山鹿市におきましても、本年度より３カ年をかけまして、40億円程度と多額の投資をして、改築工事が行われるわけです。市民の中にも、そんなに投資して大丈夫かいというふうな心配する声も聞こえます。ましてや、先ほど申し上げましたように、医師不足により、大幅な病院事業収益が減少しており、相当心していかないと、今後の運営は大変厳しいのではなかろうかと思います。そのようなことで、病院運営についての今後の基本構想についてお伺いをいたします。

次に、九州でも幾つかの自治体病院が指定管理者制度を取り入れており、そのような方向で、いわゆる公設民営化に向けた動きが始まっております。長崎県大村市でも、大村市立病院が既に指定管理者制度を導入されておるような実態です。相当熟慮の上の判断かと思いますが、この公設による指定管理者制度について、どのような感想を持っておられますかお尋ねをいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

今後の市立病院の運営方針についてということで、２点ほどご質問がありました。

１点目の病院の運営についての考え方です。議員ご指摘のとおり、当院に限らず、自治体病院を取り巻く環境というものは厳しい状況下にある。その厳しいという考え方が一つありまして、単に経営的なものなのか、社会的なものなのか、いわゆる国の示す医療構造改革の中で本当に厳しいのかと、見極めるのに非常に困難な状況下にあります。一番、目に見えて厳しいということは、やはり医師の確保という部分であろうと思います。ここが先ほど市長も申しましたように、キーワードになるのではないかと考えております。地域医療の発展のために、懸案でありました改築に、このたび着手するということもありますし、この改築が急性期病院として、地域医療の中核的役割を担うというためであります。市民や地域の医療機関からも期待されていると確信しているところであります。

お尋ねの病院運営につきましては、ご承知のとおり、医師の偏在による医師の不足は、当院の経営に大きな影響があります。医師の不足イコール経営ということだけではなくて、やはりそのほかにも小さな改善がたくさんあるのではないかという点で、しっかり経営改善を図るために、病院経営アドバイザーを招聘しまして、意識改革、構造改革を行っているところであります。

新病院の基本的な考え方は、心疾患、脳疾患、救急医療、それからがんの緩和ケアとがんの外来治療、それから小児医療などを充実させることによって、収益のア

ップを図ることができるであろうという具合に考えております。何とぞ、職員一丸となって、効率的な病院運営を行いたいと考えておりますので、ご理解賜りますようにお願い申し上げます。

それから、２点目の指定管理者制度に対する考え方と申しますか、感想についてご質問です。議員の先生方は、その点、大村病院とか先進地を見られたということです。確かにそういった取り組みが全国の中で指定管理者であったり、いろんな形態を取り組んでいるところであります。

指定管理者制度そのものは、ご承知のとおり、山鹿市におきましても、公共施設の効率的な運営や経営を目指して、平成17年度から官から民へ指定管理者制度の導入が積極的に図られ、自治会から民間団体、企業など、多様な団体が公共施設の管理運営に参画しているところです。ご案内いただきました自治体病院におきましても、昨年、総務省の公立病院改革ガイドラインを参考に、自治体病院改革プランの策定がそれぞれの病院に義務づけられたところであります。中でも、経営の健全化、それからご指摘の経営形態の見直しという点におきましては、現状の分析と財政計画の高い改善性が求められているところであります。

本年５月から、先ほども申しましたけれども、日本医療マネージメント学会にお願いし、公立病院の再生に経験と実績がありますアドバイザーに、問題と日頃の日常業務の中で随時、改革と改善に取り組んでおるところです。

まずは、現行の公営企業としての直営で自治体病院改革プラン策定を行いたいと考えております。指定管理者制度、それから独立法人化、民間移譲などの経営形態がありますが、表現がちょっと悪いですが、単に公共施設の箱物を委託するというものでなく、医療分野は即、市民の生活、命に直結するものであります。お時間をいただき、慎重にそれぞれの制度なりを検証・検討が必要かと感じておるところです。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

平井議員、了解ですか。

○１番（平井光臣君）

議長。

○議長（高野誠二君）

平井議員。

［１番　平井光臣君　登壇］

○１番（平井光臣君）

指定管理者制度につきましては、やはりできることなら、現行の公設公営で運営するのがベストだと思います。しかし、今後、重要な研究課題の一つであろうとい

うふうに思います。今後十分、制度の研究などにあたっていただきたいと思います。

今までの答弁を聞いていますと、しっかりと医師の確保、あるいはいろいろな改善ができれば、事業収益も上げることができると思います。また、健全運営もできるものと確信をいたします。

高齢化が進む中で、今後、市立病院が果たさなければならない役割は、非常に大きなものです。５万9000市民に十分な医療提供ができ、安心して頼れる市立病院であってほしいと、このように思います。

今後、施設の充実と医師の確保、あるいは医療技術の向上に努められ、地域医療の中核病院として、その役割を十分果たしていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で平井議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、古荘克郎議員の発言を許します。古荘議員。

［15番　古荘克郎君　登壇］

○15番（古荘克郎君）

15番、古荘克郎です。

私は、たばこ税増税につきまして、一般質問を行いたいと思います。よろしくお願いします。

皆様、ご存じだとは思いますが、たばこ税をめぐりまして、本年６月、国会におきまして、増税に向けた動きが強まっておるところであります。一部マスコミ等で、たばこ１箱1000円など、にわかに信じがたい報道がなされております。

たばこは、あくまでも合法の嗜好品であり、またたばこ税は国・地方を合わせて60％を超えるなど、国内の担税物品の中で最高の税率となっております。その担税能力は既に限界に達していると言わざるを得ません。

このような中、たばこ税増税が強行された場合、たばこ離れに一層の弾みがかかり、たばこ消費量が大幅に減少することも考えられます。

そこで質問です。たばこ税の収入額は、山鹿市でどのくらいあっているか、またたばこ税の使途はどうなっているか。それと、たばこ１箱1000円に値上げされた場合、収入見込額はどう計算されるか、その３点をよろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

古荘議員のご質問のたばこ税についてお答えいたします。

たばこ税の平成19年度の収入額は３億4449万1019円です。月平均で申し上げますと、約2870万円程度の収入があります。

このたばこ税の使途につきましては、たばこ税は普通税であり、その収入の使途は特定せず、一般経費に充てるため課される税です。したがって、一般財源であります。

次に、たばこ１箱1000円に値上げされた場合の収入見込額ですが、たばこ１箱にかかる税金は、全部で約63.1％、うち市たばこ税の１箱にかかる割合は21.99％であります。この割合で単純に計算しますと、約11億円になります。

しかし、当然値上げを期に、禁煙する人や、本数を減らす人などか相当予想されます。禁煙する人がどれくらいになるかは非常に難しくて分かりませんが、例えば山鹿市での試算をしてみますと、禁煙する人が70％を超えると、本年度の収入見込額約３億3000万円を下回ることになります。50％程度であるならば、約２億2000万円の増収と予想されます。あくまでも予想であります。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

古荘議員、了解ですか。

○15番（古荘克郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

古荘議員。

［15番　古荘克郎君　登壇］

○15番（古荘克郎君）

ただいま、総務部長から答弁をいただきましたが、私思いますに、たばこ税は市に対しまして、貴重な一般財源だと思っております。そこで、私は、たばこ生産性の必要性についてお伺いをしてまいりたいと思います。

本市のたばこ生産状況につきましては、100戸程度の農家で、おおむね400ヘクタール、うちたばこ作178ヘクタールの耕作面積で、たばこ作を中心に各種農産物の生産をしていただいておるところです。特にたばこ農家は、例えばたばこを１ヘクタール耕作する場合、２ヘクタールから2.5ヘクタールの面積が必要となってくるわけです。連作ができないというたばこの性質を持っておるところです。その耕作地の半分以上を借地をしながら、たばこ生産に励んでいらっしゃる現状です。

このような中、たばこ税の増税の動きがあり、例えば１箱1000円に値上げされた場合、７割方が禁煙をされると３割の愛煙家になり、たばこ消費量も３割に減少すると思われます。そうなれば、生産量も３割となり、７割の280ヘクタール程度が耕作できないわけになってまいります。さらに、借地をしている農地も、水稲作

１作だけでは、水稲の減反政策や原油高に伴います資材の高騰、また農産物の価格低迷により、生産性は上がらず、地主へ土地を戻さなくてはならなくなり、問題になっております遊休農地はさらに拡大するものだと思われます。

このように、たばこ耕作者は、限られた面積ではありますが、耕作地の半分以上を借地しながら、遊休農地対策を担い、山鹿市の農地を守っていると思われます。今後とも、たばこ耕作ができるようにご支援をいただくとともに、たばこ生産について、執行部のお考えをお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。

松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

たばこが値上げされた場合の、今後のたばこ生産についてお答えいたします。

議員ご指摘のたばこ生産量の減少などの影響を受けることと思われます。今後もたばこ農家の皆様が継続的に生産されることが、本市農業の振興と地域農業を守っていくことにつながることと思いますので、市といたしましても、国・県の指導をいただきながら、たばこ生産の支援を行っていきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

古荘議員、了解ですか。

○15番（古荘克郎君）

終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で古荘議員の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

これをもちまして、本日の質疑・一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時09分　散会

～～～

９月５日（金曜日）

平成20年（第４回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成20年９月５日（金曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

発言通告

１．池田　誠一

一般質問

（１）プラザファイブ再開発事業に伴う市所有の市民会館の取り扱いについて

（２）山鹿市のごみ収集の方法について

（３）教育問題について

①　ゆとり教育から学力重視へのシフト移行に対する当市の考え方について

②　小・中学校規模適正化事業について

２．北原　昭三

一般質問

（１）緑化対策について（壁面緑化・緑のカーテン等）

（２）公用車の管理について

（３）携帯電話の普及とリサイクルについて

（４）太陽光発電について

３．横手　啓介

一般質問

（１）消費者相談窓口について

（２）家庭ごみの分別収集の変更について

４．芹川　正美

一般質問

（１）今後の山鹿市農業政策について

①　近日の農業情勢変化に伴う政策について

②　原油・肥料・飼料の高騰対策について

③　バイオマスセンターの状況について

５．吉本　政幸

質　疑

（１）議案第72号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）

P.18（目）農業総務費（飼料・燃油価格高騰緊急対策資金事業）

（目）農業振興費（原油高騰緊急対策施設整備事業）

一般質問

（１）地域を考えた社会体育の振興について

６．丸山　康昭

一般質問

（１）合併４年目を迎えた今、市民の思いとしては合併前の思いと合併後では大きな格差があるようだが、どのように判断されているか。（市民との意思疎通・心配りの不足）

（２）市民参加推進条例の制定について

（３）小・中一貫校について

７．永田　紘二

一般質問

（１）方保田東原遺跡の整備について

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

出席議員（30名）

１番	平井光臣君
２番	北原昭三君
３番	芹川正美君
４番	藤原　豊君
５番	立山秀木君
６番	立山　隆君
７番	原　徹君
８番	平井邦廣君
９番	吉本政幸君
10番	池田誠一君
11番	堀　茂幸君
12番	永田紘二君
13番	森川昭彦君
14番	川野　功君

15番　古　荘　克　郎　君
16番　島　田　節　男　君
17番　森　　芳　顕　君
18番　家　入　憲　隆　君
19番　横　手　啓　介　君
20番　高　野　誠　二　君
21番　藤　原　　弘　君
22番　森　　久　雄　君
23番　西牟田　　長　君
24番　太田黒　鐵　郎　君
25番　丸　山　寛　治　君
26番　寺　崎　勇　児　君
27番　高　口　功二郎　君
28番　山　口　晋　正　君
29番　古　田　信　助　君
30番　丸　山　康　昭　君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君
教育長	田中　宏君
総務部長	池田永実君
市民福祉部長	中野　力君
農林部長	松永道郎君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	有働郁夫君
環境部長	藏原榮一君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
教育部首席審議員	佐藤　智君
総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	栃原昭一君
市民福祉部次長	富田辰郎君
商工観光部次長	永田義文君

会計管理者	北井孝範君
財務課長	米加田純正君
農林企画課長	戸次由夫君
農林振興課長	栃原栄一君
商工課長	大森健司君
都市計画課審議員	長迫三紀夫君
環境課長	斉藤憲二君
病院管理課長	田上信博君
病院医事課長	近藤峰登君
文化課長	木村理郎君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君
書記	森　英州君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第１、昨日に引き続き、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。池田誠一議員。

［10番　池田誠一君　登壇］

○10番（池田誠一君）

おはようございます。昨日に引き続きの一般質問ですけれども、昨日、最後の質問者があまりにもすばらしい質問をされましたので、そのようにはいかないかと思いますけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思います。今日も押し詰まっておりますので、さわやかな答弁の中でスムーズな運営ができますことを心から願って、執行部の方々にお願いを申し上げ、質問に入らせていただきます。

10番議員の池田誠一です。一般質問を３点ほど上げておりますけれど、一問一答方式でお願いを申し上げたいと思います。

１点目です。プラザファイブ再開発事業に伴う市所有の市民会館の取り扱いについてということで通告をいたしておりますけれども、これは６月議会において、森川議員の方から質問がありました。また、昨年の６月において、森議員の方も、プラファイブ再生事業の関連ということで質問をなされております。６月の質問の中で、森川議員が、質問をされたわけですけれども、当然今回のプラザファイブの再開発において、取り壊しという最終的にはなろうかと思いますが、その上において、当然、市民会館も取り壊しということになるわけでして、その後の取り扱いといいますか、どのようにお考えになっているのか。そしてまた、そのことはどのように市民の方々に通知をなされるのか、まずは１回目、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

これより執行部の答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

おはようございます。

質問の１点目、市民会館の取り扱いについてお答えいたします。市民会館は昭和

50年の開設以来、市民の文化活動の場として、さらにはコンベンション的利用として多くの市民に活用されてきたところです。現在、市民会館はプラザファイブ再生事業に伴い、閉館を予定しております。市民の皆様には、その代替施設として、利用の目的や内容に応じて、500人を超える利用の場合、八千代座、市総合体育館、グリーンパルスを、100人を超える場合、ひだまり、健康福祉センター、ＪＡ鹿本会館を、また50人前後の場合には、市内の公民館や青少年ホーム体育館などを代替施設として活用していただくよう考えております。

また、その貸し出しにつきましても、利用者の利便性を図り、柔軟な対応ができるよう努めてまいります。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

池田議員、了解ですか。

○10番（池田誠一君）

議長。

○議長（高野誠二君）

池田議員。

［10番　池田誠一君　登壇］

○10番（池田誠一君）

２回目の質問をいたします。

今、次長の方からご答弁がありまして、文化的な催し等、いろんなほかのイベント的な部分の中で市民会館が利用されてきたということでもあります。確かに多くの市民の方たちが、この市民会館を利用されてきたのは事実であろうかと思います。そういう中で、まるで、あそこの場がなくなるということは、いろんなほかの施設を利用するとしましても、まだそれのキャパには絶対数の受け入れには足りないのではないかという気がしてなりません。八千代座等も確かに今回、環境的な部分の中で冷暖房完備されるということで、利用度合いというのが多くなるかも知れませんけれども、果たしてそれだけで賄うことができるのかなという気がしてなりません。特に八千代座の場合には、八千代座だけの見学者ということも考慮しなくてはなりませんし、イベント等があっているときには、中の方を見ることもできません。そういった空き時間も必要ですし、そういったことになりますと、この市中央においてのいろんなイベントが重なってきた場合にどう対応するのかなという気がしてなりません。

また、先ほど次長の方からもご答弁ありましたけれども、文化的な活動も多く利用されてきたということですが、そうした場合に文化的な部分の中で、その文化団体の方たちの思いというのは、どのように今お考えになっているのか、担当者であ

る文化課の担当であります教育委員会の方に再度お伺いをしておきたいと思います。

以上、２回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

おはようございます。

池田議員の一般質問の市民会館がなくなることで、文化団体の利用が代替施設でいいのかというご質問について、教育委員会としてお答えを申し上げます。

本年６月議会あるいはただいまの議会答弁で、総務部次長から、代替施設が紹介されておるところですけれども、文化施設を担当いたします教育部といたしましても、利用につきましては、同様の周知をしているところです。確かに十分であるとは考えておりません。しかしながら、合併いたしまして、文化団体も山鹿市文化協会として一つにまとまり、今、活動をなさっております。各分野においても、分野やあるいは地域を超えて活動が、動きが始まったところだと認識をしております。そのような意味で、現状では交通の面等でご不自由をかけることは承知しておりますけれども、あえて地域間の交流とか、各団体の交流をこの際図っていただければという気持ちもあります。そういう意味で、当面は代替施設をご使用いただきますようにお願いを申し上げているところです。

なお、先ほどご紹介がありましたけれども、本年10月までには、さらに劇場機能を充実するために、八千代座の冷暖房設備工事が完了することとなっております。夏あるいは冬にも、大変使用しやすくなりますので、八千代座でできます催し物につきましては、さらにご活用いただけるものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

池田議員、了解ですか。

○10番（池田誠一君）

議長。

○議長（高野誠二君）

池田議員。

［10番　池田誠一君　登壇］

○10番（池田誠一君）

１点目、プラザファイブの３回目の質問をさせていただきます。

文化団体、そして総務担当から利用度について、それぞれにご答弁いただいたわ

けですけれども、最後に、この市民会館等における利用につきまして、先般、この庁舎問題につきましても、若干のおふれがありました。また、昨日の答弁の中に、市長と思いということの中で、再度、市民に真意を問いたいということですので、市長は、多分、来期の方も、どうなるか分かりませんが、そういった職責の中で動かれるものと思っております。そういうことで、総務部と市長にそれぞれにお伺いいたしますが、現庁舎を位置として考えた場合に、今、中央公民館等もあります。そういった中で中央公民館等における、いろんな今、利用も数多くなされているのも事実であろうかと思います。いろんな会議、コンベンション、それぞれの催し物、また講座があっております。文化的な催し物も随分あそこで計画をなされ、実行もなされております。そういったことにおいて、この庁舎がもしこの位置に建つとするならば、その中において、いろんな文化的な催し物、そしてまた、そういったコンベンション的な部分も含めた総合的な部分も、もしお考えの中にあるならばどうかなと思っておりますので、一案としてご考慮いただければと思います。どうかその辺のところも含めまして、お考えを総務部、そしてまた最後の思いとして、この文化や、市民会館に対する思いを市長にお伺いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

おはようございます。

ただいまの池田議員の一般質問にお答えいたします。

新庁舎の整備構想にかかわる質問ですが、新庁舎の機能を含めた具体的な整備構想につきましては、本年６月に発足いたしました山鹿市新庁舎建設構想策定委員会を中心に検討を行っているところです。また、現在、今月末をめどに、市民の皆様からご意見・ご要望をお寄せいただいているところです。これらの貴重なご意見等を踏まえまして、今後、専門分野からの調査・分析資料をもとに、新庁舎のあり方、新庁舎に求められるもの、規模や機能を含め、他の公共施設との整合性など、建設の基本となる考え方につきまして、鋭意検討を重ねてまいりたいと考えております。

いただきましたご提言につきましては、これらの委員会の中で生かしてまいりたいと思います。以上、答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

池田議員、了解ですか。

○10番（池田誠一君）

議長。

○議長（高野誠二君）

池田議員。

［10番　池田誠一君　登壇］

○10番（池田誠一君）

市長の思い、すばらしいものを感じとったわけですけれども、ぜひとも、そういう形の中で新庁舎、そしてまたそういった複合的な施設が出来ますことを心から念じながら、２点目の質問に入らせていただきます。

２点目、ごみ収集の方法についてですけれども、これも先般、藤原弘議員の方から、６月議会でご質問がありました。今、山鹿市と植木町、この１市１町の中での広域事務組合を形成しているわけですけれども、搬入が植木町の最終処分場、リサイクルプラザ、二つあります。そしてまた、鹿央町の方にクリーンセンターという焼却施設がありますけれども、一応３施設の中でそれぞれのごみが搬入されているわけで、その中でも特に今、先般の藤原議員の質問にもありましたように、最終処分場のごみの搬入が、それはひどいものがあると思います。これは先般の質問の中での資料の中で写真入りがありましたけれども、そのとおりで、もしいろんな所から視察においでになるなら、相当びっくりされるのではないかと思うほどのひどい処分のされ方です。それを念頭において質問させていただきます。現在、ごみ搬入が合併なされてから３年半たとうとしているにもかかわらず、昔の１市４町それぞれの基準の中での搬入方法になってるかと思いますが、どうしてそのようになったのか。そしてまた、これから先、もう４年を過ぎようとしている中で、統一する見解はないのか、まずはそこをお伺いしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。藏原環境部長。

［環境部長　藏原榮一君　登壇］

○環境部長（藏原榮一君）

一般質問の２点目、ごみ収集体制の統一化はできないかということについてお答えいたします。

現在、ごみの収集体制につきましては、池田議員ご指摘のとおり、合併前の旧市町を単位といたしまして、家庭ごみの分け方・出し方のポスターを作成し、収集を行っているところです。ポスターの表面に分別の方法等を掲載しておりますが、資源ごみ等の金物類や蛍光管、乾電池の出し方につきまして、旧市町により少し違っております。旧市町で収集体制が違うということで、市民の方からも分かりにくい点があるというようなご指摘も受けております。平成21年度に向けまして統一を図ってまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

池田議員、了解ですか。

○10番（池田誠一君）

議長。

○議長（高野誠二君）

池田議員。

［10番　池田誠一君　登壇］

○10番（池田誠一君）

２回目の質問をいたします。

今、部長の方からも、まだそういった分別における基準というのが、それぞれにあったということで、来年度に向けて統一した見解を出すということです。よろしくお願い申し上げたいと思いますが、これは分別収集の基準もそうですけれども、次に質問します搬入ですが、今、埋立処分場、そしてまたクリーンセンター等々でその窓際の中でチェック機能ができれば、それでよろしいんですけれども、今、許可証を持ちながら、その搬入を最終的なチェックを行っているところでもあります。そういった中で、許可証があれば、許可をもらったんだから、もう大丈夫だろうと言われれば、その窓際のところで、チェックができないような、今、状況下にあるわけで、そういう中で、そのごみ収集のチェック体制というものが、これもまた１市４町、総合支所でやっているわけです。山鹿市は環境課の中でやっておるわけで、あとはそれぞれの総合支所の方で許可証をいただくということです。統一した環境課の職員が、きちっとしたチェック機能を持っていれば、それで大丈夫かと思いますけれども、やはりどうしてもその中ではその福祉課の担当の方がチェックを行う。特に顔見知りの市民の方であるならば、許可せざるを得ないというようなところもありまして、その辺のところが甘くなっているところもあるかなと思っております。

２番目の質問ですけれども、そういった体制の中で一元化といいますか、チェック体制をする上において、その許可証を発行するチェック機能を統一化して、きちっとした判別をできるような形がとれないかというもので、その辺のところにあわせましてのご答弁をいただければと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。藏原環境部長。

［環境部長　藏原榮一君　登壇］

○環境部長（藏原榮一君）

２回目の質問にお答えいたします。

個人でごみを搬入される場合には、一般廃棄物搬入許可証の発行を、ご指摘のとおり、環境課及び各総合支所市民福祉課の窓口で発行いたしております。環境課及び各総合支所の職員には、許可証を発行する際に、ごみ分別の共通の基準を持つように指導をしております。また、ごみを搬入される際に、資源ごみが含まれるものにつきましては、必ずリサイクルプラザを経由していただくこととしており、ガラスくずなどの埋立処分するしかないものにつきましては、最終処分場に搬入するようにいたしております。

また、各総合支所での搬入許可証の発行は、職員の指導の徹底も行ってまいりますが、市民の皆様に対しまして、行政サービスの低下を招かないという点におきましては、現行の体制がいいのではなかろうかと考えております。しかしながら、総合支所の本庁集約といったような行政改革もありますので、総合支所の体制等を見ながら検討を行ってまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

池田議員、了解ですか。

○10番（池田誠一君）

議長。

○議長（高野誠二君）

池田議員。

［10番　池田誠一君　登壇］

○10番（池田誠一君）

ごみ問題について、３回目の質問をいたします。

今、総合支所での搬入は市民サービスの面から、仕方がない部分もあるというようなご答弁でしたけれども、もしそうであるとするならば、確かにその市民サービスは低下するわけですので、そうした場合には、環境課の方の職員から総合支所のチェック体制の統一化といいますか、そういった方法といいますか、それをきちっとしたレベルまで引き上げるような勉強をさせていただければと思います。

３番目の質問をさせていただきますけれども、これも藤原議員の質問でありましたが、粗大ごみが今、各地区の中で決まった日に、年３回ですけれども、搬入なされていると思います。しかしながら、その粗大ごみが最終処分場に搬入される折に、そのまま持ってこられるケースが多々あります。そういったのを防ぐために、この粗大ごみの有料化というものができないかと考えております。よその地域においては、ほとんどが、今、粗大ごみは有料化の中で、個別収集車が家まで取りに来て、搬入を行っているという状況で、確かにサービス面につきましては、金銭を払わなくてはならないというような大きなデメリットはありますが、その最終処分場の年

数といいますか、それを将来にわたって、10年、20年、30年と、この埋立処分場を利用するとするならば、今のうちにきちっとした、分別をすることによって、より長くその利用ができるのではないかと思いますので、有料化についての考え方、山鹿市の行政としての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

以上で、ごみの収集の質問は終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。藏原環境部長。

［環境部長　藏原榮一君　登壇］

○環境部長（藏原榮一君）

３回目の質問にお答えいたします。

本年６月定例会の一般質問にもお答えしましたように、粗大ごみは現在無料で収集をいたしておりますが、他の自治体では有料で収集している所もあります。粗大ごみの有料化に伴うメリットといたしましては、更なる分別の徹底が図られるものと思います。

一方では、不法投棄の増加や市民の方の負担も新たに発生することになります。粗大ごみも排出者が処分費用の一部を負担するという観点から、有料化につきましては、広域事務組合並びに構成市町であります植木町とも協議をしながら、現在検討を重ねているところです。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

池田議員、了解ですか。

○10番（池田誠一君）

議長。

○議長（高野誠二君）

池田議員。

［10番　池田誠一君　登壇］

○10番（池田誠一君）

将来の子どもたち、またそういった子孫に禍根を残さないように、できる限りごみの収集の分別方法の行政としての役割を果たしていただきたいと思います。

３点目、教育関係について質問いたします。

今日、私たちの時代から比べますと、いろんな指導要領といいますか、教育の現場というのが変わってきております。そういう中においても、つい最近まで、ゆとり教育といいますか、週休２日制になったり、休日をふやしたりというようなことで、昔の私たちの時代から比べますと、相当数の授業日数の削減、授業数の削減ということをいわれてまいりましたけれども、またつい最近ですが、この期において、

そのゆとり教育そのものの弊害といいますか、逆の意味でいえば、学力の低下というものを危惧された中で、また学力志向の偏重ということになってきつつありはしないかなという気がしてなりません。そういったところにおいての当山鹿市におけるゆとり教育から、この学力重視に向かった形での市の行政の役割といいますか、これから先の方策は、どのように取っておられるのかお伺いします。

また、小・中学校規模適正化事業につきましてですけれども、これもまた多くの議員、それぞれご心配の中で、今までご質問もなさってこられました。確かに一次構想・二次構想、そして前期・後期といった答申も出ておるわけですけれども、そういう中において、この合併特例債というものを利用しながら、規模適正化の方針に基づき、統合なり、そういった形を進めていくというようなご答弁もあったわけですが、この合併特例債というのは、10年の施行で時限立法です。平成26年まで使わなくてはなりません。今、一次構想・二次構想を考えていますときに、本当にすべてのものが完成し得るのかという気がしてなりません。もし、そこまでいかないときに、子どもたちに、ある地区はもう出来上がったけれども、ある地区は出来てないといったことがないような形の中で本当に出来得るのかなという気がしてなりませんので、あわせて１点目、２点目についてご答弁いただきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

おはようございます。

池田議員の３点目、教育問題についてお答えいたします。

議員ご質問の、ゆとり教育から学力重視のシフト移行をより確かなものとするためには、まずは新しい学習指導要領の趣旨を全教職員が理解することが前提条件となります。このことについては、夏休み中に鹿本管内で説明会があっておりまして、それを受けて、各学校で趣旨の徹底が図られているところです。いわゆるゆとり教育、それからそれをゆるみ教育とか言われましたけど、本質的に生きる力という教育理念は、前回も今回も変わっておりません。ただ、教職員が全体的に基礎・基本の徹底というよりも、個に応じた指導とか、総合的な学習とか、そういうところにやや比重をかけ過ぎたという、そういう点が今問い直されておるところです。

山鹿市の各小・中学校におきましては、以前から確かな学力の育成のためには、いろいろな取り組みを続けておりまして、その基本方針は今回の学習指導要領改訂でも大きく変わるものではありません。ただ、授業時数がこれまでよりふえます。小学校の低学年で45分の２コマ、中学年・高学年では１コマ、中学校は各学年50分

の１コマという形にふえますので、その対策が必要となってまいります。

既に中学校では授業時数の確保という目的で、夏休みを短くして３日間の授業日数をふやしております。小学校は、教育課程編成の工夫により、授業時数の確保に対応できそうなので、今のところ、夏休みを短くする予定はありません。ただし、小学校の校長先生からの届出があれば、管理規則上は短くすることが可能ですので、そのように対応していきたいと思います。

次に、学力充実のための対策ですが、山鹿市教育委員会では年度当初から、学校教育の重点の一つに、学習指導の充実を掲げ、子どもたち一人一人の確かな学力の育成に向け、地道に取り組んでおります。特に、教育委員会といたしましては、学力充実のためには、１時間１時間の授業の充実、そしてそのための教師の指導力・授業力の向上が必要不可欠であると考えております。

この教師の指導力向上につきましては、全学校がそれぞれの校内研修の場において、意図的に研鑽に努めているところですが、教育委員会といたしましても、現在、さまざまな授業や取り組みにより、積極的に学校を指導・支援しております。例えば、全学校を訪問して、授業や学級づくりの指導等を行う学校訪問、校内研修を充実させるための学校教育指導員派遣事業、そして山鹿市教育センター事業としての授業づくり講座及び道徳教育指導力講座など、計画的に年間を通じて実施しております。

中でも授業づくり講座は、勤務時間終了後の夜間の時間帯に実施しておりますが、自分自身の指導力を磨きたい、もっと授業がうまくなりたいと、若い先生たちが自主的に、意欲的に毎回参加をして学んでおり、今後に期待するところが大であります。教師の指導力を図る一方、あわせて各小・中学校では、教育過程の編制を工夫し、さらなる基礎・基本の徹底を進めるための学力充実の時間を特別に設定するなど、個に応じた指導に取り組んでおります。

中学校では、サマースクール、ウィンタースクール、朝や放課後の学習等、特別の時間を設定し、学力の充実に取り組み、着実に成果を上げているところであります。以上、答弁いたします。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

教育問題についての２点目、小・中学校規模適正化事業についてお答え申し上げます。

まず、学校規模適正化事業の進捗状況ですが、現在、山鹿市立小・中学校規模適

正化協議会から３月にいただいた提言を尊重しつつ、教育部で規模適正化に向けた基本方針・基本計画の案を策定しているところです。

案の策定が終わりましたら、パブリックコメント等により、市民の皆様のご意見を聞き、議会・その他の関係者への説明、報告を行い、本年度中に学校規模適正化基本計画を決定することといたしております。来年度以降、その計画に沿って、効率的に事業を推進してまいる予定です。

次に、合併特例債の活用ですけれども、学校規模適正化における改築事業は、文部科学省の公立学校施設整備費補助の活用を考えているところです。この補助事業は、小学校及び中学校の統合に伴います校舎、屋内体育館の新築または増築に要する経費の一部を国が負担するもので、原則50％、山鹿市では現在のところ、過疎地域の特例５％がありますので、55％になると考えております。この国庫負担分の残りが市の持ち出しとなります。市の建設計画に記載されていることが条件となりますけれども、この部分に合併特例債の活用を考えているところです。

議員各位ご案内のとおりに、合併特例債の活用期限は、合併後10年とされているところです。平成26年度末が期限となっているところです。事業が完了していることが条件ともなっております。教育委員会といたしましても、可能な限り、合併特例債活用期間内での事業の推進を図ってまいりたいと考えております。しかしながら、保護者や地域のご理解、あるいは学校の場所の選定などに時間がかかることも予想されております。事業が平成27年以降となる場合は、通常、義務教育施設整備事業に認められる財源を活用しての事業になろうかと考えております。

小・中学校の規模適正化は、申し上げるまでもなく、児童・生徒にとって、より良い教育条件を整え、あるいは最適な教育環境をつくっていくために必要な事業ですので、地域の方々のご理解を得ながら、計画的にかつ確実に進めてまいりたいと考えております。以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（高野誠二君）

池田議員、了解ですか。

○10番（池田誠一君）

議長。

○議長（高野誠二君）

池田議員。

［10番　池田誠一君　登壇］

○10番（池田誠一君）

それぞれにご答弁をいただいたわけですけれども、子どもたちが、より良い環境の中で、そしてまたより一層、この山鹿市の子どもたちがよその地域に、将来にわ

たって出て行ったときにも、何ら遜色のない、そしてまた自慢できるような子どもたちに成長できることが一番だと思っておりますので、その辺のところもご理解いただき、お含みいただき、これからの子どもたちの指導に当たる先生方の教育をきちっとしていただければと思っております。

それから、適正化事業につきましては、今、部長の方からご答弁がありましたとおり、いろんな意味で、ひょっとすれば間に合わないところも出てくるのかなという気がしますが、要は協議会の中での提言に沿うことなく、その地域のコンセンサスに合ったところからスタートしていただき、早急に、この有利な特例債が使える時期までに、何としてでも完了できるようにご努力方をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高野誠二君）

以上で池田議員の一般質問は終了いしました。

次の通告順により、北原昭三議員の発言を許します。北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

皆様、おはようございます。議席番号２番の北原です。よろしくお願いいたします。

一般質問に入ります前に、教育委員会の関係者の方々にお礼を申し上げます。

小・中学校へのＡＥＤ（自動体外式除細動機）の設置を平成19年６月の一般質問にて要望しておりました。設置済みの学校もありましたけれども、今年の２月までに中学校、４月までに小学校全校に設置をしていただくことができました。

先般、地元の平小城小学校の方に、このＡＥＤの設置状況を見学に行きました。そして、渡辺校長先生とお会いする機会がありまして、その中でいろんなお話を聞くことができました。このＡＥＤ、使うようなことがあったらいけませんけれども、今回の設置につきましては、本当に助かりますとのお礼をいただきましたのでご紹介をしておきます。

それでは、発言通告にしたがいまして、一括にて、今回４件の一般質問をいたします。

まず１件目ですけれども、緑化対策、壁面緑化、緑のカーテンについてです。

今年も37度Ｃを超す猛暑で、夏場の暑さは年々強まる方向を見せ、日常生活への悪影響も心配されており、地球温暖化を食い止めるために、身近なところから環境問題に取り組むことが必要であると考えます。

最近、学校施設や事業所等の屋上緑化、壁面緑化、緑のカーテンが全国で推進されています。緑のカーテンは、忘れていた暮らしの知恵であると考えます。本市に

おかれましても、学校や公共施設で、緑のカーテン、屋上緑化事業を推進し、環境を感じ、地球温暖化防止を推進していくべきであると考えます。

そこで、質問をいたします。①緑のカーテン事業を実施している自治体名をお知らせいただきたいと思います。②導入した場合のメリットについてお願いいたします。③山鹿市としての取り組みについてお伺いをいたします。

２件目です。公用車の管理について質問をいたします。

山鹿市も合併をいたしまして、非常に広域となり、公用車輌は当然、必要不可欠なものであると考えております。しかしながら、台数がふえてきた中で、当然経費もかかってくるわけですが、有効に活用することは非常に重要な問題であると考えます。

１点目、公用車の総数についてお伺いをいたします。公用車の中には、消防車または消防団所有の緊急車輌、バイクなどの数も含まれているものと思いますけれども、各総合支所別に台数をご答弁をお願いいたします。

２点目ですが、年間の維持管理費についてお伺いします。車検や修繕費、重量税、自賠責保険、燃料費など、諸経費は年間どのくらいなのかお尋ねをします。

続きまして、３件目、携帯電話の普及とリサイクルについてです。

まず、携帯電話の普及についてお伺いをいたします。携帯電話の普及につきましては、小・中学生を対象にした質問といたします。小・中学生を対象とした携帯電話に関する調査によりますと、携帯電話を所有しているのは、全体で３割ほどで、学年が上がれば上がるほど、所有率が高くなり、中学生になると約半数以上が所有しているそうです。持っている電話の機種ですが、大人向けの電話を持っている子どもが68.3％、今流行りの子ども向けの携帯電話が31.2％、小学校３・４年では子ども向けの割合が高いが、小学校５・６年になると逆転して大人向けの携帯電話の割合が高くなっているそうです。子どもたちに携帯電話を持たせる前に、子どもが被害に遭わないように、十分この危険性を話すことが大事となってまいりました。

今、携帯電話を利用した事件が話題になっております。その一つに、携帯電話を利用した学校裏サイトなるものがあります。ある特定の学校の情報のみを扱うインターネット上の匿名掲示板であります。本来の目的は学校行事やテストの情報交換などで使われたそうです。しかし、同級生や教師の悪口から次第にエスカレートして、実名を上げ、わいせつな画像を配信し、個人攻撃するなど、極めて陰湿ないじめの舞台になっております。

そこで、３点の質問をいたします。①小・中学生の携帯電話の保有状況はどのようになっておりますでしょうか。②いじめの温床と指摘されています学校非公式サイト、この学校裏サイトの存在はあるのでしょうか。③政府の教育再生懇談会では、

子どもを有害情報より守るために、小・中学校に携帯電話を持たせないとの提言があったようですが、もちろん強制力はありませんが、この提言に対していかなるご見解をお持ちでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

続きまして、４件目、太陽光発電についての質問をいたします。

日本での太陽光発電の普及は、国の補助金廃止を契機として伸び悩んでおります。一方、ドイツでは、2005年、日本を抜いて世界１位の太陽光発電国となりました。その背景には、ソーラーなど太陽光を設置すると、自分のところで生まれた自然エネルギーを電力会社が高く買う固定価格買取制度が定着しているからです。市民の中には、老後を余剰電力を売って生活している人たちもいます。

さて、ドイツの太陽光発電の容量は、2006年の１年間で見ますと、115万キロワットふえたのに対しまして、日本は25万キロワットです。また、世界一の技術をもつ日本企業は、約５割のシェアを維持しています。しかし、この王座もドイツや中国が背後に迫り、危うくなっております。また、阪神淡路大震災や新潟での大震災時に、太陽光を使用したところは、ライフラインが停止されても、一部の電気が使用できたそうです。

そこでお尋ねをいたします。①太陽光発電の内容をさらに詳しく理解するために、そのシステムの説明をお願いいたします。②太陽光発電システムを導入した場合のメリットにつきまして教えていただきたいと思います。

以上で、１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

北原議員の一般質問１点目、緑化対策についてお答えを申し上げます。

学校や公共施設等の外壁をつる植物等で緑化する壁面緑化につきましては、近年、ヒートアイランド対策として取り組む自治体がふえてきているところです。

メリットといたしましては、ヒートアイランド現象や地球温暖化の緩和、建物の温度上昇を抑制し、冷暖房費の節約、また空気の浄化作用、構造物の保護などがあります。

実際に取り組みを行っている例といたしまして、東京都ではモデル施設を設けて、公共施設や学校校舎の壁面緑化に取り組んでいると聞いております。

また、横浜市南区では、平成18年度から緑のカーテンプロジェクトを発足させて、家庭や学校へのＰＲや、栽培講座などを行って、緑のカーテンづくりを支援しているとも聞いております。

県内では、城南町立豊田小学校で緑のカーテンづくりが試験的に一つの教室で実施されており、壁一面にゴーヤをはわせることで、教室の温度が１度Ｃないし４度Ｃ低くなったというようなお話も伺っております。

本市での取り組みといたしましては、大変小規模ですけれども、八幡小学校、広見小学校で、ゴーヤあるいはヘチマ、アサガオなどのつる植物を栽培されております。その他の学校におきましても、施設内の緑化や環境整備に努力いただいている状況です。

今後も環境教育を通して、子どもたちに地球温暖化防止の重要性など、環境に対する認識を深めていただいて、施設の緑化や環境整備を推進してまいりたいと考えております。

また、学校の規模適正化に伴い、整備される施設のあり方を検討する中で、環境に配慮した整備についても検討してまいりたいと考えているところです。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

北原議員の、公用車の管理についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問の１点目、庁用車の配置台数につきましては、総数で203台であります。内訳としましては、本庁に162台、鹿北、菊鹿、鹿央総合支所にそれぞれ10台、鹿本総合支所に11台配置しております。

ご質問の２点目、車両管理費につきましては、平成20年度の予算計上額で申し上げますと、総額で2672万7000円であります。内訳としましては、車検費用441万1000円、修繕代363万5000円、燃料代1461万6000円、自賠責保険料235万1000円、重量税171万4000円となっております。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

北原議員のご質問の３点目、携帯電話に関する質問についてお答えいたします。

まず１点目の、小・中学生の携帯電話の保有状況ですが、本年４月22日、小学６年生と中学３年生を対象として実施されました全国学力・学習状況調査の中に、携帯電話で通話やメールをしていますかという質問がありました。その結果が出ておりますので、お知らせしておきます。山鹿市の小学校６年生の所持率は22.9％、

熊本県が25％、全国が31.6％となっております。国や県より所持率は低うございますが、昨年度からの伸び率は5.8％と、県や全国よりも高くなっております。中学校３年生の所持率は、山鹿市が49.3％、こちらの方は県より若干高うございますが、熊本県が45.8％、全国が61.9％となっております。この中学校の方も小学校同様、伸び率は国や県より高くなっているというのが実情です。

なお、現在、市内の小・中学校26校の４年生以上の児童・生徒に対して、携帯電話の所持やメール、インターネット等の使用状況に関するアンケート調査を実施しておりますので、来週中にはさらに全体的な保有状況等が把握できるかと思います。

次に、学校裏サイトの存在があるのかということですが、現在、山鹿市内の小・中学校の学校裏サイトについては、その実態が把握できておりません。ただ、いくつかの中学校については存在しているのではないかと思います。しかし、学校裏サイトについては、生徒でも自由につくれるし、削除もできる状況にあり、実態がなかなか把握できないというのが現状です。なお、文部科学省が今年の３月にその調査をしておりますが、サイトと掲示板合わせて３万8620というのが数字として上がっております。全国の中学校、高等学校合わせますと、１万6300校ですので、単純に数字だけから察するに、１校に一つは存在すると考えた方がよいのではないかと思います。

３点目の教育再生懇談会、小・中学生に携帯電話を持たせないとの提言についての見解をということですが、子どもたちが有害情報にさらされるということに非常に危機感を持っております。尚一層、情報モラル教育の推進に取り組み続けていきたいと思っております。具体的には、７月の市内校長・園長会議にて、この教育再生懇談会の提言文書を配付するとともに、情報モラル教育の実践についても各学校に取り組みをお願いいたしました。また、山鹿市ＰＴＡ連絡協議会においても取り組みをしていただいているところです。

なお、県教育委員会の方でも、今月の17日に県立劇場におきまして、子どもとケータイフォーラム2008が、学校関係者やＰＴＡ関係者、一般参加のもと、開催されることになっております。このことにつきましては、本日の熊日新聞の県政特集2008の中に紹介されております。私ども教育委員会の方からも、この会に参加しまして、しっかり学んで、その啓発の中に生かしていきたいと思っております。

さらに、７月25日付けで、文部科学省から、「児童・生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取り組みの徹底について」という通知文もまいっております。その内容は、概略、次のようなことです。実態をしっかり把握してほしいということ。学校における携帯電話の取り扱いに関する方針の明確化について示してほしいということ。ネット上のいじめ等に関する取り組みのさらなる徹底をということ。学校

における情報教育、モラル教育の取り組みについて、さらに推進してほしいということ。有害情報に関する啓発活動の推進について等です。

私ども教育委員会といたしましても、提言や通知文の趣旨を重く受け止め、子どもを有害情報から守るため、保護者への啓発や人権教育としての情報モラル教育の推進に根気強く取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

藏原環境部長。

［環境部長　藏原榮一君　登壇］

○環境部長（藏原榮一君）

一般質問の４点目、太陽光発電についてお答えいたします。

まず、太陽光発電のシステムについてということですが、住宅の屋根などに太陽光パネルを設置し、太陽光で発電するものです。太陽光が強ければ強いほど、発電量は多くなります。普通の住宅用の出力といたしましては、３ないし４キロワットが一般的であるようです。

次に、メリットについてのご質問ですが、現在、地球温暖化が叫ばれ、異常気象現象が世界各国広範にわたって発生をいたしております。この主な原因物質といわれる二酸化炭素の削減に向け、各国とも努力をしているところです。太陽光発電は二酸化炭素や有害物質を発生しないクリーンな太陽エネルギーを使うもので、地球環境保全に資する有効な施設であると認識いたしております。

最近は、一般住宅に限らず、いろいろなところに設置され、二酸化炭素削減に一役を担っております。本市におきましても、鹿本総合支所、広見保育園、菊鹿町ひまわり館、水道局庁舎に設置され、合計98キロワットの発電能力を有し、二酸化炭素削減に寄与しているところです。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

ここで、しばらく休憩します。

午前10時56分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時10分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

北原議員、了解ですか。

○２番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

緑化対策につきましては、先ほどご答弁の中にありましたように、近年、取り組み自治体がふえてきておりますということでしたので、まず１校でもテストランとして取り組んでいただければと思います。

携帯電話の問題につきましては、そういった学校関係だけではなく、各家庭での話し合いといいますか、トラブルに巻き込まれないような指導が必要と思います。

それでは、２回目の質問をいたします。

公用車の管理についですが、先ほど公用車台数並びに年間の維持管理費につきましてはご答弁があったわけですけれども、配置台数が適正であるかの精査は必要不可欠です。したがって、車両の保有台数について、何らかの検証方法に基づき、一定の評価を行うべきと考えますが、そのような検証はどのように実施されていますでしょうか。

それと、純粋に市が所有されているマイクロバスの台数は何台なのか。利用状況は主にどのような行事等に多く利用されているのかお知らせいただきたいと思います。

携帯電話についてですけれども、２回目は、リサイクルについて質問をいたします。総務省平成19年度情報通信白書、この携帯電話の普及、2007年11月まででは、約１億482万台に達しているそうです。携帯電話をリサイクルするためには何といっても、使用済みの電話の回収が必要です。そこで、ＭＲＮ（モバイルリサイクルネットワーク）は、地方自治体の協力に大きな期待をしております。携帯電話は１人１台保有するほど普及しております。

携帯電話リサイクルを推進する大きな目的は、我が国の産業競争力のかなめといわれるレアメタル、希少金属が携帯電話に含まれているからです。レアメタルの安定確保は喫緊の課題となっており、使用済みで廃棄されるＩＴ機器や携帯電話、電化製品の中に眠るレアメタルや貴金属を鉱山に見立て、都市鉱山として注目を集めています。

携帯電話をリサイクルするためには、何といっても使用済みの携帯電話の回収が不可欠であります。携帯電話には、金、銀などの貴金属とともに、リチウム、インジウムなどのレアメタルが含まれているため、３Ｒのリデュース・リユース・リサイクルの観点から、適切な処理と有用資源の回収に大きな期待が寄せられております。

そこで、これらの有効資源を活用するために、他市では携帯電話は捨ててはいけないものとして、ごみ分別案内等を、広報や家庭ごみの分け方表などに記載し、市民の皆様に周知・徹底を図っていくことや、廃棄する場合は必ず購入した店舗で処理することなどを周知されているそうです。市としまして、携帯電話のリサイクルについてのお考えをお伺いいたします。

太陽光発電について、２回目の質問です。

今日、厳しい財政状況であることは重々承知いたしておりますが、CO_2削減を進める主役ともいわれております太陽光発電の普及・拡大を図る意味での補助を行う自治体は、全国で308自治体、熊本県では天草市、菊池市、大津町、高森町は補助制度を設けられておりますが、各市または町の補助の上限額を教えていただきたいと思います。また、山鹿市としての補助に対するお考えをお伺いをいたします。

以上で２回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

公用車管理についての２回目のご質問にお答えいたしますが、先ほどの答弁で消防積載車の台数が漏れておりましたので、お答えをいたします。総数で113台であります。内訳としましては、山鹿46台、鹿北17台、菊鹿14台、鹿本23台、鹿央13台です。

それでは、２回目のご質問の１点目、庁用車の配置につきましてお答えします。

行政組織の再編に伴いまして、配置台数の見直しを行ってきたところであります。今後とも、職員の定員適正化計画による職員数の減少や、庁用車の運用状況を見ながら適正な配置を行うとともに、燃料節約と温室効果ガスの削減を図るため、庁用車数の適正化に努めてまいります。

次に、ご質問の２点目、マイクロバスの台数につきましては、現在６台を配置しております。主に公務上の会議、研修、現地視察のほか、行政主催に係る送迎等に利用いたしております。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

藏原環境部長。

［環境部長　藏原榮一君　登壇］

○環境部長（藏原榮一君）

携帯電話のリサイクルについてお答えをいたします。

現在、本市におきましては、携帯電話についての収集は行っていない状況です。

最近、目覚ましく普及した携帯電話ですが、ただ同然の値段で買える時期もあり、便利さなどを追求するあまりに、頻繁に買い替えができるという反面、簡単に廃棄されるケースも多い状況です。

携帯電話の部品には、北原議員ご指摘のとおり、金、銀、パラジウム、プラチナなどのレアメタルといわれる貴金属が多く含まれておりまして、通常、鉱山からこのような金属を採取する場合よりも、携帯電話から採取した方が効率よく取り出せ、リサイクルができるといわれております。現在、他市での携帯電話の回収事例は把握しておりませんが、東京都におきましては、希少金属等含有製品回収促進協議会を設置し、回収促進や広報活動を進めるための検討が行われているようです。

一般的な回収方法といたしましては、携帯電話取扱店等で回収、リサイクルを行っておりますので、本市におきましても、貴重な資源の有効活用と廃棄物削減の観点から、広報紙等に掲載し、市民の皆様方に啓蒙し、ご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電の補助制度についてお答えをいたします。

現在、熊本県内におきましては、これもご指摘のとおり、菊池市、天草市、大津町、高森町の４市町で助成が行われております。主な補助要件といたしましては、市内に居住し、住宅に太陽光発電を設置する方などを対象に補助を行っておられるようです。

具体的に申しますと、菊池市では、出力１キロワット当たり２万円の補助で、上限は６万円、本年度予算額といたしましては240万円。大津町におきましては、１キロワット当たり10万円、上限は30万円、予算額450万円です。天草市におきましては、１キロワット当たり５万円、上限が20万円、予算額としまして1100万円。高森町におきましては、１キロワット当たり４万円で、上限が16万円、予算額としましては48万円で、それぞれ独自の補助制度を設けられている状況です。

以前は、国におきましても、住宅用太陽光発電に対する補助制度があったようですが、平成17年度末で廃止されております。ただ、平成21年度予算の概算要求におきましては、住宅用太陽光発電が織り込まれているようです。

今後、国並びに他市町の動向を見きわめるとともに、本市の財政面も考慮しながら、補助設置についての検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○２番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

３回目、公用車の管理について質問いたします。

これにつきましては、管理方法次第では、経費削減が可能と思います。最後になりますけれども、３点、質問をいたします。

１点目、公用車の管理方法と経費削減への取り組みについてです。

２点目としまして、リース化への取り組みについてです。

３点目、環境面に配慮したハイブリッド車（低公害車）の導入状況についてお伺いをいたします。

太陽光発電につきましては、政府は太陽光発電量で世界一の座を再び獲得することを目指し、７月に閣議決定した低炭素社会行動計画におきまして、2002年までには現在の10倍、2030年に40倍にするという目標を掲げているようです。設置に対する補助金につきまして、強力な推進をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

３回目のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の１点目の庁用車の管理につきましては、山鹿市庁用自動車管理及び使用規定に基づき、各部及び総合支所と、それぞれにおいて整備・点検など、運行に関する全般的な管理を行っております。

経費削減策としましては、車輌購入の際において、購入経費や維持管理費の軽減を図るため、排出ガス性能や燃費性能の面で有利な軽自動車を導入することとしております。

また、二酸化炭素の排出量抑制等による地球温暖化対策の観点から、エコアクション21の取り組みの一環としまして、経済速度の遵守、アイドリングストップ等を推進することで、環境対策のみならず、燃料消費量の削減を図っているところです。

次に、２点目のリース車につきましては、現在のところ、本市においては保有しておりません。リース化の取り組みにつきましては、庁用車の耐用年数並びに本市の更新基準等を参考にいたしまして、現在、経済性の面から購入方式を採用しております。

ご質問の３点目、ハイブリッド車等の低公害車の導入状況につきましては、現在

２台の車輌を保有しております。また、今後の購入にあたりましては、ハイブリッド車、低燃費車等の購入を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

以上で北原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、横手啓介議員の発言を許します。横手議員。

［19番　横手啓介君　登壇］

○19番（横手啓介君）

こんにちは。

今日は、一般質問を２点、消費者相談窓口について、それと家庭ごみの分別収集の変更についてを質問いたします。

まず最初に、消費者相談窓口についてであります。８月17日の熊日新聞の１面に、「消費者行政お寒い現実」ということで、「県内の35市町村予算ゼロ」との記事がありました。現在、山鹿市管内においても、悪質な訪問販売、電話勧誘、また高齢者を集めての高額商品の販売など、悪意的な商品販売、また消費者金融業者やヤミ金融の乱立によって、多重債務者の増加が市民生活の中で問題として起こっております。国においても、消費者庁の設立が重要課題と位置づされております。福田首相の辞任で、先行きどうなるかとも思われますけれど、消費者である市民にとって、最も身近である市町村の役割は、非常に大なるものと考えられます。

現在、山鹿市が消費者、いわゆる市民に対して、開いている相談窓口に対して、数点のお尋ねをいたします。

１点目、消費者庁創設に伴って、市の役割、取り組みなどはどのようになりますか、お聞きをいたします。

２点目、現在、山鹿市が行っている消費者相談窓口の実態、どのような相談があっているのか、件数をお知らせください。また、予算、対応する人員、広報の仕方、窓口の場所、どこで行っているかということです。最後に、解決の仕方等をお知らせください。

続きまして、２点目の家庭ごみ分別収集の変更についてお聞きいたします。家庭ごみの分別収集が先日の９月１日号の広報やまがの折り込みによりまして、周知されましたけれど、あまりにも突然であると言えます。環境問題については、市民全体で取り組むべきもので、一方的に上よりの通達をすべきではないと考えております。

そこで、６つの質問をいたします。

１、今回の変更は何のためなのか。理由、また周知の方法をお尋ねいたします。

２、９月１日より、１カ月間を周知期間、準備期間として設けてありますけれども、あまり突然で、その期間も１カ月と、あまりにも短すぎるのではないかと思われます。行政の考えをお聞かせください。

３、広域の方は９月１日より実施をするということですけれど、９月のこの１カ月間はこの変更ごみの取り扱い、どのように対処されるのかお聞きをいたします。

４、今回の変更の決定はどのようになされたのか。つまり、広域より一方的なものなのか、それとも山鹿市、植木町との協議によるものなのかをお尋ねします。

５、今回の変更において、社会的弱者に対する対応ということでありますけど、例えば油瓶や化粧瓶などを洗って出すということで資源ごみになりました。油物の洗浄は一般の人でも難しいものでありますが、高齢者の方々には、非常に難しいものだと考えられます。何らかの対応をされるのかお聞きをいたします。

６、リサイクルプラザで受け取りを拒否されたものに対する対応はどうするのか。収集場所、つまり市民の立場です。収集業者、リサイクルプラザの認識が一致しなければならないと思われますけど、その対策はあるのか。

以上、６点お聞きいたします。１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

横手議員質問の消費者相談窓口についてお答えをいたします。

１点目の消費者庁の創設に伴う市の取り組みについてですが、現在、消費者の安全で安心な生活を脅かす諸問題が、全国規模で相次いで発生いたしている現況です。このような状況を踏まえ、国においては、来年度、消費者庁の創設が予定されております。

主な制度内容といたしましては、地方自治体による消費生活センターの新設や拡充のための交付金制度の創設、情報収集機能の整備といった消費者行政の司令塔機能の整備とお聞きいたしております。なお、詳細な制度内容につきましては、まだまだ不確定な部分もありますので、今後、情報収集に努め、的確な対応を図りたいと考えております。

次に、２点目の消費者相談の取り組みについてですが、本市におきましても、消費者を取り巻く環境は、消費生活の多様化の中、複雑化の傾向を深めております。中でも訪問販売や電話勧誘販売等にかかわる消費者トラブルは、勧誘手口が悪質化しており、その内容が深刻になっております。また、消費者金融等の多重債務者問題の相談も近年増加をいたしている状況です。このことから、消費生活にかかわる

相談や啓発などの消費者行政予算といたしましては、商工課において事業費６万6000円を計上いたしており、主に消費生活地域相談員のレベルアップの研修、出前講座の経費として対応に努めております。

現在の消費生活相談の状況ですが、消費生活相談につきましては、広報やまがで事例を紹介するとともに、相談日の周知を図り、毎月１回、第２木曜日に相談日を設けております。また、４名の消費生活地域相談員が相談活動を行っていらっしゃいます。また、直接、商工課に連絡があった場合には、随時、職員が対応をいたしております。

なお、県の消費生活センターの取扱件数につきましては、県全域で平成18年度が１万5737件、19年度が１万2568件となっております。そのうち、山鹿市住民の方が相談された件数につきましては、平成18年度が476件、うち多重債務関係が102件、平成19年度が425件、うち多重債務関係が96件の相談となっております。

本市が窓口となって、直接対応した件数につきましては、平成18年度が80件、平成19年度が55件となっております。相談の内容の中でも、特に高齢者や主婦層の訪問販売等による被害が見受けられる状況であり、相談者と一緒に契約解除やクーリングオフ制度を活用し、解決にあたっているところです。

また、多重債務関係の相談では、平成18年度で９件、平成19年度は19件と、相談件数の方が増加している状況です。この多重債務問題につきましては、平成19年度に国が策定した多重債務問題改善プログラムの中で、市町村の役割といたしまして、相談窓口の整備・強化及び成人への消費者教育が求められており、市といたしましても、地域に根差した相談活動を推進しているところです。この多重債務相談者は、だれにも相談することができず、生活に困窮された時点での対応が多い状況です。債務者の方々の掘り起こしについては、重点的に推進していく必要性を感じているところです。このことから、行政内部におきましても、地域住民と接する機会の多い税務課等、税の納税相談等で、多重債務が確認された場合には、連携をしながら相談活動を実施しているところです。なお、この多重債務問題につきましては、債務相談者が一日でも早く解決し、生活再建ができる体制づくりを進めるためにも、法律的な解決が必要なため、市で負債内容の聞き取り調査を行い、相談者の承諾のもとで、専門機関である弁護士、司法書士会への連絡、紹介体制をとっている現状です。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

藏原環境部長。

［環境部長　藏原榮一君　登壇］

○環境部長（藏原榮一君）

一般質問の２点目、家庭ごみの分別収集の変更についてお答えいたします。

まず、今回の変更理由及び周知の方法についてですが、今回の変更は、植木町にあります最終処分場に可燃ごみや資源物となるものが多く搬入されていた現状がありまして、処分場のさらなる延命化とリサイクル促進のために取り組むものです。

具体的には、油缶、油瓶、化粧瓶、小型家電製品、スプレー缶、カセットボンベ、傘など、今まで燃えないごみとして収集していたものを資源ごみとして収集するものです。

周知の方法といたしましては、７月に最終処分場の現状を見ていただきますために、校区長による視察研修を実施いたしました。さらに、この現状を各嘱託員にもお伝えしていただき、分別の徹底をお願いしたところです。市民の皆様方には、７月10日の環境便の号外版でお知らせしたり、８月１日号の広報やまがに掲載し、分別の徹底をお願いしたところです。さらに、今回、変更のチラシを作成し、９月１日号の嘱託員への使送便で全世帯に配布し、周知を行ったところです。この間、職員による不燃ごみの搬出状況等を確認するためのパトロールも実施をしておるところです。

次に、周知期間が短いのではないかということですが、今回の変更につきましては、先ほど申し上げましたように、緊急に最終処分場の現状を改善しなければならないため、広域事務組合や植木町との協議を重ね、その都度、嘱託員や市民の皆様方にお知らせしているところです。今回、１カ月の周知期間となり、大変短いものですが、市民の皆様方のご理解とご協力をお願いするものです。

次に、周知期間、９月の１カ月間に残ったごみはどのようにするかということですが、今回の変更につきましては、市民の皆様方には10月からの取り組みをお願いしているところです。９月１日以降、従来の分別の方法で出され、収集所に残ったごみにつきましては、環境課の職員並びに総合支所の職員で収集し、分別や洗浄等の作業を行い、資源ごみとして有効に活用してまいりたいと思っております。

次に、変更の決定はどのようにしたかということですけれども、先ほども申し上げましたが、不燃ごみや粗大ごみとして最終処分場に搬入されているものの中に、本来、資源ごみや可燃ごみとして取り扱うべきごみ、さらには不法投棄されたごみが搬入されておりました。こうした現状を踏まえ、最終処分場の延命化やリサイクル促進の観点から、広域事務組合並びに構成市町であります植木町との協議を重ね、緊急、しかも年度途中の変更になりましたけれども、処分場には本来、埋立処分するものだけしか搬入しないという方向で決定をしたものです。

次に、高齢者など、生活弱者の方に対する対応についてということですが、現在、飲料用や酒などの瓶・缶につきましては、中を洗い、水を切って出してもらってお

ります。油瓶や油缶の中にも異物を入れていない状態で、洗剤等を使い洗っていただければ、資源ごみとして有効に活用できますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いするものです。

また、傘も布やビニール部分と金属部分に分けますと、資源ごみとなり、有効に活用ができますので、あわせてご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

基本的には、分別基準にしたがってごみを出していただいておりますので、高齢者の方や生活弱者の方など、特別な事情をお持ちの方には大変なご負担をおかけしていることと承知をいたしております。この点につきましては、地域ぐるみでの取り組みができないものか、今後、地域の皆様方と相談をして取り組みを進めてまいりたいと思っております。

次に、受取拒否されたものについてはどうするかということですが、リサイクルプラザにつきましては、再資源化施設でして、資源化するものの中に異物が混入していたり、汚れたものは資源となりません。こうした状況から、異物が混入している場合、異物を除去していただくなど、市民の皆様にご協力をしていただいているところですが、広域事務組合のリサイクルプラザに、洗っても取れにくいものや、ボランティアなどで回収されたごみなどにつきましては、洗浄装置等の設置検討につきましても、今後、要望・協議をしてまいりたいと思っております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

横手議員、了解ですか。

○19番（横手啓介君）

議長。

○議長（高野誠二君）

横手議員。

［19番　横手啓介君　登壇］

○19番（横手啓介君）

２回目の質問を行います。

消費者相談窓口についてですけれども、本当に少ない予算で市役所の片隅の方で質素に行われているといったような答弁です。

私の知るところでは、社協でも同じような相談窓口があると、また弁護士会や司法書士会なども、そういった相談を無料で行っているということであります。そういった団体との連携が強化されれば、もっと充実した相談窓口ができるのではと考えます。行政サイドのお考えをお聞かせください。

２番目の家庭ごみの変更についてですけれども、本当にご理解とご協力をお願い

しますというような答弁が非常に多かったように思います。年度途中での変更ということで、何か突発的にとても感じるわけです。せっかくカラー刷りの立派な家庭ごみの分別ということでの資料を配布されているのに、それを今回は年度途中で変更すると、緊急を要するというような答弁でしたけれども、本当に計画的に実行されれば、こんなことはなかったろうなあと感じるわけです。

現在、植木町は熊本市との合併を模索しており、もしそれが実現した場合、またごみ行政の対応というのは変わってくるものと思いますけれども、どのような変更点があるのか、先取りの検討ということでお知らせをお願いしたいと思います。

以上、質問といたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

横手議員の２回目、行政関係機関との連携強化についてお答えします。

連携強化につきましては、消費者行政の位置づけが強化される状況の中で、行政内部の連絡体制の確立を課題として検討しているところです。今後とも、さらなる情報の共有化に取り組みまして、連携した相談体制を整備してまいりたいと考えております。

また、山鹿市社会福祉協議会において、心配ごと相談事業が実施をされているところです。平成20年度の事業予算が150万円で、相談員の委託、研修などの経費として確保され、平成19年度の相談件数は186件に上っております。このことから、単独機関での相談活動には限界があるため、今後は共同相談体制の整備を確立するとともに、警察、弁護士会、司法書士会等との連携強化を図り、消費者の被害を防止するための体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

藏原環境部長。

［環境部長　藏原榮一君　登壇］

○環境部長（藏原榮一君）

家庭ごみの分別収集の変更についての２回目のご質問にお答えいたします。

現在、広域行政事務組合の構成市町であります植木町におきましては、熊本市との間で、合併に関する勉強会が行われております。近々のうちにその方向が示されるものだと思っております。仮に熊本市との合併となりました場合でのごみ処理の問題ですが、これは予測ですが、恐らく熊本市からごみ処理に対する事務の委託が山鹿市に行われるのではなかろうかと予測をいたしております。その際は、現行の

処理体制での継続ということで、協議に臨みたいと思っております。その後、山鹿市単独となりました場合につきましては、今後の検討課題ということで捉えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

横手議員、了解ですか。

○19番（横手啓介君）

議長。

○議長（高野誠二君）

横手議員。

［19番　横手啓介君　登壇］

○19番（横手啓介君）

消費者相談窓口について、３回目の質問といいますか、お願いをいたします。

この相談のうち、多重債務者にかかわります相談ですけれども、この過払いの解決により、市税、国税等の滞納税を回収できたというような例もあります。納税相談等とも連携を持つことも重要なことだと思います。ご検討をお願いいたします。

また、新庁舎を建てる際、市民が相談できるようなプライバシーに関することですので、個室等の準備もできますなら、あわせてお願いをし、質問を終わらせていただきます。

○議長（高野誠二君）

以上で横手議員の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後１時10分から再開いたします。

午前11時51分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後１時10分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、芹川正美議員の発言を許します。芹川議員。

［３番　芹川正美君　登壇］

○３番（芹川正美君）

３番議員の芹川正美です。

発言通告にしたがいまして、一問一答方式で行います。よろしくお願いします。

また、２、３番につきましては関連事項であり、昨日、平井議員が詳しく質問をされましたので、３番のバイオマスセンターの状況については省略をいたします。

本市のマスタープラン、農業政策ができ上がり安心した矢先に、今日のような状況におかれております。私の思いを交えて、少し述べさせていただきます。

福田首相の辞任に伴い、政治の空白に一段と厳しさを増していますが、今日の国の農政に怒りを覚えます。毎日のように、新聞紙面に原油、肥料、飼料などの高騰が載せられ、経営の悪化が掲載されております。国の農業に対する甘さが浮き彫りになっているのではないでしょうか。第三のオイルショック到来のように思われます。「重油高、もう限界」という見出しに、鹿児島県の調査結果は５割から７割が経営の見直しを迫ったというようなことを書いてありましたし、「赤字対象の品目作付変更大変革」というような見出しで、同じく高知県のいずれも園芸県であります県が載せてありました。国に要請を出したというようなことで書いてありました。ハウス農家の多い県の叫びだと思っております。

このような中で、本市も８月23日にＪＡ鹿本の鹿本支所におきまして、1000人規模の決起大会が行われました。訴えを聞いたときに、私たち議員も、また行政がどう講じるか、政治には行政の介入はできませんけれども、農業をする議員として、新たな気持ちで向かわなければならないということを痛感しております。ＪＡと歩調を合わせて、県・国に要請しなければならないと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

近日の農業情勢の変化に伴う政策の中から、流通面についてお尋ねをしたいと思います。山鹿市の基幹作物であるスイカ、メロン、果樹、茶、花卉類は、価格の低迷や輸入増大によって危機に貧しています。生産はもとより、流通まで、幅広い対応が必要かと思いますが、本県、本市におきましても、生産物大量輸送県でもあり、輸送にかかるウエイトが、この原油高において大変厳しい状況になると思います。そこで、価格上昇は望めないと思いますけれども、県、ＪＡとの協議事項を踏まえ、行政としての考えをお聞かせいただきたいと思います。

現在行われています麦、米の政策についてお尋ねいたします。土地利用型の政策、米、麦の中で黄ゲタ、緑ゲタという部分がありますけれども、先日、麦代金の振り込みがありまして、確認しましたところ、増収した分だけ赤字になっている状況に大変びっくりいたしました。生産増収を上げるほど、費用がかさむため、赤字になる。作付面積の支払いのために、政府のいう安定対策とは、名ばかりのことになるわけです。努力して増収をした人がばかをみるような政策ではいけないと思います。政府のいう自給率40から50％の向上には逆行した形になっているわけです。

次に、米についてお尋ねいたします。売れる米づくりが叫ばれていますけれども、温暖化の影響で品質低下が起きております。昨日も平井議員から詳しく説明されましたので、この部分は省きますが、本市の基幹作目、土地利用の一番多い米のブラ

ンド化についてのお考えを聞かせていただきたいと思います。また、イベントやＰＲなどに対応してのお尋ねもお願いします。七城、菊池米に負けないような方策はありませんでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、女性農業者や後継者に対する支援についてお尋ねいたします。農業にとって、農業女性は重要な担い手でもあります。農業を支える大切な人たちです。また、農業後継者も重要な若手農業者であり、数少ない後継者でもあります。水田防除にも活躍のヘリ部隊なども地域に貢献するグループと思っております。双方とも、地域のリーダーになるため、高度の知識、技術、教養などを学ばなければなりません。将来を担う農業者にとって、温かい支援を願うものです。支援策についてお尋ねをして、１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

１点目の近日の農業情勢変化に伴う政策についての、流通面の取り組みについてお答えいたします。

ご指摘のとおり、流通コストの負担増により農家の収益に影響を及ぼしていることは事実であり、大変憂慮しております。このことから、飼料・燃油高騰対策会議を鹿本振興局内に設置され、関係機関による取り組みを進めております。そのような中、ＪＡの各生産部会においては、個口運賃からロッドの拡大を図り、貸切運賃への切りかえ、遠隔地への輸送の際のＪＲコンテナの利用拡大、並びに梱包資材の簡素化など、出荷資材の見直し等で流通費の削減の取り組みが行われております。

次に、水田経営所得安定対策の麦、米の政策についてお答えいたします。芹川議員ご指摘のとおり、麦の場合は、過去の生産実績に基づく固定払いと、毎年の生産量、品質に基づく成績払いとなっておりますが、成績払いの算定額が不十分で、収量増が収益につながりにくいという現状であると思います。このことを強く要望した結果、19年産の小麦については追加支援がなされておりますので、さらに今後も国・県へ要望していきたいと思っております。

次に、売れる米づくりなどの取り組みについてお答えいたします。毎年、九州米サミットを開催し、安全・安心でおいしいお米であることを情報発信するとともに、山鹿市で開催することによって、米どころとしての位置づけ、米の消費拡大を図っており、ＪＡ鹿本におきましても、市として支援を行っております特別栽培米、約280ヘクタールが生産され、消費地と連携した取り組みが行われております。また、各物産館においても連携を図り、福岡などへ商工・観光とタイアップして販売促進

キャンペーンを定期的に行い、推進しております。さらに、20年度より、米の需要拡大を図るため、ＪＡ鹿本と一体となり、酒米の栽培を行い、地元酒造メーカーに供給し、地元の酒が製造される予定であります。

次に、農業にとって重要な担い手であります女性農業者や若手後継者に対する支援の状況についてお答えいたします。農業従事者の高齢化や農業後継者の減少による担い手が不足している現状において、新規就農者や女性の農業者、若手後継者の育成が必要であると考えており、具体的には次のとおりであります。

まず、女性農業者に対しましては、農業女性の会に農業の重要な担い手である女性農業者を育成するため、事業活動に支援しております。また、農業後継者育成事業としまして、青年農業者クラブに対し、地域農業を担っていく若手農業者の育成の事業活動に支援を行っております。さらに、小学校農園補助事業により、市内小学生に農作業の体験を通じて、農業の大切さや楽しさを理解してもらうため、ひいては将来の農業後継者の増加を促すことを目的に、田植えから稲刈りまでの農作業等に対しての支援を行っております。今後も、農業の担い手対策につきましては、重要と位置づけて、女性農業者や農業後継者の育成等の活動を行う組織に支援を行ってまいります。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

芹川議員、了解ですか。

○３番（芹川正美君）

議長。

○議長（高野誠二君）

芹川議員。

［３番　芹川正美君　登壇］

○３番（芹川正美君）

ご回答、ありがとうございました。

冒頭に述べました政策など、一緒になって検討していきたいと思いますので、行政のご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、原油、肥料、飼料の高騰対策についてお尋ねいたします。この問題も、昨日、平井議員、この後の質疑で、吉本議員の方が数字を交えて質問されるということですので、簡単に申し上げます。価格高騰により、経営の悪化が心配されておりますが、その対策はどのようなお考えをお持ちかお尋ねをします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

２点目の、原油、肥料、飼料高騰対策についてお答えいたします。原油、肥料、飼料が高騰し、燃油については、今月、価格が下がったものの、肥料、飼料については、しばらく高騰が続き、原油価格も将来的な予測も楽観できない状態であり、高値で推移すると見込まれます。原油、肥料、飼料の高騰は、生産費の拡大や所得の減少など、農業経営に大きな影響を与えております。

原油高騰の影響を最小限に抑えるためには、施設園芸では暖房効率の向上、被覆資材の設置等、適正な対策を講じる必要があります。

肥料高騰に対しては、土壌診断による土壌中に堆積している肥料成分の有効利用や、農作物に効率的に吸収されるよう、施肥法の導入など、肥料コストの低減に向けた取り組みが必要であります。

飼料高騰に対しましては、自給飼料の増産、未利用・低利用資源の活用など、総合的な取り組みが必要であります。市独自といたしましては、平成20年度より自給飼料緊急対策事業により、自給飼料の増産への支援を進めております。

これらの対策について、農林業者の経営の強化を支援する利子補給制度と、園芸用施設の省エネルギー化の推進に向けた施設整備事業の補正予算を提案しております。

さらに、栽培技術等、営農指導を関係機関のご協力を得ながら、また補助事業や融資事業を活用し、国・県の施策動向に合わせた対応による支援を行いたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

芹川議員了解ですか。

○３番（芹川正美君）

終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で芹川議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、吉本政幸議員の発言を許します。吉本議員。

［９番　吉本政幸君　登壇］

○９番（吉本政幸君）

９番の吉本です。通告にしたがいまして、質疑１点、一般質問１点させていただきます。質疑に関しまして、ただいま芹川議員より、気配りのきいた言葉がありまして、申し訳なく思うところでありますけれども、遠慮なくさせていただきます。

まず質疑でありますが、議案第72号　一般会計補正予算の18ページ、農林水産業費、その中の農業総務費、飼料・燃油高騰緊急対策資金事業、同じく農業振興費、

原油高騰緊急対策施設整備事業、この二つについてお尋ねいたします。

先の６月定例会において、農業、特に我が市の主力であるところの施設園芸の現状等を示し、国の補助事業の積極的な活用と提案させていただきました。各事業、情報のより一層の周知を図っていくとの答弁をいただいた次第であります。

ただ、やはり園芸だけではありませんが、農業現場の抱える問題は、日々深刻度を増し、ただいまの芹川議員、昨日の平井議員の発言にありましたように、ＪＡ鹿本、ＪＡ熊本経済連におきましては、現在の状況の打破は、農家個人の努力だけでは解決できないとの判断により、危機突破大会が実施され、国・県等に要請をということで、生産コストに着目した経営安定対策の確立、飼料、燃油等の生産資材高騰対策資金の創設、営農用Ａ重油価格上昇に対する補てん制度の創設、省エネ・低コスト生産に向けた支援体制の充実・強化、この４点を決議されたと聞いております。

このような中で、今回、この二つの事業が予算計上され、動き出すということは、農家にとっては完全な解決には至らないと思いますけれども、精神的に心強く思えると感じます。

予算書の歳入に、県補助金農業費補助として強い農業づくり交付金、飼料・燃油価格高騰緊急対策資金事業、また債務負担行為として借入残高の1.05％という形で記してあります。

そこで、この事業の内容がどのようなものか、財源的にはどうなっているのかお尋ねします。同時に、このような補助については、ＪＡ関係ではＪＡ部会等で取りまとめが行われるために、周知徹底がなされ、取り組みが確実にでき、その点は心配いりませんが、危惧いたしますのが、ＪＡに掌握されていない方で、しっかりとした農業経営、また施設園芸をされている方々もおられると聞きます。農林水産省の補助事業の要綱には、最後の部分に、事業実施主体として農業者団体、民間団体ということで載っております。条件は違え、消費者に対し、野菜等の生産物を提供することに変わりはないと考えます。このような方々にもしっかりとした事業内容、受付窓口等の情報提供が必要と思います。この点、どう対処されるのかお尋ねします。

次に、一般質問に入ります。

地域を考えた社会体育の振興ということで上げております。社会体育の重要性につきましては、先にいただいた教育基本計画、またこのたび配付された2008年市教育要覧の双方に、健康で生きがいを見つける生涯スポーツの振興とうたわれています。また、基本計画の中の小見出しとして、今回お尋ねしたいこととなりますが、それに関連した文章が出ております。それは公民館などの地域活動の中でのスポー

ツの振興とあり、内容として、最も身近な地域で気軽にスポーツに親しみ、スポーツの楽しさに触れるきっかけとなるとともに、高齢者などが長くスポーツ活動ができるような環境を整えていきますと記してあり、このような公民館活動を中心とした地域活動の重要性については、昨日、島田議員より発言があり、私も全く同感であると強く思う次第です。

また、スポーツに親しむという目的もありますが、活動を通し、地域内の親睦や活性化に大きな貢献をしているのは事実です。各地域、いろいろなスポーツ活動が分室や体育指導員、各協会の方々等の協力で行われてきております。

一つ紹介しますと、これは私の住む鹿央地区のことでありますけれども、35年ほど前より、公民館分館対抗という形でソフトボール大会が開催されております。この大会は、一般のソフトボール大会と違い、30歳以下３名、この中には高校生も含まれております。30代３名、40歳以上３名でチームを編成し、ボールは普通球を使いますが、スローピッチ的な投げ方が多く、ソフトボールの経験が少ない人でも楽しむことができ、いろいろな珍プレーもあり、老いも若きも一つのボールを追うというすばらしいものであると感じております。試合、大会が終わると、みんな一緒に反省会ということで、試合内容等をさかなに楽しいひとときを各分館で過ごしておられます。参加が多いときには60チーム程度の集まりで、各チーム10名から15名の参加で、単純に計算して、ギャラリーも含め1000名ぐらいの方々が楽しまれていたのではないかと考えます。現在は昔と違い、仕事の多様化、若い人たちの減少により、チーム的には減っておりますが、大切にしていかなければならないと、大会に携われる方々は感じておられます。

スポーツだけに限られるものではありませんが、このようなイベントは、地域を考えたときに取り組みやすく、このようなことを通じ、地域が一つになり、すべてにおいて、これから一番大事になると考えられる地域の維持活動にも好影響を及ぼすと考えます。

ただ、このような大会も現在の市の事情により、いろいろな意味で制約を受けていると聞きます。市自体厳しい状況下にあるのは承知しておりますが、ぜひとも続けていかなければと思う次第です。同じような催しが各地域で行われており、体育指導員の広報紙等で紹介され、多くの方々が楽しまれているとのことです。確かに受益者負担等の原則、わかりますが、逆に費用対効果を考えたとき、いろいろな意味で大きな成果を上げていると考えます。

先ほど申しました2008年市教育要覧には、ほかに地域スポーツイベントの充実、健康、福祉の観点からの啓発活動、地域の身近な既存施設の有効利用など、計画目標になると思いますが、記載されております。また多額の予算を必要とするもので

はありません。

以上のようなことを踏まえ、どのように考えておられるか、将来的な部分も含め、お尋ねいたします。わかりやすく、安心できる回答を期待して、私の質疑・一般質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

吉本議員のご質疑、議案第72号、平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）、18ページの農業総務費、飼料・燃油価格高騰緊急対策事業についてご説明いたします。この事業は、飼料や燃油価格の影響を受けた農林業者に対して、今後の飼料や燃油価格の上昇に対応できるよう、経営の強化を支援するため、農林業者が経営の維持に必要な運転資金を融通する利子補給事業です。利子補給は、県と市で75％の負担です。貸付限度額は個人500万円、法人1000万円、利子補給期間は３年以内となっております。予算の内訳といたしましては、融資額２億円を見込み、10月から12月まで、県・市負担の利子補給額122万円となっております。

次に、農業振興費、原油高騰緊急対策施設整備事業についてご説明します。この事業は、原油価格の高騰により、経営を圧迫される野菜、花卉及び果樹の施設園芸を行う農家を支援するため、緊急対策として施設園芸における省エネルギー化の推進に向けた整備を行うものであります。

本対策は、原油価格高騰に対して、温室のエネルギー利用効率を高め、園芸施設の加温に用いる燃油の使用料を低減するために必要な施設の改良を行うものであります。事業主体は農業協同組合、農業組合法人、その他農業者の組織する団体、原則５戸以上となっております。

成果の目標として、果樹、野菜、花卉の施設園芸において、燃油の使用料を10％以上低減することとなっております。

施設の改良の内容といたしましては、外張材・内張材の設置、循環扇の導入、排熱回収装置の導入等で、温室エネルギーの利用効率を高め、園芸用施設加温に用いる燃油の使用料を低減するために必要な装置の導入となっております。

事業費につきましては4685万円、そのうち実施主体の負担が2108万2000円となっております。財源内訳といたしましては、県補助金が2342万5000円、一般財源234万3000円となっております。

次に、事業の周知、受付の窓口ですが、事業の周知はＪＡや市の広報、認定農業者等について、チラシの配布等で、農林業者に周知徹底を図る予定です。また、受

付窓口は飼料・燃油価格高騰対策資金事業が金融機関で、原油高騰対策緊急施設整備事業については、総合支所班を含めた農林振興課で対応いたします。この事業の円滑な推進に議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

吉本議員の地域を考えた社会体育の振興というご質問に対しましてお答えを申し上げます。

生涯スポーツの振興につきましては、各種競技団体や体育指導委員、または福祉部門も含めた健康増進課など、関係課とも連携して市民が気軽に参加できる環境整備を図っているところです。

しかしながら、最も重要なことは、一人一人がお互いの個性を尊重しながら、主体的にスポーツに取り組んだり、関心をもっていただくことであると考えているところです。

教育委員会といたしましては、そのために平成19年３月に策定いたしました山鹿市教育基本計画の中の第４章社会体育を、山鹿市スポーツ振興計画と位置づけ、四つの大きな目標を体系的に、山鹿市民のスポーツ振興を図っているところです。その中の目標で、身近なスポーツに親しみ、スポーツを好きになる機会の提供や環境の充実につきましては、特に重視をしているところです。

ご指摘のように、少子高齢化や限界集落など、厳しい社会情勢の中で、最も重要な地域コミュニティの形成を図るためにも、地域でのスポーツは重要であると認識をいたしております。スポーツを通じた体力づくりというばかりではなく、心の健康づくり、明るい地域づくりのためにも、ぜひ、振興を図ってまいりたいと考えているところです。

しかしながら、厳しい財政状況の中でもありますので、スポーツ振興も例外ではなく、同じような大会の統廃合なども含めた見直しは、今後ともせざるを得ないと思っております。ただ、それぞれの地域の特性を生かしたスポーツ大会や、実施することにより、地域のまとまりや連携ができる大会など、小さくとも重要な大会などもたくさんあります。今後、各分室や体育指導員、関係機関、団体とも連携を図りながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、山鹿市のスポーツ振興に対しますご支援・ご指導をよろしくお願い申し上げまして、ご答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

吉本議員、了解ですか。

○９番（吉本政幸君）

了解です。

○議長（高野誠二君）

以上で吉本議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、丸山康昭議員の発言を許します。丸山議員。

［30番　丸山康昭君　登壇］

○30番（丸山康昭君）

議席番号30番、丸山康昭です。

通告により、３点、一問一答で質問いたします。

まず１点目、合併４年目を迎えた今、市民の思いとしては、合併前と合併後では、大きな差があるように思っておられる方が多いかと思います。どのように判断されているかということで通告いたしておりましたが、昨日、川野議員の質問の答弁で、初代市長として、山鹿市の将来の基礎を築き上げることができたものと考え、市民目線の行政への転換を基本とした行政運営を常に心がけ、財政状況の改善に見られるように、基礎的体力が確保されたと答弁されました。私も合併前と合併後では、財政状況が極端に悪くなった中で、よくやられたと評価しておる者の一人です。また、合併後の鹿北、菊鹿、鹿央地区での大きな災害でも、合併していたからこそ、早く復旧工事ができたというようなことも思っております。

しかし、市民の方々は、合併前の住民説明会で、三つのテーマと10の施策、五つの構想をもとに、大変すばらしい新市建設計画が各地で説明され、住民の方々も大きな期待を持って、合併の同意をされました。しかし、市民の方々から、合併してよかったという話はなかなか聞かれません。

そこで、市民の方々の苦言の一例を列記してみたいと思います。

まず、地域活動補助金は、申請書、報告書の提出が面倒で、申請しても削減されることが多く利用しにくい、合併前のように交付金にしてほしいとの申し入れが多く、早い時期から議員各位、また委員会等でも再三にわたり交付金にすべきだと申し入れてきましたが、昨日の太田黒議員の質問に対し、来年度から交付金にすると答弁されました。嘱託員の方々も喜ばれることと思います。もう少し早く対応すべきだったと思います。なぜなら、道路の清掃活動、区の催し物でも、区長は写真を撮ったり、買い物を一つ一つチェックしたりすることが多くなり、合併したら市がうるさくなった、区長はしても嘱託員はしたくないという言葉が区民からも聞かれるようになったと思います。

次に、総合支所の職員削減です。このことは昨日も質問があっておりましたが、

合併前の説明会では、どの地区でも質問が多かったと思います。「皆さんの心配事、こうこう解決します」のＱ＆Ａの中でも、当分の間は総合支所方式とし、地区振興機能を強化し、行政サービスが低下しないようにしますとなっており、「当分の間とは」の質問に対し、10年ぐらいとの回答がなされてきました。あまりにも早い職員削減に戸惑いもあるようです。本庁から文書等が来て、内容について支所に相談しても、担当者がいないため、すぐに回答がもらえないという声をよく聞きます、

循環バス機構で、菊鹿、山鹿では、試験運転がなされ、鹿央地区でも本年秋から試行される予定でしたが、植木、熊本の合併問題や路線バスとの関係で遅れているようですが、鹿央地区では合併前、社会福祉協議会による病院等への移送サービスを行っており、大変喜ばれておりましたが、今は早く福祉バスが来ることを待っておられるようです。現在、月2000円の12カ月分の補助金が交付されているようですが、山鹿、植木への１往復の料金にもならないので、利用者も少ないと聞いています。このようなことから、乗合タクシーの民間委託を含め、検討するよう担当課にもお願いしているところです。

鹿央地区では、共同アンテナ地区や難受信地区が多く、ケーブルテレビの整備は合併条件の一つでした。また、光ファイバーが走っていないとインターネットの処理上の問題で、若者が都会から帰ってこないという話もよく聞きます。また、事務処理上の問題として、集落排水事業の同意書をとる作業では、区長と区長代理を集めて、市より説明を行い、あとは区長が地区に説明をする方法がとられました。区長は行政のプロではありません。合併前は、町職員が詳しく説明することで同意もとれたと思いますが、今回はその辺のところに問題があり、同意が少なかったと聞いております。

また、道路改修工事等についても、合併前は農繁期等は避け、工事を行っておったと思いますが、今は農繁期中でも工事を行うので、大変農作業等に迷惑しているというようなことも聞いております。

いろいろと申しましたが、一つ一つ答弁をいただくものではありません。機会あるごとに執行部とは既に話し合っている問題です。中嶋市長も、昨日、次期市長選への出馬表明もされましたし、またこの席には部長、次長をはじめ、これから部長、次長へなられる優秀な職員の方々ばかりです。そこで、次のことを皆さん方と共有したいと思います。

合併前に三つのテーマ、10の主要施策、五つの構想をもとに、この資料を使って説明されたと思います。言いかえれば、この資料は市民の声だと思います。忠実に実行してもらいたいと思います。市長より、総合的に答弁をいただきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ご質問の１点目、市民の合併前の思いと合併後の格差について、市はどのように判断しているのかということにつきましてお答えを申し上げます。

ただいま合併後の市民の思いや悩みにつきまして、多方面にわたるご指摘がありました。市といたしましては、一つ一つの声を真摯に重く受け止めている次第です。新生山鹿市への合併は、それぞれに固有の伝統と歴史を有し、政策課題も異なる五つの自治体がたび重なる協議を経て、痛みも分かち合いながら、６万住民一体となってなし遂げた一大事業でありました。昨日もご質問にお答えいたしましたが、市制発足後、最も心を用いましたことの一つが、６万市民の融和でありました。合併後は、新市建設計画との整合性を図りながら、積み残した課題や新しい市民のニーズに対応するため、平成18年に第一次山鹿市総合計画を策定し、「まほろば創生　人輝く　温もりの都市　山鹿」の実現を目指して、市民の方々との協働によるまちづくりを進めてまいりました。

しかしながら、今回のご指摘のように、市民の方々に不安や不満、悩みなどが厳然として存在していることも事実であります。したがいまして、今回ご指摘いただきました点や、ほかにも合併してサービスが低下した、あるいは手続きが煩雑になったなど、市民の方からのご指摘が強い点に対しましては、関係部署連携しまして、総合的な観点から見直すべきは見直し、よりきめ細やかな施策を通して、均衡ある発展を図り、市民全体の負託にこたえてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

丸山議員、了解ですか。

○30番（丸山康昭君）

議長。

○議長（高野誠二君）

丸山議員。

［30番　丸山康昭君　登壇］

○30番（丸山康昭君）

合併してまだ３年半、もう３年半、どちらにもとられるかと思います。早急に解決できるものばかりではないかと思います。しかし、その辺のところは、市民との意思疎通を図り、心配りをすることで少しは和らぐのではなかろうかと思っており

ます。その辺のところ、十分によろしくお願いをしたいと思います。

２点目の質問に入ります。

市民参加推進条例の制定について質問いたします。総務委員会では、まちづくり条例について研修いたしました。まちづくり条例は、各地で制定されています。県内では、合志市、阿蘇市、氷川町など、７市町村で制定されているようです。条文は基本的に似ていると思います。それぞれに違うのは、市民のどこが、どのような内容を、どのように提言するかであると思います。

研修した登別市では、条例の中で、市民自治推進委員会を設置し、行政推進、生活環境、保健福祉、産業労働、都市整備、文化・スポーツ・教育の六つに分け、市民より公募し、市民自治の推進や市の行う事務事業、条例の見直しなど、市政全般にわたって行ってありました。市政全般にわたって行うことになっているので、議会は要らなくなるのではないかというような感じを持ちました。既に推進委員会で幾つもの条例が制定されていました。市政へあまりにも入りすぎであるので、山鹿市には合わないのではないかと思いました。

私が興味を持っているのは、旭川市民参加推進条例です。一昨年、教育関係の大会で、菅原功一前旭川市長が、旭山動物園が全国に注目されるようになった要因は、子どもやお年寄りをはじめ、見物者の意見を集約し、見る人の側に立って、思い切った施設改修を行った結果であり、教育やまちづくりにも生かしているとのあいさつでした。

情報交換会で、市民参加のまちづくり条例があることを知りました。行政が大きくなればなるほど、市民の声は行政に届かなくなる、それではいけなく、どんな小さい意見も市民と行政は共有しなければならないということで、市民参加推進条例が平成14年７月４日に制定されましたが、1200ある町内会に思った以上に浸透しなかったので、平成17年３月に条例に基本的な考え方として、条文ごとに趣旨解釈を入れ、わかりやすく、前文の前に「この条例はこれまで以上に市民参加のまちづくりをより一層推進していくという姿勢を明確に示すという意味で、市民参加推進条例とします」の文言が新しく追加されました。また、平成18年６月には、市民活動基本方針が策定され、わかりやすくなってきました。少し紹介をいたします。

まず、策定の趣旨としては、地域がさまざまな課題に的確に対応していくためには、これまで以上に市民と行政がそれぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力し合いながら、まちづくりに取り組むことが重要になってきます。そのために、市民がまちづくりに主体的にかかわり、参加意欲を高めるために、情報公開し、理解を深めていただくことが重要であることから、市政情報を積極的に公開することを目的に、情報公開条例を全面的に改正した。

また、市民活動の現況ということで、地域には居住する住民で構成する町内会、また町内会相互の連携、調整を行う地区市民委員会があり、地域の連帯感を高め、支え合いながら、地域に共通するさまざまな課題の解決を行っているとなっております。

また、市民自治の推進については、これまでのまちづくりにおいては、市民と行政の関係は、行政活動に市民が参加するという考え方、市民の活動に行政が協力するという考え方が中心となっていましたが、市民活動の動きはみずからが地域の課題を解決しようとする活動であり、市民の主体的なまちづくりの活動で、市民、地域、行政がそれぞれに連帯を図りながら、さまざまな課題に取り組んでいくことが、将来のまちづくりの力となりますということになっております。

また、行政の役割としては、現状としては多くの市民活動団体は、情報の共有、人材の育成、資金の確保などの課題を抱えており、継続して地域や課題を解決するために基盤が弱く、行政の支援が必要である。市民は行政とともに協力して、まちづくりを進めていく上での土台づくりに市は積極的に協力をするというようなことで、まだ大変こまめに分かりやすく書いてあるものですけれども、市を中心に四つの町が合併した山鹿市に必要ではないかと思っております。市民参加のまちづくりこそが、地域の活性化につながると思います。それには、当初、各地区に職員を配置し、職員が積極的に介入することで、自立に向けた立ち上げができると思いますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ご質問の２点目、市民参加推進条例の制定についてお答えいたします。

いわゆるまちづくり条例につきましては、議員大変詳しく、よくご存じのことと思いますが、その条例の内容、類型は極めて多彩です。自然環境や生活環境の保全、居住環境の整備などを目的としたもの、都市景観や歴史的景観の保全などに加え、近年では福祉や人にやさしい安全・安心を掲げたものなどが制定されている例が見受けられます。

今回、ご提言の市民参加推進条例につきましては、市民の皆様の行政への参加を促進し、情報の共有を図り、協働による積極的なまちづくりを目的としたもので、まちづくり条例として制定している自治体もあります。ただし、この市民参加型の条例の場合は、議員ご指摘のように、代表民主制の基本であります議会の権限との調和をどのように図っていくのかという大きな問題が存在していることも事実です。

市民参加の方法としましては、基本条例の制定という方法もありますが、その実行段階の手続きを制度化したパブリックコメント制度、あるいは市民の代表者を委員として構成する審議会、懇話会、検討委員会などを活用する方法もあります。まずは、ただいま申し上げました既存のパブリックコメント制度などの活用を十分に図り、市民参加による協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

また、まちづくりの取り組みとして、各区に担当職員を配置してはどうかというご指摘ですが、市民の視線に立つこと、全体の奉仕者としての役割を常に自覚することが職員のあるべき姿であり、まさに地域あっての市職員であると思います。私も事あるごとに地域の実情に入り込んでの活動の大切さを職員に伝えているところであります。ご提言いただきました職員の配置につきましては、市民の皆様と行政との情報の共有化を推進し、地域の皆様と市職員が地域の課題を共に考え、解決することで、地域の維持・発展につなげていくよう、より現実的かつ効果の上がる方法を研究してまいりたいと考えております。以上、答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

丸山議員、了解ですか。

○30番（丸山康昭君）

議長。

○議長（高野誠二君）

丸山議員。

［30番　丸山康昭君　登壇］

○30番（丸山康昭君）

合併前の住民の方々の心配事は、税金や公共料金が高くなることよりも、中心部だけが活性化して、周辺地域が衰退しないか。また、住民の声が届きにくくなって、行政が身近なものでなくなるのではないか、きめ細かなサービスが受けられなくなるのではないか。また、地域の独自性がなくなるのではないかがベスト３でした。このことを解消するためにも、それぞれの地域で市民からまちづくりに参加し、そして先ほど申し上げましたように、職員を配置することで、地域の実情を知り、地域の方々との意思疎通が図られ、思いやりのまちづくりができるものと思います。市民の不安解消につながると思われますので、今後の課題としていただきたいと思います。

３点目、小・中一貫校について。本年８月の情報によれば、文部科学省は、早ければ来年２月にも、小・中一貫校の創設を含めた小学校と中学校教育のあり方について、中央審議会の初等・中等教育分科会に検討するよう要請する方針を固めた模様です。教育再生会議の第３次提言として具体化するのではと言われております。

その教育再生会議も昨年12月の提言で、学力向上の一環として、小・中９年制一貫校の制度化など、現行の学校制度の弾力化を求めています。また、中教審も義務教育の見直しを提言しております。それによると、義務教育を中心とする学校主管の連携接続のあり方等には問題があるので、今行っている研究校や特区などの小・中一貫教育の成果を踏まえて、設置者の判断で９年制の義務教育学校を設置することの可能性の弾力化を検討する必要があるとしております。また、来年春からは、移行措置が始まる新学習指導要領では、小学校高学年から英語が導入されます。小学校と中学校の連携が従来以上に求められており、中教審では国が小・中一貫校の設置の制度化として門を開き、設置するかどうかは自治体の判断にゆだねる方向も考えられるのではないだろうかとされています。今までは特区などで、小・中一貫校が行われていましたが、９年制の小・中一貫校の実現が早まるのではないかと思われます。

本市においても、規模適正化等協議会で小学校の統合が検討されています。子どもたちのよりよい環境と学力向上のためにも、９年制の小・中一貫校も視野に入れて、今後、検討される考えはないか質問いたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

丸山康昭議員の３点目、小・中一貫校についてお答えいたします。

本年３月、山鹿市立小・中学校規模適正化等協議会よりいただきました山鹿市小・中学校規模適正化についての提言、この中で議員ご質問の小・中一貫校に関連するものとしては、教師の交流などの形態をとる小・中学校の連携について、一貫ではなく、連携についてということで、検討課題として上げられております。

現在は、小・中一貫校を設置するためには、総務省に特区申請をしなければなりませんし、そして認可までには３年から４年かかります。さらに、教科書の早期給与特例事業の申請も必要となります。この小・中一貫校というのは、普通、施設面から見ますと、併置型、いわゆる小学校と中学校を近くにつけるやり方、それから併設校として一緒につないでしまう、校舎をつなぐやり方、さらには連携校として、離れておりますけど、お互いの教育課程をつなぐやり方等がありますし、現在の６・３制の小・中学校を４・３・２制や５・２・２制などに変更して、独自の教育課程により、早期の外国語教育や専門教師の授業による学力向上、及びより滑らかな接続により、不登校の問題等、現在の６・３制が持つ課題の解決を図ろうとするものであります。

現在、熊本県下では、平成16年度に富合町、平成19年度に産山村が、教育特区の認定を受け、取り組みが行われております。産山村では、小学校の統合による新校舎の建設に伴い、小・中一貫校が開校されました。

山鹿市教育委員会としましては、現在、各中学校区を単位とした幼・保・小・中連携協議会が立ち上げられ、生活面・学習面などに関する目標の連携や、幼児・児童・生徒間での交流活動、小・中学校合同での研究授業や、教師の交流事業などの取り組みを行っているところです。現在のところ、提言にもありますように、小・中連携を推進することにより、学力向上や滑らかな接続などの課題解決を図っていきたいと思っております。

小・中一貫校につきましては、そのメリットも認めるところではありますが、特区の認定、教科書の問題、教職員配置の問題、児童・生徒の転校時の問題など、本市のおかれている現状から考えますと、課題の方が多いように思います。

今後は、将来生じてくるであろう中学校統合の問題も考慮し、また今いろいろご説明いただきました、そういう教育改革の動向も見据えながら、山鹿の子どもたちにとってのより良い教育のあり方を真摯に検討してまいりたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（高野誠二君）

丸山議員、了解ですか。

○30番（丸山康昭君）

了解です。

○議長（高野誠二君）

以上で丸山議員の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後２時16分　休憩

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

午後２時30分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、永田紘二議員の発言を許します。永田議員。

［12番　永田紘二君　登壇］

○12番（永田紘二君）

12番議員の永田です。

発言通告に基づきまして、一般質問を１点だけさせていただきます。

方保田東原遺跡の整備についてお伺いをいたします。

文教厚生委員会所管でありますけれども、全庁的な取り組み、戦略等についてのお願い等もひっくるめて質問したいと思います。

この件につきましては、平成19年の６月、それから12月、２回一般質問をしております。質問の内容等を少し触れながら、再度質問をさせていただきます。

まず、６月議会でありますけれども、国の追加指定をするということで、８ヘクタールの地権者78名でありますけれども、同意書を取る必要があるということで、その提出に向けての説明がなされました。国の追加指定をしていただくと、こういうメリットと、こういうデメリットがありますということですけれども、一つは固定資産税は非課税になります、全部ただになります。用地の買収時は、譲渡所得税は免税になります。住宅移転については、移転の補償なり、買収なり、移転先の斡旋等も行います。用地の買い取りについては、国庫補助80％でありますから、５年か10年で用地は全部買い取ります。この用地というのは、公用地という表現をされていますので、必要なやつということになると思いますけれども、地権者の方ではもう全部買ってもらうというような理解をされていたと思います。それから、整備については10年から15年で、東原の公園整備は終わりたいというようなお話がありましたし、ただし増改築等につきましては、事前に許可がないとできませんよというようなデメリットの説明もされております。こういう経過の中で、同意書をいただきまして、平成18年７月に国の追加指定８ヘクタールをしていただいたわけであります。

しかし、18年度に指定をしたにもかかわらず、19年度の整備に必要な予算ゼロでありました。何でゼロなのかという質問をしたわけでありまして、国の指定がなされたがゆえに、地権者の皆さん方は、まず新築もできない、改築もできない、移転もできない、宅地・農地の売却もできない、農地の活用に非常に制限されているということに対する対策等について要望したわけであります。

また、12月議会におきましては、７月に国の指定をもらって、19年７月に地権者会議が行われました。そのときの内容をちょっと触れてみますけれども、まず口頭で概況の説明がありました。その中で、最初に出ましたのは、この大事な会議にどうして部長も教育長も出てきていないのですかというお話がありました。そのとき執行部はこういうお答えをされました。「後日、正式に具体的に戦略を立てましたらご報告をいたします。だから、今回は担当者で対応させていただきます」というお話があっていますが、それから１年２カ月、全く何も行われていない。そしてまた、そのときの説明の内容でありますけれども、固定資産税の非課税については誤りでした、間違っていましたと、税金は払ってくださいと。用地買上も計画どおり、５年とか10年ではとてもできませんというお話でありました。それから、当然、用

地の中でも宅地と住宅地とあるわけですけれども、宅地、住宅、移転の補償や移転の斡旋というのも非常に難しいですというような地権者の皆さん方への報告がありました。これも文書ではなく、口頭報告でありますので、これが生きているかどうかわかりませんが、それに対しまして、地権者の皆さん方はそれを説明があったからといって、納得しているという理解は、私はできませんでした。執行部は、それで理解していただいたのだろうという考えでおられると思いますけれども、そのときにこういうお願いをしました。国の補助金が80％ということでありますけれども、何年続くかわからない、いくら出すのかもわからないので、それらを調査をして、早めに買い取る必要があるなら、先行取得特別会計でもできませんかというお話をしました。もう一つは、固定資産税の問題につきましては、これはもう国とか県の問題ではなくて、市の問題ですから、担当部署と検討して、何か方法がありませんかというようなお願いをしてあります。その中に、後で個人的に報告をいただいておるわけですけれども、減免というのはできないだろうが、課税評価を検討するということは十分に検討したいというようなお話もありましたが、その後は全く何もありません。

このような経過を踏まえまして、質問いたします。まず、１回目であります。

平成20年度の整備計画で、やっと用地買収予算を計上していただきました。整備事業が全く見えません。どういう進捗で動いているのかをお伺いします。

それから、平成19年７月の地権者説明会で、皆さん方は十分に理解をされていないだろうと、私はそういう理解をします。執行部の皆さん方に言わせると、説明をしましたという表現もありますけれども、それは個々に回って説明し、文書もなく、口頭で説明したのは、説明の中に入らないんだろうという、私はそういう理解をしておりますので、その後、一度も地権者に対しての説明会が行われていません。今後、そういう説明会等の計画があるかどうかをお尋ねして、１回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

議員ご質問の用地買収予算を含めました、まず20年度整備事業の進捗状況が１点、それから２番目に地権者説明会の開催の予定ということでご答弁を申し上げたいと思います。

平成20年度は、関係各位のご理解をいただきまして、方保田東原遺跡の保存整備活用事業を進めることができますことに、この場をお借りして、感謝を申し上げたいと思います。まず、国庫補助を得まして、今年度で既存の公園と出土文化財管理

センターを接続できる部分の３筆、約3000平米の用地購入を行う作業を進めております。現在、用地購入に際し、不動産の測量と鑑定作業を行っております。今月中に作業を終えて、地権者の皆様方との具体的なお話し合いを行う予定としております。

また、文化庁及び県文化課と協議しながら、遺跡をどのように保護し、管理するかを定めました、いわゆる規制緩和を盛り込みました保存管理計画を現在策定中です。これも近々完成の予定となっております。

次に、これまでの経過といたしまして、地域との連携を深め、遺跡の活用を行うための山鹿市方保田東原遺跡応援団を５月に結成をいただきました。地元の区長さんが会長・副会長に就任されまして、大道校区全体での遺跡活用に盛り上げをいただいているところです。設立総会では150人以上の皆様方がお集まりいただきまして、盛会のうちに発会をいたしました。大変ありがたく感謝を申し上げているところです。

その後、会の事業といたしまして、６月にはひまわりの種まき、７月には古代米の田植え、今月には大道小学校の子どもたちの協力で「灯りの祭典」を開催し、あわせて大道公民館の公開講座のミニコンサートも予定されているところです。今後は、古代米の稲刈りや収穫祭など、地域の方々とともに、遺跡の活用や内外への広報に努めてまいりたいと考えております。これは前回のご質問のときにも、20年度の事業内容としてご報告を申し上げたところです。

また、出土文化管理センターでは、昨年から月１回、歴史講座も開催しておりまして、山鹿市の文化財のみならず、類似した他市町の文化財との比較を行って、文化財のすばらしさを再認識いただいているところです。

さらに、熊本県の重要文化財として、本年６月、方保田東原遺跡から出土いたしました遺物のうち、県に申請をいたしておりました28種類、139点が熊本県の文化財として６月に指定をいただきました。主な遺物としては、巴型銅器や鏡などの青銅器、それから全国唯一の石包丁型鉄器とか、赤色顔料を精製した資料等が含まれておりまして、遺跡の本質的な価値がさらに高まったと考えております。大変ありがたく思っているところです。

なお、説明につきましては、これまでもさまざまな機会を通してできるだけ情報発信をいたしたつもりでおりますけれども、先にもう既にご案内を申し上げておりますが、10月開催予定の地権者説明会でもただいま申し上げましたこれまでの経緯と、本年度の事業などについて詳しくご説明を申し上げたいと思っております。

なお、開催時期につきましては、できるだけ早く開催する予定ですが、内容が用地買収等の内容であったため、今回の開催まで延びましたことを大変心苦しく思っ

ているところです。

以上、ご答弁申し上げますけれども、今後とも地域の皆様のご理解を得て、事業に推進してまいりたいと考えておりますので、ご答弁とさせていただきます。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○12番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

［12番　永田紘二君　登壇］

○12番（永田紘二君）

１回目のご答弁をいただきました。

その中で、事業の進捗状況の話をされました。今、不動産鑑定の測量と鑑定をしている。３月議会ではもう決定した予算であります。９月が始まって、上半期が終わろうとしているのに、まだそこまでしかいってないのかなという疑問。それから、先ほどの規制緩和の話、これも７月の地権者説明会のときにも出ておりました。それもわざわざ説明して、全然、たたき台もできていない現状だと私は思います。内部で住宅の規制緩和の稟議あたり、どの辺までいってるか分かりませんけれども、そういうのも作業が遅れている。また、10月には地権者会議をするということでありますけれども、１年間以上のブランクがありますので、先ほど、都度、ご報告はしているという話でありましたけれども、大変な問題だろうと思います。

２回目の質問を行います。先ほどの答弁で、地権者説明会は実施するということでありました。私は、この説明会をするにあたっては、21年度の具体的な事業計画、それから将来的な整備計画の提案が必要だと思います。また、地権者の皆さん方は、先ほど東原遺跡の重要性はわかります。みんなでイベントあたりもやっていることもわかりますけれども、皆さん方は用地を当初お話があったとおりに、早く買い上げてほしいという意見が出てくるだろうと推定をしますし、そのときに21年度にはどういう事業をして、将来にはどういうビジョンを構えて、この地権者説明会の中に提案できるような内容等について整理がされているとするならお伺いしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

２回目のご質問にお答え申し上げます。

21年度の今後の事業計画あるいは将来的な整備計画についてのお尋ねだったと思います。方保田東原遺跡の整備につきましては、昨年、市役所内の関係10課によります庁内検討委員会で検討していただきました。これは庁内連携がなお不足しているという声に対しまして、再度、庁内全体での検討を深めたところです。それで、現在、整備計画を取りまとめまして、３年から５年をかけて、これもお尋ねに既にお答えしておりますけれども、用地購入後、整備のための発掘調査を実施し、その成果に基づき整備を行うローリング方式で行いたいと考えております。したがいまして、今年度、用地を購入させていただきまして、21年度は整備のための発掘調査をぜひ実施したいという予定で進んでおります。

なお、発掘調査に際しましては、市民の皆様の参加も検討しているところです。発掘調査に参加される方々の育成もあわせて行えればとも考えております。

なお、整備計画につきましては、調査の成果に基づいて地域の方々も交えて、文化庁や県文化課の指導のもと、実施したいと考えております。

長期整備計画につきましては、ローリング方針で、まず農地を優先して整備の対象とさせていただいて、住宅地については、住宅の増改築が行われますように、昨年から県文化課を介して、文化庁と生活に支障がないような規制緩和策の協議を今進めております。10月中には管理計画を策定したいと考えております。

それから、用地につきましては、先ほどからご指摘がありますけれども、早期に用地買収ということのご要望、あるいはこれまでの経過については、重々承知しておるところですけれども、20年度事業として、また着手したばかりですので、ローリング方式を基本としながら事業を進めてまいりたいと考えております。あわせて、方保田東原遺跡応援団の皆様とともに、遺跡の活用と広報活動を推進しながら、地域全体の盛り上がりを図りたいと考えているところです。

しかしながら、今後、調査を行えば、これまでにない大きな成果として、さらなる貴重な遺溝や遺物などが出土することが十分期待されるのではないかと思っております。このような状況に至った場合には、国庫補助制度の状況や財政状況等の動向も考慮した上で、国、県あるいは市長部局とも協議しながら、長期ビジョンの中で検討したいと考えております。

地権者説明会の内容につきましても、今後の整備計画や経緯も含めて詳しくご説明を申し上げたいと思っているところです。

以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○12番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

［12番　永田紘二君　登壇］

○12番（永田紘二君）

２回目の答弁、ありがとうございました。

その中で一つ二つ、引っかかるところがありますので、ご質問ではなく、指摘しておきたいと思います。

今、３年から５年かけて用地購入後、整備のための発掘調査を実施し、ローリング方式を使って今後やっていきたいと、今考えるところですという表現をされましたけれども、６月議会で、私が質問したときに、この言葉は出ています。そして、基本計画等も着手されて進んでいると思いますが、それがまだ全部に行き渡ってないというか、挿絵にはなってないと思いますが、基本計画・基本構想もまだ出来上がってない。それに、地権者会議をする。そして、３年から５年かけて発掘をやります。21年度には買収は全然しません、１筆も買い上げはしませんよという形の中で地権者説明会に入られると思いますが、その説明会をするということにあたりまして、今後の指針、先ほど言いました事業方針、基本的な計画、基本構想、整備計画等を十二分に腹据えて関係部署と連携をして取り進めていかないと、地権者会議が地権者会議でなくなるような心配を私はしております。そういうことの中から３回目の質問をいたします。

突然ですが、総務部長にお尋ねをしたいと思います。今まで、１回目、２回目、私の質問に基づきまして、教育委員会から答弁がされましたそれぞれの内容、その都度、市長部局との連携があってるのか。ローリングの問題、21年度には買いつけをしないという問題等についても、本当に横の連携ができているのかという気がします。なぜならば、方保田東原遺跡の整備について、国の指定の申請から、今までの経過の中で、教育委員会と市長部局と、どれくらいの連携で話がされているのか。僕は不十分だったのではないかという理解をしております。例えば、追加指定についての手順、同意書を取る、内容の説明をする、そういうもろもろの内容が、恐らく横の連携はあってなかっただろう。というのはなぜかと言うと、整備、管理計画、短期・長期の策定をしていかねばならないわけですけれども、それに伴う財源、先ほど、申請をします、８ヘクタール追加指定をします、全部敷地は買います、例えば今の評価でしても、坪３万円、反当1000万円ぐらいだと思いますけど、８町で８億円かかります。それは農地として買った場合に８億円ですから、宅地も３町ぐ

らい多分あると思います。住宅地がたくさんあります。こういう事業をするにあたっての、財源が伴う内容を、本当に横の連携があっていたのかという疑問を持ちます。

それから、これはやっぱり連携は必要でありますし、この整備については全庁的な取り組みが必要だと、大きな課題であるという理解をします。当然、政策調整会議で論議がされたと思いますけれども、これは総務部長にご質問しませんけれども、本当に政策調整会議で東原遺跡の方向性についての論議があっているのかどうかという疑問も私は持ちます。

このような経緯を踏まえて、市長部局として、今の課題を捉え、今後の戦略を進めていく中での市長、副市長にお尋ねはできませんので、総務部長の考えをお尋ねしておきたいと思います。以上で３回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

永田議員の３回目のご質問にお答えいたします。

方保田東原遺跡の整備に関するお尋ねですが、私の方からは行政施策の立案、構想から政策決定までの一連の流れにつきまして、まずご説明をさせていただきます。

行政組織の性格上、総務部は行政施策に関する全体的な調整及び取りまとめを行う部署です。したがいまして、各部の施策の具体化に向けましては、緊密な連携を取りながら、全面的にバックアップしていきたいと考えております。ただし、政策決定にあたっての前提条件といたしまして、まずは各所管が政策決定に向けての合理的かつ客観的な判断による、例えば政策目標や政策選択の理由、さらには費用対効果などを含めた企画立案を行うことが最も重要で、かつ必要不可欠なことであると思っております。

これらのことを踏まえまして、全庁的な政策決定といたしましては、副市長主宰のもと、各部長で構成します政策調整会議に諮り、全庁的な合意形成を図る上での検討・調整を行います。その後、最終的には市長主宰のもと、副市長、教育長、各部長で構成します庁議において決定することになります。

以上が重要政策の決定の流れですが、今後におきまして、総務部といたしましては、ご質問の方保田東原遺跡の計画につきましても、また他の熟度の高い政策の具体化に向けまして、各所管としっかりと連携を取りながら進めてまいりたいと思っております。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

以上で永田議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（高野誠二君）

日程第２　委員会付託を行います。

ただいま議題となっております全案件を、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後２時57分　散会

～～～

９月１６日（火曜日）

平成20年（第４回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成20年９月16日（火曜日）午前10時開議

第１　議案第66号　専決処分の承認を求めることについて
（平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））
議案第67号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第68号　山鹿市税条例の一部を改正する条例
議案第69号　山鹿市ふるさと応援基金条例
議案第70号　八千代座等条例の一部を改正する条例
議案第71号　山鹿市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
議案第72号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）
議案第73号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第74号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計補正予算（第２号）
議案第75号　平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第76号　平成20年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）
議案第77号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について
議案第78号　山鹿市土地開発公社定款の一部変更について
議案第79号　市道路線の認定について
議案第80号　市道路線の認定について
議案第81号　市道路線の認定について
認定第１号　平成19年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　平成19年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　平成19年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　平成19年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第８号　平成19年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成19年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成19年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成19年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第12号　平成19年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第13号　平成19年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第14号　平成19年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
陳情第22号　旧同和地区における「子ども学習会」の廃止を求める陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　議員提出議案第２号　山鹿市議会会議規則の一部を改正する規則

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

第１　議案第66号　専決処分の承認を求めることについて
（平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））
議案第67号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第68号　山鹿市税条例の一部を改正する条例
議案第69号　山鹿市ふるさと応援基金条例
議案第70号　八千代座等条例の一部を改正する条例
議案第71号　山鹿市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
議案第72号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）
議案第73号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第74号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計補正予算（第２号）
議案第75号　平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第76号　平成20年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）
議案第77号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について
議案第78号　山鹿市土地開発公社定款の一部変更について
議案第79号　市道路線の認定について
議案第80号　市道路線の認定について
議案第81号　市道路線の認定について
認定第１号　平成19年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　平成19年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

て

認定第４号　平成19年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第６号　平成19年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第７号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第８号　平成19年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第９号　平成19年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第10号　平成19年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第11号　平成19年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第12号　平成19年度山鹿市水道事業会計決算の認定について

認定第13号　平成19年度山鹿市病院事業会計決算の認定について

認定第14号　平成19年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について

陳情第22号　旧同和地区における「子ども学習会」の廃止を求める陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　議員提出議案第２号　山鹿市議会会議規則の一部を改正する規則

日程追加

第３　意見書案第３号　新たな過疎対策法の制定に関する意見書

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

出席議員（30名）

１番	平	井	光	臣	君
２番	北	原	昭	三	君
３番	芹	川	正	美	君
４番	藤	原		豊	君
５番	立	山	秀	木	君
６番	立	山		隆	君
７番	原			徹	君
８番	平	井	邦	廣	君
９番	吉	本	政	幸	君

10番　池田誠一君
11番　堀　茂幸君
12番　永田紘二君
13番　森川昭彦君
14番　川野　功君
15番　古荘克郎君
16番　島田節男君
17番　森　芳顕君
18番　家入憲隆君
19番　横手啓介君
20番　高野誠二君
21番　藤原　弘君
22番　森　久雄君
23番　西牟田　長君
24番　太田黒鐵郎君
25番　丸山寛治君
26番　寺崎勇児君
27番　高口功二郎君
28番　山口晋正君
29番　古田信助君
30番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長　中嶋憲正君
副市長　杉焼義文君
教育長　田中　宏君
総務部長　池田永実君
市民福祉部長　中野　力君
農林部長　松永道郎君
商工観光部長　福田憲之君
建設部長　有働郁夫君
環境部長　藏原榮一君
病院事務部長　星子四郎君
教育部長　八木田達博君

総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	栃原昭一君
市民福祉部次長	富田辰郎君
農林部次長	冨田弘海君
商工観光部次長	永田義文君
水道局長	宮本榮次郎君
会計管理者	北井孝範君
企画課長	中川秀人君
農林企画課長	戸次由夫君
商工課長	大森健司君
建設課用地対策室長	阿部一行君
病院管理課長	田上信博君
農業委員会事務局長	立山清敏君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君
書記	森　英州君

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第１　議案第66号～議案第81号

認定第１号～認定第14号

陳情第22号

○議長（高野誠二君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案、認定及び陳情の全案件を議題といたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議案第66号　専決処分の承認を求めることについて
（平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））

議案第67号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第68号　山鹿市税条例の一部を改正する条例

議案第69号　山鹿市ふるさと応援基金条例

議案第70号　八千代座等条例の一部を改正する条例

議案第71号　山鹿市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

議案第72号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）

議案第73号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第74号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計補正予算（第２号）

議案第75号　平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第76号　平成20年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）

議案第77号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について

議案第78号　山鹿市土地開発公社定款の一部変更について

議案第79号　市道路線の認定について

議案第80号　市道路線の認定について

議案第81号　市道路線の認定について

認定第１号　平成19年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　平成19年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　平成19年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　平成19年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成19年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成19年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成19年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成19年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第12号　平成19年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第13号　平成19年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第14号　平成19年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
陳情第22号　旧同和地区における「子ども学習会」の廃止を求める陳情書

○

○議長（高野誠二君）

各常任委員長の報告を求めます。永田文教厚生常任委員長。

［文教厚生常任委員長　永田紘二君　登壇］

○文教厚生常任委員長（永田紘二君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会の報告を申し上げます。

まず、閉会中の７月８日午後１時30分から、議員控室におきまして、委員全員出席のもと、関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

はじめに、継続審査中の陳情第22号について審査を行いました。

陳情第22号　旧同和地区における「子ども学習会」の廃止を求める陳情書、なお慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

次に、所管事務調査として、市立病院改築工事入札関係について、養護老人ホーム民間移譲について、幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」について、以上３件について、６月定例会以降の状況、今後の取り組み、方向性等について調査を行いました。

調査終了後、協議会を開き、後期高齢者医療制度について、ツール・ド・コリアージャパンの結果について、久保田グラウンド・米野岳中第２グラウンドの用途変更について、八千代座審議会への諮問について、空調施設設置等の問題であります。以上４件について、それぞれ担当課より報告を受けました。

続きまして、本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案７件、認定６件及び継続審査中の陳情１件であります。

当委員会は、９月８日、９日の両日に、３階会議室におきまして、委員全員出席

のもと、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議員第70号　八千代座等条例の一部を改正する条例、反対討論があり、挙手による採決をした結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第71号　山鹿市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第73号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第74号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第75号　平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第76号　平成20年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成19年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）、反対討論があり、挙手による採決をした結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第２号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第３号　平成19年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第５号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第６号　平成19年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第13号　平成19年度山鹿市病院事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

陳情第22号　旧同和地区における「子ども学習会」の廃止を求める陳情書、なお慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

議案審査終了後に、所管事務調査を行いました。公民館の組織・運営について、教育センターについて、方保田東原遺跡について、小・中学校規模適正化計画について、市立病院について、幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」について、幼稚園・保育園再編について、以上７件について調査を行い、引き続き閉会中の所管事務調査と

することを決しました。

以上で文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

森川建設環境常任委員長。

［建設環境常任委員長　森川昭彦君　登壇］

○建設環境常任委員長（森川昭彦君）

おはようございます。

建設環境常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案５件、認定５件であります。

去る９月９日午前10時から、議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。その結果についてご報告をいたします。

まず、議案審査に先立ちまして、現地調査を行いました。

調査箇所は、議案第79号、第80号、第81号の市道認定に係る市道中屋敷線、市道東部工業団地２号線、市道本霊仙山中線、そして一般質問でありました久原団地内の公園跡地の駐車場利用状況を調査いたしました。

午後１時30分から委員会を再開、慎重に議案審査を行いました。

議案第66号　専決処分の承認を求めることについて、（平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））中所管、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第72号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号から80号、そして81号、いずれも市道路線の認定です。午前中に現地を調査いたしまして、議案第79号、80号、そして81号、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成19年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第４号　平成19年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第７号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第12号　平成19年度山鹿市水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第14号　平成19年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について、原案のとお

り認定すべきものと決しました。

なお、審査終了後、協議会を開催いたしました。下水道課から平成20年度山鹿市宗方ポンプ場電気設備改築更新工事の入札結果、そして合併協議会の協定項目に基づく下水道料金改訂の進捗状況、水道局からは同じく合併協議会の協定項目にございます水道料金統一に係る懇話会の経過報告がありました。

以上で建設環境常任委員会の報告を終わりますが、一つだけご報告をしておきます。

去る８月12日、環境課が長年にわたって主催をいたしております水生生物・水生昆虫の調査がありまして、参加をいたしました。立山秀木議員もおいでだったと思いますが、その中でこの30年来、菊池川・岩野川で絶滅しているといわれました、私たちはゲギュウと言っておりました、学名はギギというそうですが、その３センチほどの幼魚が１匹、それも小学校４年生の子どもが捕まえましたので、確かにこのゲギュウが菊池川・岩野川水系に復活したものと大変嬉しく思いました。これも下水道事業、農業集落排水事業が完全に整備をされて、河川がきれいになった証拠ではないかと大変嬉しく思いました。以上で終わります。

○議長（高野誠二君）

堀経済観光常任委員長。

［経済観光常任委員長　堀　茂幸君　登壇］

○経済観光常任委員長（堀　茂幸君）

おはようございます。

経済観光常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託された案件は、議案２件、認定５件であります。

去る９月10日午前10時から、議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず、審査に先立ちまして、現地調査を行いました。

鹿本町にあります木場木材工業株式会社において、化石燃料の代替燃料として使用する竹チップ等の工程を視察いたしました。タケノコ生産のために竹林の間伐は必要ですが、現在の竹材の受入条件も厳しく、荒廃した竹林を適切に整備するには、伐採技術の改善や用途開発、価格の上昇が必要であるとの説明を受けました。

次に、議案第66号に上程されております菊鹿町下内田の西岳不動岩線の林道災害の箇所を視察、担当職員より詳しい説明を受けました。

午後１時30分から委員会を再開、議案の審査をいたしました。

議案第66号　専決処分の承認を求めることについて、（平成20年度山鹿市一般会

計補正予算（第２号））中所管、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第72号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成19年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第８号　平成19年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第９号　平成19年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第10号　平成19年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第11号　平成19年度稲田・六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で経済観光常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

寺崎総務常任委員長。

［総務常任委員長　寺崎勇児君　登壇］

○総務常任委員長（寺崎勇児君）

おはようございます。

総務常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案７件、認定１件であります。

９月11日午前10時から、議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず、議案審査に先立ち、現地調査をいたしました。

積極的に企業誘致活動を展開されている南関町の南関東部工業団地を視察いたしました。南関町役場の企業誘致支援対策室長から、工業団地の経緯、近年の企業進出状況及び誘致活動について説明を受けました。

次に、豊前街道沿いにある国指定史跡を受けている南関お茶屋跡を視察、ボランティア団体、宿場町伝楽人の方より詳しく説明をいただきました。

その後、道の駅で昼食をし、帰庁いたしました。

午後１時30分に委員会を再開し、案件の審査をいたしました。

その審査の結果についてご報告いたします。

議案第66号　専決処分の承認を求めることについて（平成20年度山鹿市一般会計

補正予算（第２号））、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第67号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号　山鹿市税条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第69号　山鹿市ふるさと応援基金条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第77号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第78号　山鹿市土地開発公社定款の一部変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成19年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

委員会終了後、協議会を開催し、執行部から、１ふるさと山鹿大使委嘱について、２地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく指標について、以上２件の報告を受けました。

以上、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告があっておりますので発言を許します。原徹議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

７番、日本共産党の原　徹です。

私は、本議会に提出された16議案と認定14件の中で、２議案に絞って賛成意見を述べ、１議案と認定１件に反対を表明して討論に参加いたします。

まず、賛成討論を行います。

議案第67号と72号の委員長報告は可決でありますが、補強する意味で私も賛成意

見を述べます。

議案第67号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。医師の研究手当を７万円から11万円に、医師に対する麻酔専従手当、指導医手当などの特殊勤務手当としておのおの5000円を新設するというものであります。平成19年度の山鹿市病院事業会計決算報告によりますと、18年度より患者数が４万1700人も減少し、純損失額は５億7000万円となっています。この最大の要因として、５名の医師が減少したことを挙げてあります。

市立病院の改築工事が開始されました。健全財政を構築するためには21名の医師確保が絶対条件となっております。そのための医師優遇策の一つとして、本条例改正に賛成するものであります。

なお、病院長の説明では、医師の研究手当11万円は他の自治体病院では既に実施しており、山鹿市は遅れて改善するとのことであります。医師確保のためには、このような後手に回るのではなく、もっと積極的に施策を推進していくことを強く要望するわけです。

議案第72号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）について。野菜、果樹及び花卉農家の支援のために、原油高騰緊急対策施設整備事業として2576万8000円、また農林業経営者を支援するために、飼料・燃油価格高騰緊急対策事業に資金融資利子補給として122万円が計上されています。燃料、肥料、飼料、ビニール、さらには段ボールなど、あらゆる農業資材価格が急騰し、農家経営に重大な打撃をもたらしています。しかも、こうした生産コストの上昇分は農家の出荷価格に反映されないため、農家経営にストレートにのししかる状況になっています。

国際的に、穀物価格が高騰し、食料の安定的な輸入が危ぶまれているもとで、国内産の増産による食糧自給率の向上が待ったなしとなっています。

このような事態を放置するなら、国民生活に重大な影響をもたらすことは明らかであり、国としての万全な対策が急務となっているわけであります。

このような立場から、他の自治体に先駆けて、緊急対策事業費を計上されたことを高く評価し、歓迎するものであります。同時に、政府に対して、農業資材高騰分の保障を含む対策を早急に実施し、物価高騰の元凶となっています原油や穀物への投機マネーの規制を強く働きかけるよう要請いたします。

次に、反対討論をいたします。

議案第70号　八千代座等条例の一部を改正する条例について。本議案は、八千代座の空調施設が完備するのに伴い、使用料を改正するものでありますが、八千代座の空調冷房は１時間当たり4600円、暖房は床暖房を利用すると4700円となっています。これに対して近隣自治体の市民会館や文化ホールは、菊池市と植木町は冷暖房

とも4200円、玉名市は冷房4120円、暖房3600円となっています。県内で安いところでは、熊本市2000円、松橋町、八代市、小川町などでは3000円です。一般に上演時間が２時間としても、舞台装置などの準備のために数時間がかかります。また、八千代座の場合、観客定員が600名ということも収入が上がらず、主催者にとっては財政的に厳しい状況が生まれるわけであります。生の舞台が身近で見られ、市民が気軽に利用できる八千代座にするためにも、近隣自治体と同額ぐらいの使用料にすべきではないでしょうか。

次に、認定第１号　平成19年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。私は、次の２点から認定できないという意見を述べます。

まず１点目です。社会教育総務費の人権教育推進事業費として405万5952円が歳出されております。その内訳は、旧同和地区の子ども学習会の講師謝金に373万3000円、教材費として問題集、ドリル、さらにはノートまで買い与えてあるわけでありますが、それに８万5352円、１泊２日の交流キャンプ、この大型バス借り上げに６万円、水俣病環境学習に中型バス借り上げ４万1600円、解放同盟の高校生全国交流集会３名参加に15万6000円となっております。

同和対策事業の特別措置法が失効して６年が経過しています。30数年前の部落差別と貧困で、学校教育も受けられない子どもが存在した時代とは異なり、情勢は大きく変貌し、発展して、地区間による学校教育格差は全くなくなっております。

このような教育環境の中で、旧同和地区のみを特別扱いにし、本事業を続けることは周辺地域との間に新たな差別をつくり、旧同和地区を固定化し、部落問題の解決を大きく遅らせるばかりであります。さらには、日本国憲法の教育の機会均等にも反するものであります。もし、本事業を廃止せずに継続するのであれば、旧同和地区だけでなく、市内すべての地区で実施されるべきであります。それが教育の機会均等だと考えます。ただ13万6000円を使って、ふれあい講座を開き、旧同和地区の生徒に限定せず、すべての生徒を対象に各種の学習会を開いているということを評価します。今後の発展を期待するものです。

２点目は、社会福祉総務費、人権啓発推進事業に987万2000円が歳出されています。これは全額、部落解放同盟に補助金として支給されるものであります。この987万2000円は、６支部に配分されています。鹿本が330万円、旧山鹿、４支部ありますが、３支部に150万円ずつ、あと１支部に20万円、鹿央に187万2000円、このように支給してあるわけです。なぜ、鹿本支部だけが330万円と高いのかと質問しましても、合併当時、鹿本支部が一番補助金が多かったからとの理由であります。何ら根拠を示すことができない曖昧な配分であります。補助金を出すには、補助金規則により明確な事業計画が必要であります。このようないい加減な歳出を認めるわ

けにはいきません。

去る８月24日、山鹿市人権教育研究集会が開かれました。本集会には、毎年1000人以上が出席していますが、解放同盟員が参加しますと、行動費として補助金から5000円の日当が支給されます。ところが、一般の人たちが参加しても何もありません。同じ研究集会に参加しながら、市民によって5000円もらう人ともらわない人がいる。このような状況が長年続いているわけであります。これこそ差別というのではないでしょうか。こんな不公正な税金の使い方を議会は許していいのでしょうか。山鹿市行政は部落差別の解消といいながら、行政が新たに差別をつくりだしているといっても過言ではないと思います。このような事業を認定することはできません。ただ、先の一般質問では、監査委員が指示した解放同盟補助金交付要綱を12月までには作成するとの答弁があっております。このような不公正な税金の使途を早急に改めるよう要請して討論を終わります。

○議長（高野誠二君）

ほかに討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第66号に対する委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり、承認されました。

次に、議案第67号から議案第69号までの３案件を一括採決いたします。

議案第67号から議案第69号までの３案件に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、３案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（高野誠二君）

起立多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号から議案第76号までの５案件を一括採決いたします。

議案第72号から議案第76号までの５案件に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、５案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号から議案第81号までの５案件を一括採決いたします。

議案第77号から議案第81号までの５案件に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、５案件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第１号に対する委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（高野誠二君）

起立多数であります。

よって、認定第１号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第２号から認定第14号までの13案件を一括採決いたします。

認定第２号から認定第14号までの13案件に対する委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、13案件は原案のとおり認定されました。

次に、陳情第22号に対する委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第22号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第２　議員提出議案第２号　山鹿市議会会議規則の一部を改正する規則

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

日程第２、議員提出議案第２号　山鹿市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。提出者、太田黒鐵郎議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

おはようございます。

議員提出議案第２号　山鹿市議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議会活動の範囲の明確化に関する規定の整備を内容とする地方自治法の一部を改正する法律が平成20年６月18日に公布され、９月１日に施行されたことに伴い、山鹿市議会会議規則の一部を改正するため提案するものです。

改正の趣旨ですが、議会の活動の範囲の明確化ということで、議会活動のうち議案の審査や議会運営の充実を図る目的で開催する正副委員長会議や全員協議会などについて、会議規則に定めることによって、議会活動の範囲に含まれることを明確にしようとするものです。

したがいまして、これらの活動を会議規則に定めた場合においては、正規の議会活動に位置づけられ、公務災害や費用弁償の対象とすることができるとしたものです。

改正の主な内容ですが、第７章に「協議等の場」を加え、第159条において議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を別表のとおり設けることができると規定しております。これを受け、別表に協議等の場の名称、目的、構成員、招集権者を掲げ、これらを正規の機会活動とするものであります。

附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものです。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第２号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第２号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第２号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程追加

日程第３　意見書案第３号　新たな過疎対策法の制定に関する意見書

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

ただいま意見書案１件が提出されました。職員に配付いたさせます。

［職員配付］

○議長（高野誠二君）

お諮りいたします。

この際、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第３、直ちに議題といたします。

意見書案１件について、職員に朗読いたさせます。

［職員朗読］

意見書案第３号

平成20年９月16日提出

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　寺崎　勇児

賛成者

山鹿市議会議員　永田　紘二

山鹿市議会議員　堀　　茂幸

山鹿市議会議員　森川　昭彦

山鹿市議会議長　高野　誠二　様

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、３次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、過疎地域である本市においては人口減少と高齢化が顕著であり、公共交通機関の不足、主産業である農業の後継者不足や耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落において運営機能や資源管理能力が低下するなど、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年３月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多目的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全な生活に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年９月16日

熊本県山鹿市議会

内閣総理大臣　福田康夫様
総務大臣　増田寛也様
財務大臣　伊吹文明様
農林水産大臣　太田誠一様
国土交通大臣　谷垣禎一様

○議長（高野誠二君）

意見書案第３号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。提出者、寺崎勇児議員、ありませんか。

○26番（寺崎勇児君）

はい。

○議長（高野誠二君）

これより、ただいま議題となっております案件について質疑を行います。質疑は

ありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

意見書案第３号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

閉　会

○議長（高野誠二君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成20年（第４回）山鹿市議会９月定例会を閉会いたします。

午前10時48分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　**高　野　誠　二**

山鹿市議会議員　**川　野　　功**

山鹿市議会議員　**森　川　昭　彦**